

# 第3次静岡市行財政改革前期実施計画

(平成27年度～平成30年度)

平成27年3月

(平成28年3月改訂)

(平成29年3月改訂)

(平成30年3月改訂)

静岡市



## 目次

|   |                        |   |     |
|---|------------------------|---|-----|
| 1 | 策定目的                   | … | 2   |
| 2 | 計画期間                   | … | 2   |
| 3 | 推進体制                   | … | 2   |
|   | （1）全体マネジメント            | … | 2   |
|   | （2）各局・区等のマネジメント        | … | 2   |
|   | （3）推進体制の関係図            | … | 3   |
| 4 | 計画の体系（全体像）             | … | 4   |
| 5 | 計画の目標                  | … | 6   |
| 6 | 計画の取組一覧                | … | 8   |
| 7 | 改革の取組                  | … | 16  |
|   | （1）基本方針Ⅰ「市民協働・官民連携の推進」 | … | 16  |
|   | ①「市民参加・協働の推進」          | … | 16  |
|   | ②「官民連携の推進と民間活力の活用」     | … | 31  |
|   | ③「開かれた市政の推進」           | … | 48  |
|   | （2）基本方針Ⅱ「質の高い行政運営の推進」  | … | 58  |
|   | ①「人材育成・活用の推進」          | … | 58  |
|   | ②「効率的な組織体制の確立」         | … | 65  |
|   | ③「ICTの高度利用による情報化の推進」   | … | 73  |
|   | （3）基本方針Ⅲ「持続可能な財政運営の確立」 | … | 80  |
|   | ①「健全な財政運営の推進」          | … | 80  |
|   | ②「効果的なアセットマネジメントの推進」   | … | 101 |
|   | ③「地方公営企業の経営改善」         | … | 113 |

## 1 策定目的

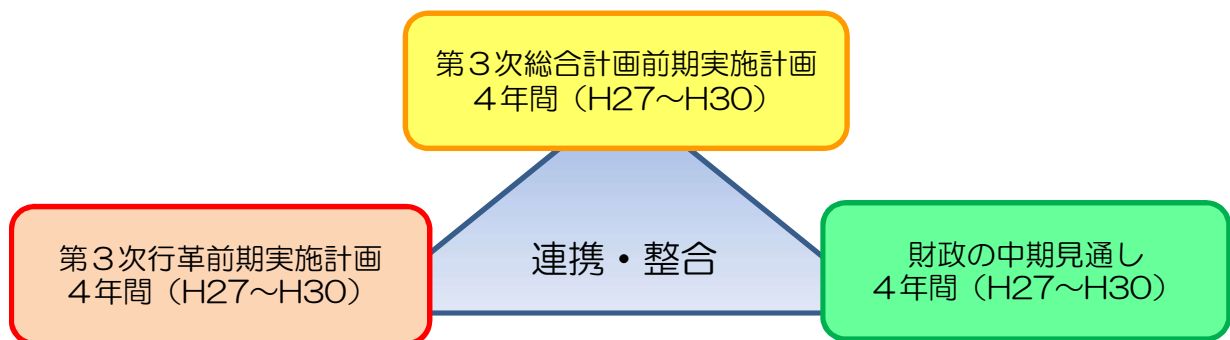
第3次静岡市行財政改革前期実施計画は、大綱に掲げる「豊かな地域社会を実現するための最適な行財政運営」の実現を図るため、3つの基本方針に基づく、具体的な取組内容と実施時期を示すものです。

今後は、実施計画に掲げた目標を達成するため、各取組を推進するとともに、進行管理を行っていきます。

## 2 計画期間

本計画の期間は、平成27年度から平成30年度までの4年間とし、8年間を目標期間とする大綱（H27～H34年度）の前期計画として実施してまいります。

また、第3次総合計画実施計画や予算編成状況等を踏まえ、適宜、内容の見直しを行ってまいります。



## 3 推進体制

### (1) 全体のマネジメント

計画を着実に推進するため、市長を本部長とする体制を整備し、進捗管理を行うとともに、有識者や市民で構成する「静岡市行財政改革推進審議会」においても、その状況を報告し、外部意見を採り入れてまいります。

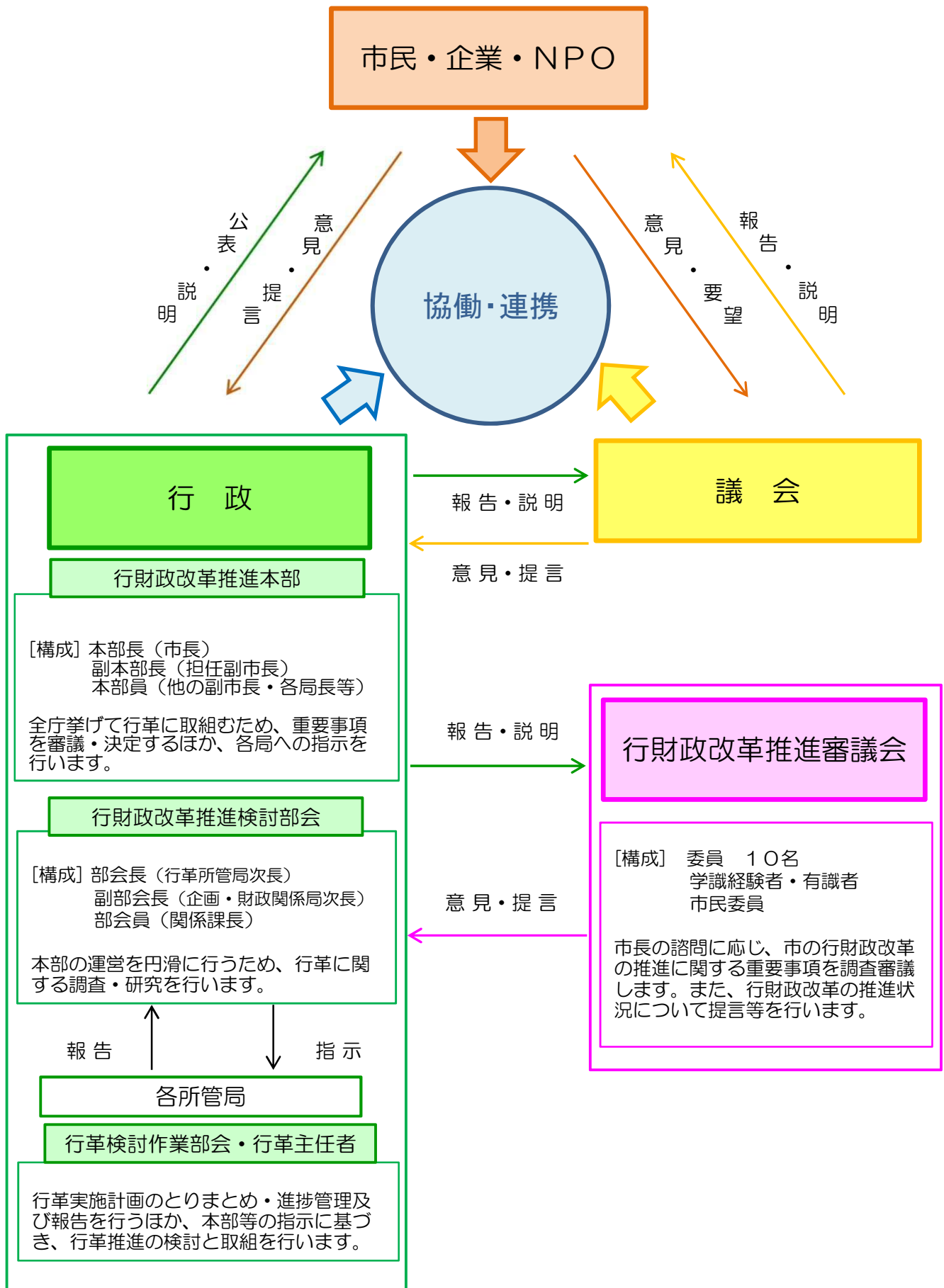
また、進捗状況については、ホームページや市政情報コーナーで公表してまいります。

### (2) 各局・区等のマネジメント

各局・区等のマネジメントについては、人事評価制度や局長会議等を活用し、PDCAサイクルによるマネジメントを実施してまいります。人事評価制度においては、行財政改革への取組を各局部課系の組織目標や、各自の目標として設定することで、積極的に取組むとともに、その結果を人事評価結果につなげることで、職員のモチベーションの向上を図ります。

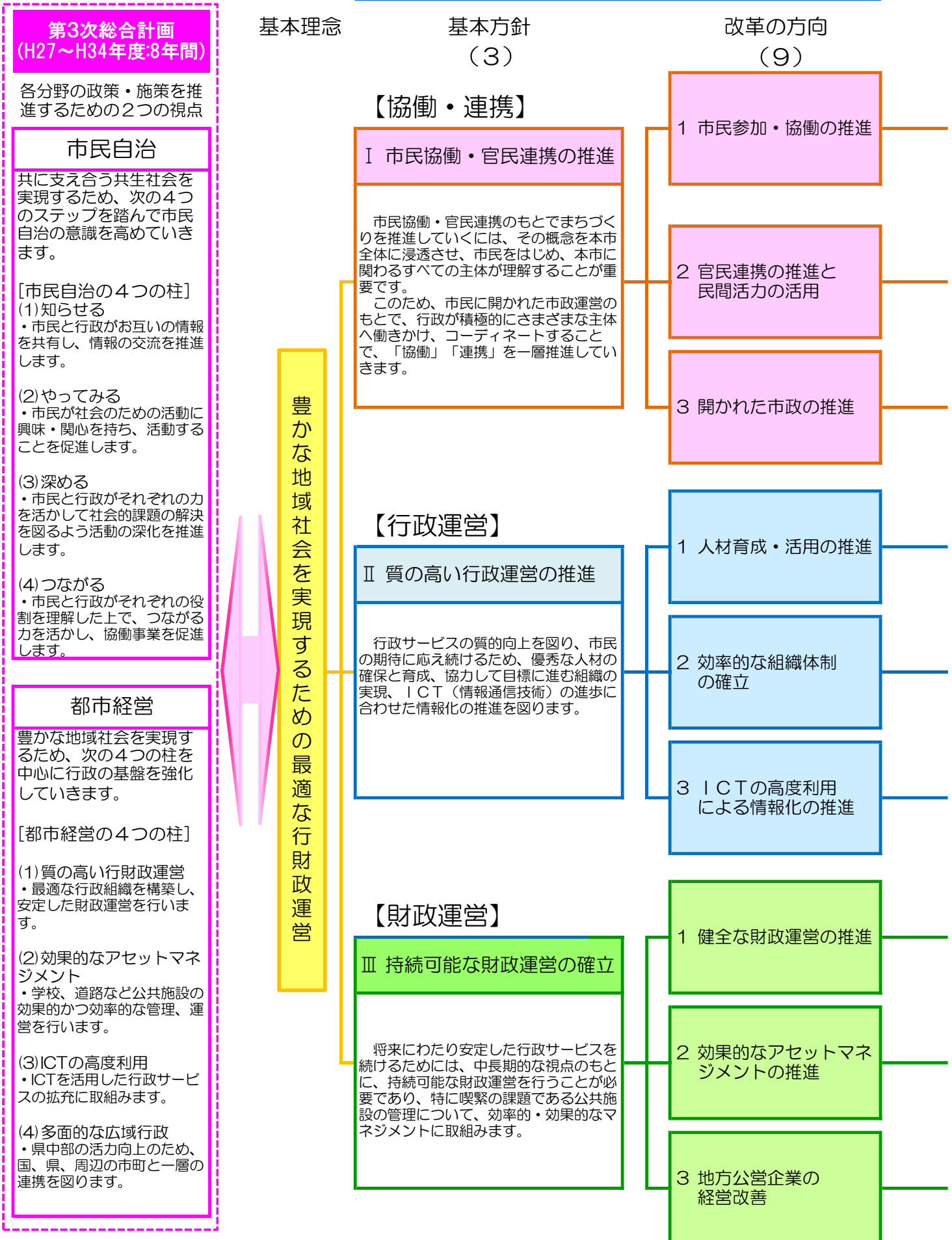
また、重要案件については、局長会議等を活用し、進捗状況や成果を報告するなど、全庁的な進行管理を行ってまいります。

(3) 推進体制の関係図



# 4 計画の体系（全体像）

## 第3次行革大綱(H27～H34年度:8年間)



## 前期実施計画(H27～H30年度:4年間)

### 施 策 (30)

### 主な取組項目

(1) 市民参加と地域の人材育成

・自治基本条例・市民参画推進条例・市民活動促進条例の浸透、未来を創る人材の養成 ほか

(2) 協働事業の推進

・協働事業提案制度の見直し、NPO・地域・大学等との協働事業の推進 ほか

(3) 市民活動・地域活動の促進

・市民活動への参加の促進、地域防犯活動住民団体の立上げ・支援 ほか

(4) 男女共同参画の推進

・固定観念にとらわれない男女の対等な関係を築くための広報・啓発活動の充実 ほか

(5) 権限移譲による地方自治の推進

・地方分権改革への対応と権限移譲に係る執行体制の確立 ほか

(1) 官民パートナーシップの推進

・官民連携地域活性化事業の推進、地域等と連携したまちづくりの推進 ほか

(2) 民間活力の活用

・指定管理者制度の導入の推進、PPP・PFI事業の導入の推進 ほか

(3) 外郭団体との連携と経営の効率化

・外郭団体の経営計画の適正な実施と評価 ほか

(1) 積極的な情報発信

・メディアミックス広報等による情報発信、新たな情報発信への取組 ほか

(2) 市政情報の共有化・透明性の確保

・情報公開・保有情報提供の推進、建設工事における総合評価一般競争入札の拡充 ほか

(3) 条例による政策の実現

・政策条例の整備と条例のマネジメント ほか

(1) 人材確保の推進

・地方分権時代に即した人材の確保

(2) 人材育成の推進

・人材育成ビジョンの推進、消防職員の人材育成 ほか

(3) 人事制度の運用・改善

・女性職員のキャリア形成支援と積極的な登用、人事評価制度の活用 ほか

(1) 組織・機構の見直し

・組織機構の最適化、区役所の体制整備 ほか

(2) 窓口サービスの向上

・葵、駿河、清水区役所の窓口サービスの向上 ほか

(3) 定員の適正化

・職員適正配置計画に基づく最適な職員配置

(4) 職員給与の点検と改善

・職員給与制度の継続的な点検と改善

(1) 情報化推進の総合的取組

・新情報化推進計画の推進、マイナンバー制度の活用

(2) ICTの活用とシステムの最適化

・オープンデータの推進、公衆無線LAN事業の推進 ほか

(1) 財政健全化の総合的取組

・フローとストックに留意した財政運営、財政の中期見通しの作成と公表 ほか

(2) 事務事業の見直し・統廃合

・見直し項目設定による予算の定期点検の実施・静岡型行政評価制度の活用 ほか

(3) 公共工事のコスト縮減

・公共事業の品質向上とコスト縮減の充実

(4) 自主財源の確保

・市税等の収納率の向上と適正な債権管理の推進、未利用地等の売却の推進 ほか

(1) アセットマネジメント基本方針の推進

・アセットマネジメント基本方針の推進（公共建築物・インフラ資産） ほか

(2) 公共建築物のアセットマネジメント

・学校施設整備計画実施計画の策定、市営住宅整備計画の見直し ほか

(3) インフラ資産のアセットマネジメント

・都市計画道路の見直し、道路施設（橋梁・トンネル等）の適切な維持管理 ほか

(1) 水道事業の経営改善

・収納率の向上と適正な債権管理の推進、包括民間委託の採用 ほか

(2) 下水道事業の経営改善

・収納率の向上と適正な債権管理の推進、公共下水道への接続促進 ほか

(3) 市立病院の経営改善

・経営形態の見直し、病床機能の再編（清水病院） ほか

## 5 計画の目標

本計画では、改革の方向ごとに数値化した目標値を設定し、その達成を目指していきます。

### 基本方針Ⅰ「市民協働・官民連携の推進」

#### 改革の方向1「市民参加・協働の推進」

| 指 標                       | 現状         | H30年度目標 |
|---------------------------|------------|---------|
| 市民活動団体と市との協働事業数（所管局による集計） | 241事業(H26) | 248事業   |
| 市民活動センター利用登録団体数（所管局による集計） | 780団体(H25) | 1,050団体 |
| 審議会等における女性委員の割合（所管局による集計） | 33.0%(H26) | 36.0%   |

#### 改革の方向2「官民連携の推進と民間活力の活用」

| 指 標   | 現状         | H30年度目標 |
|---|------------|---------|
| 指定管理者制度導入施設のサービスの満足している利用者の割合<br>（指定管理施設利用者アンケート調査） | 83.1%(H25) | 90.3%   |

#### 改革の方向3「開かれた市政の推進」

| 指 標                           | 現状           | H30年度目標 |
|-------------------------------|--------------|---------|
| 市ホームページの総アクセス数（所管局による集計）      | 1,649万件(H25) | 1,773万件 |
| 市政に関心がある市民の割合（市民意識調査）         | 81.1%(H25)   | 80%以上   |
| 広報紙掲載内容が役に立ったと思う市民の割合（市民意識調査） | 64.5%(H23)   | 67.5%   |

### 基本方針Ⅱ「質の高い行政運営の推進」

#### 改革の方向1「人材育成・活用の推進」

| 指 標  | 現状         | H30年度目標 |
|--|------------|---------|
| 事務職員採用予定者数に対する競争倍率（所管局による集計）                 | 10.9倍(H26) | 10倍の確保  |
| 人材育成ビジョンを理解し、それに基づく行動ができる職員の割合<br>（所管局による集計） | 91.7%(H26) | 93.0%   |
| 管理職員における女性職員の割合（所管局による集計）                    | 8.5%(H26)  | 10.0%   |

#### 改革の方向2「効率的な組織体制の確立」

| 指 標                                   | 現状             | H30年度目標           |
|---------------------------------------|----------------|-------------------|
| 人口10万人あたり（普通会計）の職員数（総務省定員管理調査）        | 635人(H26)      | 635人              |
| 時間外勤務時間数の縮減率（所管局による集計）                | 577,207h(H25)  | 559,891h<br>(3%減) |
| 各区の窓口サービスに満足している市民の割合<br>（区窓口アンケート調査） | 葵 区 91.2%(H26) | 葵 区 90%以上         |
|                                       | 駿河区 79.4%(H26) | 駿河区 90%以上         |
|                                       | 清水区 87.6%(H26) | 清水区 90%以上         |

#### 改革の方向3「ICTの高度利用による情報化の推進」

| 指 標                            | 現状         | H30年度目標 |
|--------------------------------|------------|---------|
| オープンデータを利用したアプリ等活用件数（所管局による集計） | 0件(H26)    | 140件    |
| 公衆無線LANのアクセスポイント設置数（所管局による集計）  | 127箇所(H26) | 450箇所   |



## 基本方針Ⅲ「持続可能な財政運営の確立」

### 改革の方向1「健全な財政運営の推進」

| 指 標  | 現 状                              | H30年度目標                          |
|--|----------------------------------|----------------------------------|
| 臨時財政対策債以外の市債残高（所管局による集計）   | 2,857億円(H25)                     | 2,900億円未満                        |
| 市税等の収納率<br>（現年・滞納繰越分：H26年度当初予算対比）（所管局による集計）<br>（市税・国民健康保険料・介護保険料・保育料・市営住宅使用料・水道料金・<br>下水道使用料・清水病院診療収入等）<br><br>*表中の「滞線」とは、滞納繰越分を示したものです。<br>（静岡病院はH28年度に地方独立行政法人へ移行するため、掲載していません。） | 市税 98.92%(現年)<br>26.44%(滞線)      | 市税 99.36%(現年)<br>41.96%(滞線)      |
|  | 国保 89.65%(現年)<br>18.22%(滞線)      | 国保 91.97%(現年)<br>21.25%(滞線)      |
|  | 介護 98.67%(現年)<br>17.41%(滞線)      | 介護 99.04%(現年)<br>18.24%(滞線)      |
|  | 保育 98.48%(現年)<br>12.00%(滞線)      | 保育 98.97%(現年)<br>17.93%(滞線)      |
|  | 住宅 95.50%(現年)<br>11.18%(滞線)      | 住宅 99.32%(現年)<br>18.35%(滞線)      |
|  | 水道 98.56%(現年)<br>36.50%(滞線)      | 水道 98.95%(現年)<br>40.50%(滞線)      |
|  | 下水道 98.50%(現年)<br>39.50%(滞線)     | 下水道 98.87%(現年)<br>43.50%(滞線)     |
|  | 清水<br>病院 99.04%(現年)<br>9.16%(滞線) | 清水<br>病院 99.04%(現年)<br>9.16%(滞線) |

### 改革の方向2「効果的なアセットマネジメントの推進」

| 指 標   | 現 状                         | H30年度目標             |
|---|-----------------------------|---------------------|
| 公共建築物の延床面積縮減率（H23年度末時点：2,301,025.90㎡）<br>（所管局による集計） | 10,995.42㎡減<br>(H25 0.48%減) | 80,713㎡減<br>(3.5%減) |
| 長寿命化対策による投資的経費の縮減額（所管局による集計）                        | —                           | 64.8億円(*1)          |

\*1 長寿命化対策による投資的経費の縮減額の目標値は、実施計画に記載している事業の計画額を記載しています。

### 改革の方向3「地方公営企業の経営改善」

| 指 標                                  | 現 状         | H30年度目標 |
|--------------------------------------|-------------|---------|
| 経常収支比率（水道事業）                         | 109.8%(H25) | 103.0%  |
| 経費回収率（下水道事業）                         | 104.5%(H25) | 107.1%  |
| 経常収支比率（一般会計補助金を除く）（病院事業：清水病院）        | 97.1%(H25)  | 97.6%   |
| 病院サービスに満足した患者の割合（病院利用者アンケート調査）（清水病院） | 86.1%(H25)  | 87.0%   |

\*経常収支比率とは、収益性を見る際の最も代表的な指標であり、経常費用（経常的に生じる費用）が経常収益（経常的に生じる収益）により、どの程度賄われているかを示したものです。この比率が100%を超える場合は、経常利益（黒字）が生じていることになります。

\*経費回収率とは、汚水処理に要する経費（雨水処理等の公費負担分を除く。）が下水道使用料収入により、どの程度賄われているかを示したものであり、この比率が100%以上の場合は、収入で支出を賄っていることになります。

## 効果額

（単位：千円）

|                        | H27年度     | H28年度     | H29年度     | H30年度     | 合 計        |
|------------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|------------|
| 収 入 増 額                | 1,612,830 | 2,430,835 | 3,254,043 | 3,759,951 | 11,057,659 |
| 削 減 額                  | 1,481,047 | 2,145,523 | 2,313,029 | 2,971,904 | 8,911,503  |
| 将来負担の軽減<br>(投資的経費の縮減額) | 1,632,121 | 1,592,087 | 1,843,549 | 1,601,041 | 6,668,798  |
| 合 計                    | 4,725,998 | 6,168,445 | 7,410,621 | 8,332,896 | 26,637,960 |

\*将来負担の軽減(投資的経費の縮減額)とは、事業の見直しやアセットマネジメントによる施設の長寿命化や統廃合などにより、将来的にかかるコストの軽減を図ることで、予算の削減額とは異なります。

\*職員の削減を伴う取組は、職員適正配置計画と効果額が重複するため、控除しています。（再掲している取組についても同様）

## 6 計画の取組一覧

### 基本方針 I 「市民協働・官民連携の推進」

#### 改革の方向1 「市民参加・協働の推進」(21項目)

| 施策               | 取組番号 | 取組内容                                   | 所管課                   | ページ |
|------------------|------|--|-----------------------|-----|
| 1 市民参加と地域の人材育成   | 1    | 継続 自治基本条例・市民参画推進条例・市民活動促進条例の浸透         | 企画課<br>市民自治推進課        | 16  |
|                  | 2    | 継続 ボランティア事業等の推進                        | 関係各課                  | 17  |
|                  | 3    | 継続 生涯学習の推進とまちづくりへの参加                   | 生涯学習推進課               | 18  |
|                  | 4    | 継続 市民等の個々の取組によるごみ減量への参加                | ごみ減量推進課               | 18  |
|                  | 5    | 拡充 未来を創る人材の養成                          | 生涯学習推進課               | 19  |
|                  | 6    | 新規 附属機関等への市民参画の推進                      | 行政管理課                 | 19  |
| 2 協働事業の推進        | 1    | 拡充 協働事業提案制度の見直し                        | 市民自治推進課               | 20  |
|                  | 2    | 拡充 区民との協働事業の推進（葵区）                     | 葵区役所地域総務課<br>葵区役所各課   | 21  |
|                  | 3    | 拡充 区民との協働事業の推進（駿河区）                    | 駿河区役所地域総務課<br>駿河区役所各課 | 21  |
|                  | 4    | 継続 NPO・地域・大学等との協働事業の推進                 | 関係各課                  | 22  |
|                  | 5    | 新規 自主運行バス「両河内線」運行再編                    | 交通政策課                 | 23  |
| 3 市民活動・地域活動の促進   | 1    | 継続 市民活動への参加の促進                         | 市民自治推進課               | 24  |
|                  | 2    | 新規 市民活動を広げる交流の場づくり                     | 市民自治推進課               | 25  |
|                  | 3    | 継続 地域防犯活動住民団体の立上げ・支援                   | 生活安心安全課               | 25  |
|                  | 4    | 継続 河川環境活動団体の立上げ・支援                     | 環境創造課                 | 26  |
|                  | 5    | 新規 消防団員の入団促進                           | 警防課                   | 26  |
| 4 男女共同参画の推進      | 1    | 継続 固定観念にとらわれない男女の対等な関係を築くための広報・啓発活動の充実 | 男女参画・多文化共生課           | 27  |
|                  | 2    | 継続 市の審議会等への市民の参画促進                     | 男女参画・多文化共生課           | 28  |
|                  | 3    | 継続 女性農業委員の登用率の向上                       | 農業委員会事務局              | 28  |
| 5 権限移譲による地方自治の推進 | 1    | 継続 地方分権改革への対応と権限移譲に係る執行体制の確立           | 企画課                   | 29  |
|                  | 2    | 新規 県費負担教職員の権限移譲に係る教職員配置の再構築            | 教職員課                  | 30  |

## 6 計画の取組一覧

### 基本方針 I 「市民協働・官民連携の推進」

#### 改革の方向2 「官民連携の推進と民間活力の活用」(30項目)

| 施策                | 取組番号 | 取組内容  | 所管課                    | ページ |
|-------------------|------|---|------------------------|-----|
| 1 官民パートナーシップの推進   | 1    | 継続 官民連携地域活性化事業の推進                                   | 企画課                    | 31  |
|                   | 2    | 継続 民間等と連携した市民サービスの向上                                | 関係各課                   | 31  |
|                   | 3    | 継続 官民連携による災害支援体制の確立                                 | 建設政策課<br>福祉総務課         | 33  |
|                   | 4    | 継続 地域等と連携したまちづくりの推進                                 | 関係各課                   | 33  |
|                   | 5    | 継続 民間・市民と連携したMICEの推進                                | 歴史文化課<br>まちは劇場推進課      | 34  |
|                   | 6    | 継続 民間企業との交流研修の推進                                    | 人事課                    | 34  |
| 2 民間活力の活用         | 1    | 継続 指定管理者制度の導入の推進                                    | 行政管理課<br>関係各課          | 35  |
|                   | 2    | 拡充 指定管理施設における利用料金制の導入の推進                            | 行政管理課<br>関係各課          | 36  |
|                   | 3    | 継続 PPP・PFI事業の導入の推進                                  | アセットマネジメント推進課<br>学校給食課 | 37  |
|                   | 4    | 継続 家庭可燃ごみ収集運搬業務の民間委託化                               | 収集業務課                  | 37  |
|                   | 5    | 新規 公共建築物の工事監理の民間委託化・仮使用認定事務の合理化の検討                  | 公共建築課<br>建築指導課         | 38  |
|                   | 6    | 継続 要介護認定に係る調査の民間委託化                                 | 介護保険課                  | 38  |
|                   | 7    | 新規 エネルギーの地産地消事業                                     | 環境創造課                  | 39  |
|                   | 8    | 新規 日本平動物園レストハウスへの民間活力導入                             | 日本平動物園                 | 39  |
|                   | 9    | 新規 民間連携によるサービス向上及び新規収益の確保                           | 日本平動物園                 | 40  |
|                   | 10   | 新規 移動支援従事者養成研修の民間委託化                                | 障害者福祉課                 | 40  |
|                   | 11   | 新規 沼上清掃工場のごみ受取業務の民間委託化検討                            | 廃棄物処理課                 | 41  |
| 3 外郭団体との連携と経営の効率化 | 1    | 継続 外郭団体の経営計画の適正な実施と評価                               | 行政管理課                  | 42  |
|                   | 2    | 継続 静岡市まちづくり公社保有施設の有効活用について                          | 行政管理課                  | 43  |
|                   | 3    | 継続 静岡市土地開発公社の有効活用と長期保有土地の縮減                         | 企画課                    | 43  |
|                   | 4    | 継続 静岡市文化振興財団における連携事業の促進                             | 文化振興課                  | 43  |
|                   | 5    | 継続 教室事業等の見直しによる新規スポーツ実施者の増員                         | スポーツ振興課                | 44  |
|                   | 6    | 継続 日本平動物園オリジナル商品（お土産）の開発による利用者満足度の向上と（一財）動物園協会の収益確保 | 日本平動物園                 | 44  |
|                   | 7    | 継続 環境事業の推進による市民の生活環境の向上                             | ごみ減量推進課                | 45  |
|                   | 8    | 継続 静岡市しみず社会福祉事業団の経営基盤の強化                            | 障害者福祉課                 | 45  |
|                   | 9    | 継続 静岡市しみず社会福祉事業団の民営化の検討                             | 障害者福祉課                 | 45  |
|                   | 10   | 継続 静岡市勤労者福祉サービスセンター会員増加策の支援                         | 商業労政課                  | 46  |
|                   | 11   | 継続 ツインメッセ静岡の利用促進                                    | 産業振興課                  | 46  |
|                   | 12   | 継続 駿府匠宿と駿府楽市を活用した地場産業の振興                            | 産業振興課                  | 47  |
|                   | 13   | 継続 静岡観光コンベンション協会の業務改善                               | 観光・国際交流課               | 47  |

## 基本方針 I 「市民協働・官民連携の推進」

### 改革の方向3 「開かれた市政の推進」(17項目)

| 施策                    | 取組<br>番号 | 取組内容                                 | 所管課     | ページ |
|-----------------------|----------|--------------------------------------|---------|-----|
| 1 積極的な情報発信            | 1        | 継続 職員の広報マインドの向上                      | 広報課     | 48  |
|                       | 2        | 継続 メディアミックス広報等による情報発信                | 広報課     | 49  |
|                       | 3        | 継続 新たな情報発信への取組                       | 関係各課    | 49  |
| 2 市政情報の共有化・<br>透明性の確保 | 1        | 継続 情報公開・保有情報提供の推進                    | 政策法務課   | 51  |
|                       | 2        | 新規 営業施設台帳等のホームページ公開                  | 生活衛生課   | 52  |
|                       | 3        | 継続 建設業関連業務委託における一般競争入札の拡大            | 契約課     | 52  |
|                       | 4        | 継続 建設工事における総合評価一般競争入札の拡充             | 契約課     | 52  |
|                       | 5        | 継続 監査実施体制の充実                         | 監査委員事務局 | 53  |
| 3 条例による政策の実現          | 1        | 継続 政策条例の整備と条例のマネジメント                 | 政策法務課   | 54  |
|                       | 2        | 新規 オクシズ地域おこし条例の施行                    | 中山間地振興課 | 55  |
|                       | 3        | 拡充 みどり条例の施行                          | 緑地政策課   | 55  |
|                       | 4        | 新規 環境影響評価条例の施行                       | 環境創造課   | 56  |
|                       | 5        | 継続 産業廃棄物の適正な処理に関する関係法令の整備            | 廃棄物対策課  | 56  |
|                       | 6        | 新規 創造及び交流によりまちの活力を生み出す文化の振興に関する条例の施行 | 文化振興課   | 56  |
|                       | 7        | 新規 屋外広告物条例の改正                        | 建築総務課   | 57  |
|                       | 8        | 新規 遠距離大学等通学費貸与条例の施行                  | 企画課     | 57  |
|                       | 9        | 新規 工場立地法第4条の2第2項の規定に基づく準則を定める条例の施行   | 産業振興課   | 57  |

## 基本方針Ⅱ「質の高い行政運営の推進」

### 改革の方向1「人材育成・活用の推進」(10項目)

| 施策           | 取組番号 | 取組内容 |                      | 所管課                 | ページ |
|--------------|------|------|----------------------|---------------------|-----|
| 1 人材確保の推進    | 1    | 継続   | 地方分権時代に即した人材の確保      | 人事委員会事務局            | 58  |
| 2 人材育成の推進    | 1    | 継続   | 人材育成ビジョンの推進          | 人事課                 | 59  |
|              | 2    | 継続   | 危機管理監督者の人材育成         | 危機管理課               | 60  |
|              | 3    | 継続   | 技術職員の人材育成            | 技術政策課<br>環境保健研究所    | 60  |
|              | 4    | 拡充   | 消防職員の人材育成            | 消防局関係各課             | 61  |
|              | 5    | 継続   | 教職員の人材育成             | 教育センター              | 61  |
|              | 6    | 拡充   | 区役所職員の人材育成           | 葵区役所地域総務課<br>葵区役所各課 | 62  |
| 3 人事制度の運用・改善 | 1    | 継続   | 複線型人事制度の推進とキャリア形成支援  | 人事課                 | 63  |
|              | 2    | 継続   | 女性職員のキャリア形成支援と積極的な登用 | 人事課                 | 64  |
|              | 3    | 継続   | 人事評価制度の活用            | 人事課                 | 64  |

### 改革の方向2「効率的な組織体制の確立」(11項目)

| 施策           | 取組番号 | 取組内容 |                          | 所管課                   | ページ |
|--------------|------|------|--------------------------|-----------------------|-----|
| 1 組織・機構の見直し  | 1    | 継続   | 組織機構の最適化                 | 行政管理課                 | 65  |
|              | 2    | 新規   | 消防救急広域化による組織体制の充実        | 消防総務課                 | 66  |
|              | 3    | 拡充   | 区役所の体制整備                 | 区役所各課                 | 66  |
|              | 4    | 継続   | 附属機関等の見直し                | 行政管理課                 | 67  |
| 2 窓口サービスの向上  | 1    | 拡充   | 葵区役所の窓口サービスの向上           | 葵区役所地域総務課<br>葵区役所各課   | 68  |
|              | 2    | 拡充   | 駿河区役所の窓口サービスと区民満足度の向上    | 駿河区役所地域総務課<br>駿河区役所各課 | 69  |
|              | 3    | 拡充   | 清水区役所の窓口サービスの向上          | 清水区役所地域総務課<br>清水区役所各課 | 69  |
|              | 4    | 新規   | 電話サービスのあり方の検討            | 広報課<br>管財課            | 70  |
|              | 5    | 新規   | 介護保険認定業務の効率化による市民サービスの向上 | 介護保険課                 | 70  |
| 3 定員の適正化     | 1    | 継続   | 職員適正配置計画に基づく最適な職員配置      | 行政管理課                 | 71  |
| 4 給与制度の点検と改善 | 1    | 継続   | 職員給与制度の継続的な点検と改善         | 人事課                   | 72  |

## 基本方針Ⅱ「質の高い行政運営の推進」

### 改革の方向3 「ICTの高度利用による情報化の推進」(13項目)

| 施策                    | 取組<br>番号 | 取組内容 |                         | 所管課             | ページ |
|-----------------------|----------|------|-------------------------|-----------------|-----|
| 1 情報化推進の<br>総合的取組     | 1        | 継続   | 新情報化推進計画の推進             | ICT推進課          | 73  |
|                       | 2        | 新規   | マイナンバー制度の活用             | 行政管理課 ほか        | 74  |
| 2 ICTの活用と<br>システムの最適化 | 1        | 新規   | オープンデータの推進              | ICT推進課          | 75  |
|                       | 2        | 継続   | 統合型GISの構築               | ICT推進課          | 76  |
|                       | 3        | 拡充   | 公衆無線LAN事業の推進            | ICT推進課          | 76  |
|                       | 4        | 新規   | 消防活動支援情報のICT化促進         | 警防課             | 76  |
|                       | 5        | 継続   | 情報システムのクラウド化の推進         | ICT推進課          | 77  |
|                       | 6        | 新規   | 官民境界確定資料のデジタル化          | 土木管理課<br>土木事務所  | 77  |
|                       | 7        | 新規   | 保有映像情報の有効活用             | 指令課             | 77  |
|                       | 8        | 継続   | 職員の情報セキュリティ対策の維持・向上     | ICT推進課          | 78  |
|                       | 9        | 新規   | 統合型内部情報システムの構築          | 行政管理課<br>ICT推進課 | 78  |
|                       | 10       | 新規   | 小・中学校校務支援システムの整備        | 学校教育課           | 79  |
|                       | 11       | 新規   | ICTを活用したペーパーレス会議の導入方針決定 | 行政管理課<br>ICT推進課 | 79  |

## 基本方針Ⅲ「持続可能な財政運営の確立」

### 改革の方向1「健全な財政運営の推進」(24項目)

| 施策             | 取組番号 | 取組内容                     | 所管課                       | ページ |
|----------------|------|--------------------------|---------------------------|-----|
| 1 財政健全化の総合的取組  | 1    | 新規 フローとストックに留意した財政運営     | 財政課                       | 80  |
|                | 2    | 継続 財政の中期見通しの作成と公表        | 財政課                       | 81  |
|                | 3    | 新規 新公会計制度への取組み           | 財政課                       | 81  |
|                | 4    | 継続 普通建設事業における予算執行の適正管理   | 財政課                       | 81  |
|                | 5    | 継続 予算編成作業を通じての財源不足額の圧縮   | 財政課                       | 82  |
| 2 事務事業の見直し・統廃合 | 1    | 拡充 見直し項目設定による予算の定期点検の実施  | 財政課                       | 83  |
|                | 2    | 拡充 静岡型行政評価制度の活用          | 行政管理課<br>財政課 ほか           | 84  |
|                | 3    | 継続 事務事業の見直しによるコスト削減等     | 関係各課                      | 90  |
| 3 公共工事のコスト縮減   | 1    | 継続 公共事業の品質向上とコスト縮減の充実    | 技術政策課                     | 93  |
| 4 自主財源の確保      | 1    | 継続 市税等の収納率の向上と適正な債権管理の推進 | 滞納対策課・税制課<br>福祉債権収納対策課 ほか | 94  |
|                | 2    | 継続 課税客体の的確な把握による税込確保     | 市民税課<br>固定資産税課 ほか         | 95  |
|                | 3    | 継続 印刷・広報物等への広告事業の推進      | 行政管理課<br>関係各課             | 95  |
|                | 4    | 継続 ネーミングライツの推進           | 行政管理課<br>関係各課             | 96  |
|                | 5    | 継続 未利用地等の売却の推進           | 管財課<br>関係各課               | 96  |
|                | 6    | 拡充 自動販売機の貸付制度の推進         | 管財課<br>関係各課               | 96  |
|                | 7    | 継続 公の施設使用料の見直し           | 行政管理課・財政課<br>関係各課         | 97  |
|                | 8    | 拡充 ひるさと寄附金制度の推進          | 財政課                       | 97  |
|                | 9    | 継続 競輪事業による一般会計への安定的な繰出   | 公営競技事務所                   | 97  |
|                | 10   | 拡充 庁舎の有効活用               | 管財課<br>職員厚生課 ほか           | 98  |
|                | 11   | 新規 公共施設の民間開放             | 関係各課                      | 98  |
|                | 12   | 新規 登呂遺跡・登呂博物館事業の有料化      | 文化財課（登呂博物館）               | 99  |
|                | 13   | 継続 企業立地の推進               | 産業振興課                     | 99  |
|                | 14   | 継続 効率的な資金運用による財源確保       | 会計室                       | 99  |
|                | 15   | 継続 基金運用による利子負担の軽減        | 財政課                       | 100 |

## 基本方針Ⅲ「持続可能な財政運営の確立」

### 改革の方向2「効果的なアセットマネジメントの推進」(18項目)

| 施策                  | 取組番号 | 取組内容                         | 所管課                   | ページ |
|---------------------|------|------------------------------|-----------------------|-----|
| 1 アセットマネジメント基本方針の推進 | 1    | 新規 アセットマネジメント基本方針の推進（公共建築物）  | アセットマネジメント推進課         | 101 |
|                     | 2    | 新規 アセットマネジメント基本方針の推進（インフラ資産） | アセットマネジメント推進課         | 102 |
| 2 公共建築物のアセットマネジメント  | 1    | 継続 学校施設整備計画実施計画の策定           | 教育施設課                 | 103 |
|                     | 2    | 継続 市営住宅整備計画の見直し              | 住宅政策課                 | 104 |
|                     | 3    | 継続 公共施設の廃止                   | アセットマネジメント推進課<br>関係各課 | 104 |
|                     | 4    | 新規 沼上清掃工場灰溶融炉の稼働停止           | 廃棄物処理課                | 105 |
|                     | 5    | 継続 アセットマネジメントによる公共建築物の改築等    | アセットマネジメント推進課<br>関係各課 | 105 |
|                     | 6    | 継続 アセットマネジメントによる公共建築物の長寿命化   | アセットマネジメント推進課<br>関係各課 | 107 |
|                     | 7    | 継続 アセットマネジメントによる資産の有効活用      | アセットマネジメント推進課<br>関係各課 | 107 |
|                     | 8    | 継続 認定こども園の適正配置と民営化           | 子ども未来課                | 108 |
|                     | 9    | 継続 省エネ・長寿命器具の推進              | 設備課                   | 108 |
| 3 インフラ資産のアセットマネジメント | 1    | 継続 都市計画道路の見直し                | 都市計画課                 | 109 |
|                     | 2    | 継続 都市計画公園の見直し                | 緑地政策課                 | 110 |
|                     | 3    | 継続 道路舗装の適切な維持管理              | 道路保全課<br>各道路整備課       | 110 |
|                     | 4    | 継続 道路橋りょうの適切な維持管理            | 道路保全課<br>各道路整備課       | 111 |
|                     | 5    | 継続 道路トンネルの適切な維持管理            | 道路保全課<br>各道路整備課       | 111 |
|                     | 6    | 継続 道路附属物・法面構造物の適切な維持管理       | 道路保全課<br>各道路整備課       | 112 |
|                     | 7    | 継続 浜川水門の適正な維持管理              | 河川課                   | 112 |



## 基本方針Ⅲ「持続可能な財政運営の確立」

### 改革の方向3「地方公営企業の経営改善」(20項目)

| 施策           | 取組番号 | 取組内容                              | 所管課                   | ページ |
|--------------|------|-----------------------------------|-----------------------|-----|
| 1 水道事業の経営改善  | 1    | 継続 収納率の向上と適正な債権管理の推進（水道料金・簡易水道料金） | 営業課<br>水道施設課          | 113 |
|              | 2    | 拡充 効率的な資金運用                       | 水道総務課                 | 114 |
|              | 3    | 新規 包括民間委託の採用                      | 営業課                   | 114 |
|              | 4    | 継続 水道管路のアセットマネジメント                | 水道企画課<br>水道管路課        | 114 |
|              | 5    | 新規 上下水道局庁舎建設による危機管理機能の強化          | 水道総務課                 | 115 |
|              | 6    | 拡充 水道技術職員の人材育成                    | 水道部各課                 | 115 |
| 2 下水道事業の経営改善 | 1    | 継続 収納率の向上と適正な債権管理の推進（下水道使用料）      | 営業課                   | 116 |
|              | 2    | 継続 公共下水道への接続促進                    | 下水道総務課                | 117 |
|              | 3    | 新規 自動販売機の貸付制度の推進                  | 下水道施設課                | 117 |
|              | 4    | 拡充 運転管理業務の見直しと包括民間委託の推進           | 下水道施設課                | 118 |
|              | 5    | 新規 下水污泥燃料化の推進                     | 下水道施設課                | 118 |
|              | 6    | 継続 下水道管渠のアセットマネジメント               | 下水道計画課<br>下水道維持課      | 119 |
|              | 7    | 拡充 下水道技術職員の人材育成                   | 下水道部各課                | 119 |
| 3 市立病院の経営改善  | 1    | 継続 経営形態の見直し                       | 保健医療課                 | 120 |
|              | 2    | 継続 収納率の維持（静岡病院）                   | 静岡病院事務局<br>(H28から独法化) | 121 |
|              | 3    | 継続 病棟薬剤師の増員配置（静岡病院）               | 静岡病院事務局<br>(H28から独法化) | 121 |
|              | 4    | 継続 収納率の維持（清水病院）                   | 清水病院事務局               | 121 |
|              | 5    | 新規 病床機能の再編（清水病院）                  | 清水病院事務局               | 122 |
|              | 6    | 継続 医療スタッフの確保（清水病院）                | 清水病院事務局               | 122 |
|              | 7    | 継続 材料費の削減（清水病院）                   | 清水病院事務局               | 122 |

## 7 改革の取組

基本方針Ⅰ「市民協働・官民連携の推進」

改革の方向1「市民参加・協働の推進」

### 施策1「市民参加と地域の人材育成」

#### 取組内容

市民参加を推進するため、啓発や情報提供に取組むことで、市民活動に参加しやすい環境整備や機会を創出します。また、市民活動を広げ、楽しさを知ってもらうため、各施設等におけるボランティア事業等に取り組むとともに、地域課題を解決できる人材を養成します。

#### 取組項目(6項目)

- 1 自治基本条例・市民参画推進条例・市民活動促進条例の浸透
- 2 ボランティア事業等の推進
- 3 生涯学習の推進とまちづくりへの参加
- 4 市民等の個々の取組によるごみ減量への参加
- 5 未来を創る人材の養成
- 6 附属機関等への市民参画の推進



日本平動物園ガイドボランティア



人材養成塾

#### 具体的な取組

| 1    | 自治基本条例・市民参画推進条例・市民活動促進条例の浸透   | 所管課          | 企画課<br>市民自治推進課 |              |              |
|------|---|--------------|----------------|--------------|--------------|
| 現状   | パブリックコメントを実施しても、市民の関心を呼ばないケースが散見されるため、市民及び職員に関係条例を浸透させ、市民自治によるまちづくりを推進する必要があります。                          |              |                |              |              |
| 取組概要 | ①職員研修・市民啓発の実施：講師等による職員研修において、意識改革や市民の関心を惹きやすい「パブリックコメント」等の実施に向けた庁内啓発を行うとともに、市民向けパンフレットや公開講座等による市民啓発を行います。 |              |                |              |              |
| 年度   | 内容  | H27年度        | H28年度          | H29年度        | H30年度        |
| 工程   | ①市民への周知、啓発<br>職員研修会実施   | ◎ 実施<br>◎ 実施 | ⇒ 継続<br>⇒ 継続   | ⇒ 継続<br>⇒ 継続 | ⇒ 継続<br>⇒ 継続 |
| 指標   | 市民活動に参加したことのあ<br>る人の割合(H27 30.7%)   | —            | 35.0%          | 40.0%        | 45.0%        |
|      | 市民活動に参加したいと思う<br>人の割合(H27 29.5%)  | —            | 30.0%          | 30.0%        | 30.0%        |
|      | ①職員対象協働啓発研修会  | 1回           | 1回             | 1回           | 1回           |

基本方針 I 「市民協働・官民連携の推進」

改革の方向1 「市民参加・協働の推進」

|      |  |     |      |
|------|--|-----|------|
| 2    | ボランティア事業等の推進   | 所管課 | 関係各課 |
| 現状   | ボランティア事業については、第1次・第2次行革実施計画においても積極的に取組んできましたが、ボランティア参加者が固定化しており、新たな参加者の確保が必要となっています。     |     |      |
| 取組概要 | 市民活動に参加しやすい環境整備や機会を創出するとともに、市民活動を広げるよう、各施設等におけるボランティア事業等に取り組みます。<br>(各事務事業の取組内容は、別表のとおり) |     |      |

ボランティア事業の取組み（新規・拡充）

別表

| No  | 項目                    | 内容  | 実施年度 | 指標  | 所管課             |
|-----|-----------------------|---|------|---|-----------------|
| 2-1 | 賤機山古墳ガイドボランティアの育成・活用  | 文化財サポーター制度を利用しながら市民のガイドボランティアを育成、配置し、市民参加による賤機山古墳の顕彰を推進します。                           | H27  | ボランティア登録数<br>(累計)<br>H30 6人<br>(H26 0人)                 | 文化財課            |
| 2-2 | 登呂博物館ボランティアの促進        | 市民ボランティアの人数を増やし、より多くの来場者の受け入れを実現します。  | H27  | ボランティア登録数<br>(累計)<br>H30 50人<br>(H26 35人)               | 文化財課<br>(登呂博物館) |
| 2-3 | 読み聞かせ等図書館ボランティアとの協働促進 | ボランティア講座等の実施や活動内容等の周知に努め、ボランティアの養成・増員を図り、ブックスタート、読み聞かせ等を協働で実施します。                     | H27  | ボランティア人数<br>H30 395人<br>(H25 377人)                      | 中央図書館           |
| 2-4 | 災害ボランティア本部体制への支援      | 災害時における、災害ボランティア本部の開設・運営体制の検討へ参画するとともに、市社会福祉協議会との共催により災害ボランティアコーディネーターの養成等の人材育成を図ります。 | H30  | 災害ボランティア及び<br>コーディネーター養成数<br>H30 延1,100人<br>(H25 延746人) | 市民自治<br>推進課     |
| 2-5 | 道路サポーター制度の利用推進        | 新規登録団体の拡充及び既存団体への支援により、地域住民と行政との協働による道路の維持管理を推進します。                                   | H29  | 道路サポーター<br>登録団体数<br>H30 132団体<br>(H29.3月末現在<br>113団体)   | 道路保全<br>課       |

【その他のボランティア活用事業】 下記のボランティア活用事業についても引き続き、取組んでいきます。

- [イベント]・大道芸ワールドカップin静岡・静岡まつり・シズオカ×カンヌウィーク ほか
- [スポーツ]・全国少年少女サッカー大会・全国少年少女スポーツチャンバラ選手権大会in由比 ほか
- [文化振興]・静岡市清水文化会館マリナートサポーター・静岡科学館サイエンスナビゲーター  
・静岡音楽館ボランティア ほか
- [環境]・河川海岸愛護事業・リバーフレンドシップ制度 ほか
- [教育]・学生スクールボランティア・学校応援団推進事業 ほか
- [福祉]・メンタルピアサポーター育成事業（こころの健康づくり事業と統合予定）・障害者スポーツ教室 ほか

基本方針 I 「市民協働・官民連携の推進」

改革の方向1 「市民参加・協働の推進」

|      |   |       |              |              |              |         |
|------|---|-------|--------------|--------------|--------------|---------|
| 3    | 生涯学習の推進とまちづくりへの参加   |       |              |              | 所管課          | 生涯学習推進課 |
| 現状   | 市民意識調査では、1年間に生涯学習を行った人の割合は全国平均より低い状況ですが、生涯学習を行いたい市民ニーズはあるため、生涯学習を行える環境を整備するとともに、循環型の生涯学習社会の構築が必要となっています。（生涯学習を行った人 市：30%、全国57%、生涯学習を行ってみたいと答えた割合 市：36%） |       |              |              |              |         |
| 取組概要 | ①大綱登載事業の実施：新たな生涯学習推進大綱に基づき、自ら学んだ成果を活かし、ともにまちを創っていくことができる生涯学習社会を構築していきます。新たな視点として「活かす・実践する」ことにより、行政だけでなく、大学や企業等とさらに連携を深め、学習の場や社会参画の機会を創出できるよう取組みます。      |       |              |              |              |         |
| 年度   | 内容  | H27年度 | H28年度        | H29年度        | H30年度        |         |
| 工程   | ①大綱登載事業の実施<br>大綱登載事業の評価   | ◎ 実施  | ⇒ 継続<br>◎ 評価 | ⇒ 継続<br>⇒ 継続 | ⇒ 継続<br>⇒ 継続 |         |
| 指標   | ①生涯学習を行っている人の割合（H26 30%）  | 30%   | —            | —            | 40%          |         |
|      | ①事業実施数（全121事業）  | 95事業  | 108事業        | 120事業        | 121事業        |         |

|      |   |       |       |       |          |         |
|------|---|-------|-------|-------|----------|---------|
| 4    | 市民等の個々の取組によるごみ減量への参加  |       |       |       | 所管課      | ごみ減量推進課 |
| 現状   | 本市の一般廃棄物処理基本計画は、H27～H34年度までの8年間を計画期間として、廃棄物の適正処理やごみ減量化等に取組むこととしています。本市の一人1日当たりのごみ総排出量は減少傾向ですが、今後も、市民・事業者・市が協働して、ごみの減量化・資源化に取組み、循環型社会の形成を推進していく必要があります。（H25年度 一人1日当たりのごみ総排出量 1,008g） |       |       |       |          |         |
| 取組概要 | ①ごみ減量等の促進：新たな一般廃棄物処理基本計画に基づき、廃棄物の発生抑制、家庭や事業所におけるごみ減量促進、適正な循環的利用などに取組むとともに、一般財団法人静岡市環境公社などの関係団体との連携強化を図り、廃棄物の適正処理を確保します。   |       |       |       |          |         |
| 年度   | 内容  | H27年度 | H28年度 | H29年度 | H30年度    |         |
| 工程   | ①市民・事業者・市によるごみ減量等の取組の実施   | ◎ 実施  | ⇒ 継続  | ⇒ 継続  | △ 計画の見直し |         |
| 指標   | ①一人1日当たりのごみ総排出量（H25 1,008g）   | 975g  | 959g  | 942g  | 926g     |         |

基本方針 I 「市民協働・官民連携の推進」

改革の方向1 「市民参加・協働の推進」

| 5 未来を創る人材の養成     |  | 所管課   | 生涯学習推進課 |              |                         |
|------------------|--|-------|---------|--------------|-------------------------|
| 現状               | <p>①人材養成塾の現状<br/>これまでに519人（H26年度末）の修了生を輩出しており、修了生は、自分たちの事業を実現するため、グループを立ち上げ、社会の様々な課題に取り組んでいます。また、市民意識調査によると、自己啓発や能力向上の充実を市民の3割が望んでおり、特に男性の20～30代、女性の40代が約4割と高いことから、若年層に対する自己啓発や能力向上講座が必要となっています。（第3次静岡市総合計画策定に関わる市民意識調査H26年3月）</p> <p>②学びを実践に活かす人が低調<br/>生涯学習に取り組んだ人のうち、「この1年の間に、生涯学習を通じて身につけたことを活かしている人」の割合は、67.2%、「地域や社会での活動に活かしている」人は、そのうち11.9%と低調です。（H25年度静岡市生涯学習・スポーツに関する市民意識調査）</p> <p>③人材養成講座における連携不足<br/>市の関係各課において、環境や産業など個別分野に対応し、様々な人材養成講座を実施しています。（H26実施講座：環境大学、お茶の学校、アイセル女性カレッジ等）</p> |       |         |              |                         |
| 取組概要             | <p>個別分野で実施している様々な人材養成講座を「人づくりはまちづくり」の視点に立ち、まちづくりを担う人材を養成するため、「静岡シチズンカレッジ・こ・こ・に」としてまとめます。共通事業として、事業広報や修了生の交流会等を実施します。これらの講座を通じて、市民が市民社会の一員として社会の意思決定や運営の過程に積極的に関わろうとする、シチズンシップに富んだ人材の養成を目指します。この柱となる講座は次のとおりです。</p> <p>①人材養成塾（社会事業家養成コース）：講座では、受講生に社会事業家の視点・手法によりグループワークや事業企画づくり等を体験させることで、地域の課題を解決できる人材を養成します。（平成30年度から休止）</p> <p>②人材養成塾（地域リーダー養成コース）：講座では、地域の課題や住民ニーズを調べ、事例研究やグループワークによる課題解決手法を学ぶことにより、地域リーダーを養成します。（平成30年度改編・拡充）</p>   |       |         |              |                         |
| 年度               | 内容   | H27年度 | H28年度   | H29年度        | H30年度                   |
| 工程               | ①人材養成塾（社会事業家養成コース）の充実<br>②人材養成塾（地域リーダー養成コース）の開講  | ◎ 実施  | ⇒ 継続    | ⇒ 継続         | × 中止（休止）<br>⇒ 継続（改編・拡充） |
| 指標               | 延べ修了生数<br>①人材養成塾（社会事業家養成コース）（H26 31人）  | 25人   | 50人     | 75人          | —                       |
|                  | 延べ修了生数<br>②人材養成塾（地域リーダー養成コース）（H26 0人）  | 25人   | 50人     | 75人          | 145人                    |
|                  | シチズンシップが身についた人の割合（受講生アンケート）  | —     | —       | 95%以上        | 95%以上                   |
| 6 附属機関等への市民参画の推進 |  | 所管課   | 行政管理課   |              |                         |
| 現状               | <p>附属機関等では、市民委員を登用したり、原則会議を公開するなど、広く市民参画を求めています。その活動内容への認知度が低く、同じ市民委員が複数回又は複数の附属機関等の委員を兼ねる事例が多くあります。そのため、広く多くの市民の方が附属機関等に参加してもらえるよう、効果的なPRが必要となっています。</p>  |       |         |              |                         |
| 取組概要             | <p>①年間の市民委員の公募の予定を一覧にし、静岡シチズンカレッジの受講生（市のまちづくりや課題解決に興味・関心を持っている方）に応募を呼びかけます。</p> <p>②各種附属機関等の市民委員の公募の際に、関係団体の協力を仰いで応募を呼びかけるなど、効果的なPRのための工夫をします。</p>   |       |         |              |                         |
| 年度               | 内容   | H27年度 | H28年度   | H29年度        | H30年度                   |
| 工程               | ①静岡シチズンカレッジの受講生へ市民委員の公募呼びかけ<br>②各附属機関等における効果的なPRのための工夫   | —     | —       | ◎実施<br>○一部実施 | ⇒継続<br>○一部実施            |
| 指標               | 効果的な公募の実施  | —     | —       | 2件           | 2件                      |



**施策2 「協働事業の推進」**

**取組内容**

市民との協働事業をより推進するため、協働事業提案制度を見直し、市とNPO等による新たな協働事業の創出を促進します。また、市民活動をつなげるための取組として、これまでの協働事業を継続的に実施するとともに、地域や大学との協働を一層推進していきます。

**取組項目(4項目)**

- 1 協働事業提案制度の見直し
- 2 区民との協働事業の推進（葵区）
- 3 区民との協働事業の推進（駿河区）
- 4 NPO・地域・大学等との協働事業の推進
- 5 自主運行バス「両河内線」運行再編



協働パイロット事業（地域猫活動 住民説明会）



協働パイロット事業（地域猫活動 実施風景）

**具体的な取組**

|      |  |              |              |              |              |         |
|------|--|--------------|--------------|--------------|--------------|---------|
| 1    | 協働事業提案制度の見直し   |              |              |              | 所管課          | 市民自治推進課 |
| 現状   | ①協働パイロット事業は、制度発足後11年が経過し、事業改善に向けた意見が寄せられています。（H16～H25 応募数90件 採択数28 事業化10件9事業）また、市民活動協働市場は、利用実績がないため制度の見直しが必要となっています。<br>②市として全庁的に協働事業を促進していくため、具体的な検討を行う庁内体制が必要となっています。        |              |              |              |              |         |
| 取組概要 | ①協働事業提案制度の見直し等：市とNPOの協働事業を促進するため、NPOと市の職員を対象に成功事例の紹介等の意識啓発研修を実施します。また、継続事業へ発展させるための取組みなど、協働事業提案制度の見直し・検討を行います。<br>②市民活動促進検討会の設置：全庁的に市民活動及び協働事業を促進していくため、具体的な検討を行う検討会を庁内に設置します。 |              |              |              |              |         |
| 年度   | 内 容  | H27年度        | H28年度        | H29年度        | H30年度        |         |
| 工程   | ①協働事業提案制度の見直し<br>・意識啓発研修<br>・協働パイロット事業の継続事業化<br>②市民活動促進検討会の設置  | ⇒ 継続<br>◎ 実施 | ⇒ 継続<br>⇒ 継続 | ⇒ 継続<br>⇒ 継続 | ⇒ 継続<br>⇒ 継続 |         |
| 指標   | 市民活動団体と市との協働事業数（H26 241事業）   | 242事業        | 244事業        | 246事業        | 248事業        |         |

基本方針 I 「市民協働・官民連携の推進」

改革の方向1 「市民参加・協働の推進」

|      |   |                      |                      |                      |                      |                     |
|------|---|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|---------------------|
| 2    | 区民との協働事業の推進（葵区）   |                      |                      |                      | 所管課                  | 葵区役所地域総務課<br>葵区役所各課 |
| 現状   | 区役所が目指す「住民主体のまちづくり」推進には、地域のニーズや課題を把握し、地域住民が主体となって解決できるよう支援する必要がありますが、現在、実施している「区の魅力づくり事業」や「区民懇話会」は、その役割を十分果たしているとはいえない状況となっています。                        |                      |                      |                      |                      |                     |
| 取組概要 | ①区の魅力づくり事業の見直し：魅力づくり事業を見直し、より住民主体にシフトした事業手法を取り入れ、自立を促進します。<br>②新たな区民意見聴取の検討：区民懇話会を廃止し、より広く区民意見を聴取する新たな手法を確立します。<br>③地域振興事業の拡充：区役所で所管する地域振興事業の幅を広げていきます。 |                      |                      |                      |                      |                     |
| 年度   | 内容  | H27年度                | H28年度                | H29年度                | H30年度                |                     |
| 工程   | ①区の魅力づくり事業リニューアル<br>②新たな区民意見聴取方法の実施<br>③所管する地域振興事業増   | ◎ 実施<br>◎ 実施<br>◎ 実施 | ⇒ 継続<br>⇒ 継続<br>⇒ 継続 | ⇒ 継続<br>⇒ 継続<br>⇒ 継続 | ⇒ 継続<br>⇒ 継続<br>⇒ 継続 |                     |
| 指標   | 区民ディスカッション回数  | 6回                   | 6回                   | 6回                   | 6回                   |                     |
|      | 聴取した意見を区政に反映できた件数   | —                    | —                    | 5件                   | 5件                   |                     |
|      | 魅力づくり事業への協働、参加延べ学(地)区数  | 20学(地)区              | 20学(地)区              | 43学(地)区              | 53学(地)区              |                     |

|      |  |          |              |       |       |                       |
|------|--|----------|--------------|-------|-------|-----------------------|
| 3    | 区民との協働事業の推進（駿河区）   |          |              |       | 所管課   | 駿河区役所地域総務課<br>駿河区役所各課 |
| 現状   | これまで、駿河区役所が目指す「誰もが住みやすい駿河区」の実現に向けて、区役所が中心に行ってきた区の魅力づくり事業については、区民との協働を進め、より区民が主体となった事業とする必要があります。 |          |              |       |       |                       |
| 取組概要 | ①区の魅力づくり事業の推進：区の魅力づくり事業は、区民が企画・立案の段階から参画し、より区民が主体となって実施するようシフトしていきます。                            |          |              |       |       |                       |
| 年度   | 内容   | H27年度    | H28年度        | H29年度 | H30年度 |                       |
| 工程   | 区の魅力づくり事業を実施する実行委員会等の組織化   | △ 組織化の検討 | ◎ 実行委員会等の組織化 | ⇒ 継続  | ⇒ 継続  |                       |
| 指標   | 魅力づくり事業実行委員会等の新規組織化数【協働事業自立度】  | —        | 1団体          | 1団体   | 1団体   |                       |

基本方針 I 「市民協働・官民連携の推進」

改革の方向1 「市民参加・協働の推進」

|      |   |     |      |
|------|---|-----|------|
| 4    | NPO・地域・大学等との協働事業の推進   | 所管課 | 関係各課 |
| 現状   | これまでもNPO団体等を中心に、協働事業を実施してきましたが、団体や事業が固定化しており、新たな協働事業の掘り起しが必要となっています。                            |     |      |
| 取組概要 | 協働事業をより一層推進するため、NPOや大学等との協働事業を継続するとともに、新たな協働事業を展開することで、各団体との関係をより一層深めていきます。（各事務事業の取組内容は、別表のとおり） |     |      |

NPO・地域・大学等との協働事業の推進

| No   | 項目                         | 内容  | 実施年度 | 指標   | 所管課          |
|------|----------------------------|---|------|--|--------------|
| 4-1  | 自転車サポーター制度                 | 静岡市自転車利用計画に自転車サポーター制度を位置づけ、自転車利用者・地元企業等と連携し、自転車利用を促進します。  | H29  | サポーター協力企業・団体数<br>H30まで 50者<br>(H26 0者)   | 交通政策課        |
| 4-2  | 高齢者見守りネットワークの推進            | 新たな協力企業等を募り、見守りに関する協定を締結するほか、地域住民団体の見守り活動を支援します。  | H27  | 見守り事業追加協定数<br>H30まで 8協定<br>(H26まで57協定)   | 地域包括ケア推進本部   |
| 4-3  | 里親支援事業の推進                  | NPO法人への指導及び助言を実施し、事業の円滑な推進と普及啓発方法や啓発先を開拓します。  | H29  | 新規里親認定数<br>H30まで 24世帯以上<br>(H26 6世帯)   | 児童相談所        |
| 4-4  | 投票事務における市民従事者の活用           | 投票事務の市民従事率40%を維持するほか、可能な限り高校生の投票事務を継続します。   | H27  | 市民従事率<br>H30 40%<br>(H25 41.07%)<br>(参院選)  | 選挙管理委員会事務局   |
| 4-5  | 若年層への選挙時啓発事業               | 高校生を対象とした、静岡市選挙啓発冊子をリニューアルするほか、大学等の学生とタイアップし、効果的な選挙時啓発を実施します。   | H27  | 大学等との協働の選挙時啓発事業数<br>H30まで 5事業<br>(事業数は選挙回数により異なります。)                             | 選挙管理委員会事務局   |
| 4-6  | エイズキャンパスキャンペーンの効率化         | 学生へのアプローチを繋げるよう、大学へ出向く時間帯や場所を変更し、事業の効率化を図ります。<br>※H30年度からは実施個所の増加に取り組めます。   | H28  | 時間帯変更学校数<br>H30 6校<br>(H26 0校)<br>キャンペーン実施個所数<br>H30 9校11箇所<br>(H29 9校10箇所)      | 保健予防課        |
| 4-7  | 農地保全・農業用施設維持管理における地域との共同   | 新規組織の事業計画を市が認定し、除草・修繕などを地元が共同して取り組むことで、農地保全と農業用施設の維持管理等を促進します。  | H27  | 新規組織認定数<br>H30まで 8地区<br>(H26まで 31地区)<br>保全農地増加面積<br>H30まで 116ha<br>(H26まで 957ha) | 農地整備課        |
| 4-8  | 大学との連携による学習機会の提供           | 市民に大学の持つ知的資源を活用した講座等を提供するため、市民大学リレー講座の充実、大学講座を開催します。  | H27  | 講座開催回数<br>H30まで 90回<br>(H25 延17回)  | 生涯学習推進課      |
| 4-9  | 静岡市版介護予防体操「しぞ〜かでん伝体操」の普及啓発 | しぞ〜かでん伝体操の自主グループの立上げ支援及び自由参加できるオープンスペースの確保を図ります。  | H27  | 新規グループ立上げ数<br>H30まで 54団体<br>(H26まで59団体)  | 地域包括ケア推進本部ほか |
| 4-10 | 応急手当普及啓発活動                 | 広域化地域を含む管轄小中学校について教育委員会及び校長会等と連携し受講希望を募り、希望校に対し授業カリキュラムに組み込まれた応急手当普及啓発活動講習を実施します。   | H27  | 救命講習受講者数<br>H30まで 63,100人<br>(H25 10,576人)                                       | 救急課          |
| 4-11 | ごみ減量プロジェクトの実施              | 廃棄物減量等推進員の勉強会等を通して、地域ごとに具体的なテーマを設定し、地域と行政が協働して実践するプロジェクト等を平成29年度から実施しており、今後も、地域リーダーの活動をサポートし、地域と協働して、自立的にごみ問題に取り組める地域づくりを行っていきます。 | H30  | プロジェクト実施地域数<br>1地域   | 収集業務課        |



基本方針 I 「市民協働・官民連携の推進」

改革の方向1 「市民参加・協働の推進」

|      |   |       |       |       |        |       |
|------|---|-------|-------|-------|--------|-------|
| 5    | 自主運行バス「両河内線」運行再編  |       |       |       | 所管課    | 交通政策課 |
| 現状   | <p>自主運行バス「両河内線」は、清水区の中山間地域で大平系統、板井沢系統、宍原系統の3系統で、バス事業者が事業用バス車両による運行を委託しています。</p> <p>ただ、問題点として、「運行本数の減少による利便性の低下」、「バス停まで遠くて利用できない」などを抱えています。</p> <p>そこで、3系統の内、大平系統、板井沢系統の2系統について、平成30年4月より、地元NPO法人「清流の里両河内」に自家用普通自動車による運行を委託して、再編します。</p> |       |       |       |        |       |
| 取組概要 | <p>運行委託先となる地元NPO法人と協働して準備を進めており、運行計画作成、車両購入、事務所設置、バス停設置などを行っています。再編により、運行便数の増加、バス停の増加、運行時間の拡大、車両の小型化、デマンド運行の導入を行います。</p>  |       |       |       |        |       |
| 年度   | 内容  | H27年度 | H28年度 | H29年度 | H30年度  |       |
| 工程   | 自主運行バスの運行再編   | —     | —     | —     | ◎ 実施   |       |
| 指標   | 利用者数の維持<br>(H28 8,959人)   | —     | —     | —     | 8,959人 |       |

**施策3 「市民活動・地域活動の促進」**

**取組内容**

市民活動、地域活動を促進するため、市民活動センターを拠点としてNPO等の活動を支援するとともに、既存市民活動団体の継続的な支援、新規団体の立上げなどに取り組みます。

**取組項目(5項目)**

- 1 市民活動への参加の促進
- 2 市民活動を広げる交流の場づくり
- 3 地域防犯活動住民団体の立上げ・支援
- 4 河川環境活動団体の立上げ・支援
- 5 消防団員の入団促進



市民活動啓発イベント風景



市民活動打ち合せ風景

**具体的な取組内容**

|      |  |                  |                  |                       |                      |         |
|------|--|------------------|------------------|-----------------------|----------------------|---------|
| 1    | 市民活動への参加の促進  |                  |                  |                       | 所管課                  | 市民自治推進課 |
| 現状   | ①市民活動センターを2ヶ所設置し、市民活動を支援していますが、NPO等の社会的課題解決に向けた活動への認識が十分ではありません。また、NPOが自立した活動を行うには、資金力や組織力など基盤強化が必要となっています。（市民活動センター：2施設）H25実績：利用登録団体数：780団体 施設利用者数：54,939人<br>②全庁的に市民活動を促進していくため、具体的な検討を行う庁内体制が必要となっています。 |                  |                  |                       |                      |         |
| 取組概要 | ①中間支援機能の強化：市民活動団体の組織基盤強化のため、ファンドレイジング（資金調達手法の総称）の利活用等の財務面や、法務面などの中間支援機能を強化するよう、市民活動センターの指定管理業務の見直しを行います。<br>②市民活動促進検討会の設置：市民活動及び協働事業を促進していくため、具体的な検討を行う検討会を庁内に設置します。                                       |                  |                  |                       |                      |         |
| 年度   | 内容   | H27年度            | H28年度            | H29年度                 | H30年度                |         |
| 工程   | ①中間支援機能の強化<br>・指定管理仕様等の見直し<br>・契約更新<br>②市民活動促進検討会の設置   | ◎ 実施<br><br>◎ 実施 | ⇒ 継続<br><br>⇒ 継続 | ⇒ 継続<br>△ 見直し<br>⇒ 継続 | ⇒ 継続<br>◎ 実施<br>⇒ 継続 |         |
| 指標   | 市民活動センター利用登録団体数（H25 780団体）   | 808団体            | 822団体            | 970団体                 | 1,050団体              |         |
|      | 認定及び仮認定NPO法人数（H25 2法人）   | 5団体              | 6団体              | 11団体                  | 13団体                 |         |

基本方針 I 「市民協働・官民連携の推進」

改革の方向1 「市民参加・協働の推進」

| 2    |  | 市民活動を広げる交流の場づくり         |                         |                         | 所管課                     | 市民自治推進課 |
|------|--|-------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|---------|
| 現状   | <p>①市民活動を広く周知するために、H25年度に試行的に実施した「市民活動レビュー」のような、市民活動を直接市民に見て、知っていただく機会が必要となっています。</p> <p>②これまでも広報紙やチラシ、ホームページ等で、市民活動への積極的な参加を呼びかけてきましたが、より市民参加を推進するには、市民個人、ボランティア団体、NPO、自治会（町内会）、企業等、様々な主体が参加する新たな情報交流の場を創出する必要があります。</p>  |                         |                         |                         |                         |         |
| 取組概要 | <p>①市民活動プレビューの実施：市民活動を広く周知するため、紹介イベント（市民活動プレビュー）を実施していきます。</p> <p>※市民活動センターによる市民活動啓発イベントに加え、一層の周知効果を目指して市街地におけるイベントとして平成27年度から実施してきましたが、市民活動センターイベントを広報誌や市民活動支援システムを活用し、より広く周知することで、これまでの効果を維持しつつ、効率的に実施するため平成29年度に見直しを行い、30年度以降は本事業を市民活動センター主催イベントに一本化して実施します。</p> <p>②市民活動支援システムの開設・検討：各団体のネット上での情報提供や交流を主目的とした市民活動支援システムを新たに構築します。本システムでは、目的別検索の他、市民活動団体の活動場所やイベント開催地などをインターネットの地図にも表示し、自分の住む地域の情報が簡単にわかりやすいものにするとともに、いつでもどこでも利用できるようスマートフォンで使いやすいデザインとします。また、本システム稼働の際には、広報紙等の一般的な周知のみでなく、活動分野ごとの団体を通じた広報も実施します。</p> |                         |                         |                         |                         |         |
| 年度   | 内容   | H27年度                   | H28年度                   | H29年度                   | H30年度                   |         |
| 工程   | ①市民活動プレビューの実施<br>②市民活動支援システムの検討・開設   | ◎ 実施<br>△ 検討            | ⇒ 継続<br>△ 検討            | ⇒ 継続(見直し)<br>△ 検討       | ⇒ 継続(統合)<br>◎ 実施        |         |
| 指標   | 市民活動に参加したことのあ<br>る人の割合(H27 30.7%)  | —                       | 35.0%                   | 40.0%                   | 45.0%                   |         |
|      | 市民活動に参加したいと思う<br>人の割合(H27 29.5%)   | —                       | 30.0%                   | 30.0%                   | 30.0%                   |         |
|      | 市民活動センター来館者数<br>(H25 54,939人)  | 56,800人                 | 57,700人                 | 64,500人                 | 65,000人                 |         |
| 3    |  | 地域防犯活動住民団体の立上げ・支援       |                         |                         | 所管課                     | 生活安心安全課 |
| 現状   | <p>地域自主防犯活動団体への活動支援として、立上げ費用及び活動に要する被服、消耗品等の更新費用を補助金として支出していますが、犯罪の予防、抑制を図るため、新たな団体の立上げ・支援を行うことで安全・安心なまちづくりを推進する必要があります。「設立済地区・団体数(H25年度末)：31/43中学校区、39団体、未設立地区(H25年度末)：12/43中学校区(葵8/18、駿河4/9、清水0/16)、刑法犯認知件数(H25年 6,121件)」</p>  |                         |                         |                         |                         |         |
| 取組概要 | <p>①新規団体の立上げ：団体未設立地区への新規団体の立上げに引き続き取り組んでいきます。</p> <p>②更新団体への補助：H26年度からは、立上げ費用補助から更新費用補助への移行を開始し、各団体の継続的、安定的な活動への支援を目指します。また、H28年度からは、防犯団体研修会を開催し、地域自主防犯活動に役立つ情報を提供しています。</p>   |                         |                         |                         |                         |         |
| 年度   | 内容   | H27年度                   | H28年度                   | H29年度                   | H30年度                   |         |
| 工程   | ①新規団体の立上げ<br>②更新団体への補助   | ⇒ 継続(3団体)<br>⇒ 継続(18団体) | ⇒ 継続(2団体)<br>⇒ 継続(20団体) | ⇒ 継続(2団体)<br>⇒ 継続(22団体) | ⇒ 継続(1団体)<br>⇒ 継続(24団体) |         |
| 指標   | 刑法犯認知件数<br>(H25年 6,121件)   | 5,876件                  | 5,754件                  | 4,700件                  | 4,200件                  |         |

基本方針 I 「市民協働・官民連携の推進」

改革の方向1 「市民参加・協働の推進」

|      |   |              |              |              |              |       |
|------|---|--------------|--------------|--------------|--------------|-------|
| 4    | 河川環境活動団体の立上げ・支援   |              |              |              | 所管課          | 環境創造課 |
| 現状   | 河川環境アドプトプログラム事業は、静岡市環境基本条例第24条の規定に基づき、市民等の自発的な活動を促進することを目的として実施していますが、ここ数年、参加者数が横ばいとなっています。<br>※活動実績：H23（148団体1,527人）H24（139団体1,967人）H25（145団体1,513人） |              |              |              |              |       |
| 取組概要 | ①事業のPRと新規団体の立上げ：河川アドプトの普及に関して、啓発活動を推進し、H30年度までに、新規活動団体を10団体増やします。また、新規の取組みとして、長年活動している団体に対して、感謝状を贈呈するなどのインセンティブを設けます。                                 |              |              |              |              |       |
| 年度   | 内容  | H27年度        | H28年度        | H29年度        | H30年度        |       |
| 工程   | ①PR活動による普及啓発<br>①新規団体の増加  | ◎ 実施<br>◎ 実施 | ⇒ 継続<br>⇒ 継続 | ⇒ 継続<br>⇒ 継続 | ⇒ 継続<br>⇒ 継続 |       |
| 指標   | ①新規活動団体数<br>(H25 145団体)   | 2団体          | 3団体          | 2団体          | 3団体          |       |

|      |  |       |       |                   |                   |     |
|------|--|-------|-------|-------------------|-------------------|-----|
| 5    | 消防団員の入団促進  |       |       |                   | 所管課               | 警防課 |
| 現状   | 近年、全国的に消防団員の減少が続いている中、本市の消防団員数も減少傾向にあります。その一方で全国的には学生や女性の消防団員数は増加している状況です。<br>本市ではこれまで、団員の処遇改善として年額報酬の増額や、入団条件を緩和する条例改正、学生消防団認証制度の導入等を行ってきましたが、これらの制度改革をさらなる団員確保に結び付ける必要があります。 |       |       |                   |                   |     |
| 取組概要 | ①消防団の活動や、これまで取り組んできた制度改正等を広く市民に周知し、入団が期待できる女性や学生等の若者の入団者の増加を図るため、SNSの活用やカラーガード隊の活動等により、引き続き広報活動を強化します。   |       |       |                   |                   |     |
| 年度   | 内容   | H27年度 | H28年度 | H29年度             | H30年度             |     |
| 工程   | ①カラーガード隊による広報活動<br>①消防団公式フェイスブックによる情報発信<br>①大学等及び事業所の広報活動  | —     | —     | ◎実施<br>◎実施<br>◎実施 | ⇒継続<br>⇒継続<br>⇒継続 |     |
| 指標   | 消防団の団員数（前年度からの増員数）<br>(H28年4月1日現在の消防団員数：2,698人)  | —     | —     | 10人               | 10人               |     |

**施策4 「男女共同参画の推進」**

**取組内容**

男女共同参画に対する市民の意識を高めるため、啓発活動及び教育の充実に取り組みます。また、女性の活躍を推進するため、市の政策・方針決定に女性の考えが反映できるよう環境整備に努めていきます。

**取組項目(3項目)**

- 1 固定観念にとらわれない男女の対等な関係を築くための広報・啓発活動の充実
- 2 市の審議会等への市民の参画促進
- 3 女性農業委員の登用率の向上



中学校へのお出前講座



男女共同参画審議会

**具体的な取組内容**

|      |  |                                      |                                      |                                      |                                      |
|------|--|--------------------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|
| 1    | 固定観念にとらわれない男女の対等な関係を築くための広報・啓発活動の充実  | 所管課                                  | 男女参画・多文化共生課                          |                                      |                                      |
| 現状   | 市民意識調査（H26年度）では、社会通念・慣習等において男性の方が優遇と感じる人の割合は44.2%、男女の家事平均時間（1日あたり）の格差は216分（男性79分、女性295分）という状況で、いまだ固定的な性別役割分担意識が根強く残っています。その解消に向けて、今後も男女共同参画の理解促進に向けた取組みが必要となっています。 |                                      |                                      |                                      |                                      |
| 取組概要 | ①市民・企業等への講座の開催：市民・企業等を対象とした講座を開催します。<br>②中学校出前講座の実施：中学生を対象とした男女共同参画の啓発を実施します。<br>③男性の意識改革講座・事業の実施：男性向け講座・事業を実施します。<br>④啓発情報誌の発行：情報誌の発行による男女共同参画の啓発を実施します。          |                                      |                                      |                                      |                                      |
| 年度   | 内容   | H27年度                                | H28年度                                | H29年度                                | H30年度                                |
| 工程   | ①市民・企業・教育関係者への講座等の実施<br>②中学校出前講座の実施<br>③男性の意識改革講座・事業の実施<br>④啓発情報誌の発行   | ◎ 実施<br><br>◎ 実施<br>◎ 実施<br><br>◎ 実施 | ⇒ 継続<br><br>⇒ 継続<br>⇒ 継続<br><br>⇒ 継続 | ⇒ 継続<br><br>⇒ 継続<br>⇒ 継続<br><br>⇒ 継続 | ⇒ 継続<br><br>⇒ 継続<br>⇒ 継続<br><br>⇒ 継続 |
| 指標   | 「社会通念・慣習・しきたり」における男女の平等観（男性の方が優遇と感じる人の割合）（H26 44.2%）   | —                                    | —                                    | —                                    | 38%以下                                |
|      | 中学校における男女共同参画啓発活動の実施割合（H25末 32.0%）   | 35.5%                                | 39.0%                                | 42.5%                                | 46.0%                                |



基本方針 I 「市民協働・官民連携の推進」

改革の方向1 「市民参加・協働の推進」

|      |   |                                     |  |  |  |             |
|------|---|-------------------------------------|--|--|--|-------------|
| 2    | 2 市の審議会等への市民の参画促進   |                                     |  |  | 所管課  | 男女参画・多文化共生課 |
| 現状   | 女性の参画に関する調査結果によると、「市の審議会等の女性委員の割合は、33.0%（H26）」で、指定都市平均 33.3%（H25）」を下回り、98のうち38の審議会等において女性の登用率が10%を満たさない状況です。より多くの女性の意見が、市政に反映できるよう、女性の積極的な登用が必要なことから、現在女性の人材リストを運営し、庁内に提供しています。<br>一方、男女共同参画を標榜しながら男性の人材リストは存在していません。 |                                     |  |  |  |             |
| 取組概要 | ①男女共同参画推進会議の開催：市の審議会等への女性委員の登用を促進するための会議を開催します。<br>②新女性人材リストの作成：女性の登用に向けた人材リストを拡充します。<br>③人材育成の推進：女性の人材を育成します。<br>④所属長・職員向け研修の実施：市職員へ男女共同参画への理解を深める研修を実施します。<br>⑤男性人材リストの作成：男性の登用に向けた人材リストを新設します。                     |                                     |  |  |  |             |
| 年度   | 内容  | H27年度                               | H28年度                                    | H29年度  | H30年度  |             |
| 工程   | ①男女共同参画推進会議<br>②新女性人材リストの作成<br>③女性人材の育成<br>-1女性の活躍応援ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ<br>-2女性力レッジ<br>④所属長、職員向け研修<br>⑤男性人材リストの作成  | ◎実施<br>△検討<br><br>◎実施<br>◎実施<br>◎実施 | ⇒ 継続<br>◎ 実施<br><br>⇒ 継続<br>⇒ 継続<br>⇒ 継続 | ⇒ 継続<br>⇒ 継続<br><br>⇒ 継続<br>⇒ 継続<br>⇒ 継続<br>△ 検討 | ⇒ 継続<br>⇒ 継続<br><br>⇒ 継続<br>⇒ 継続<br>⇒ 継続<br>◎ 実施 |             |
| 指標   | 審議会等における女性委員の割合（H26 33.0%）  | 33.3%                               | 34.0%                                    | 35.0%  | 36.0%  |             |

|      |   |         |                |       |       |          |
|------|---|---------|----------------|-------|-------|----------|
| 3    | 女性農業委員の登用率の向上   |         |                |       | 所管課   | 農業委員会事務局 |
| 現状   | 農業委員の女性登用率は9.0%（定数44名中4名 葵区選出1名・清水区選出3名）となっており、国が示す「農業委員会の委員の女性が占める割合を30%（2020年）」の目標を下回っています。このことから、女性の積極的な登用が必要となっています。（農業委員会等に関する法律の一部改正により、平成28年度から市長が議会の同意を得て「農業委員」を任命し20名となります。） |         |                |       |       |          |
| 取組概要 | ①農業委員への女性の登用拡大：国が示す目標の達成に向け、今後の改選時において、女性農業委員の登用率15%（定数20名中3名）を確保するよう取り組んでいきます。   |         |                |       |       |          |
| 年度   | 内容  | H27年度   | H28年度          | H29年度 | H30年度 |          |
| 工程   | ①女性登用に向けた調査、検討、実施   | △ 調査・検討 | ◎ 女性登用の実施（改選時） | ⇒ 継続  | ⇒ 継続  |          |
| 指標   | ①農業委員会の女性登用率（H26 9.0%）  | —       | 15%            | 15%   | 15%   |          |

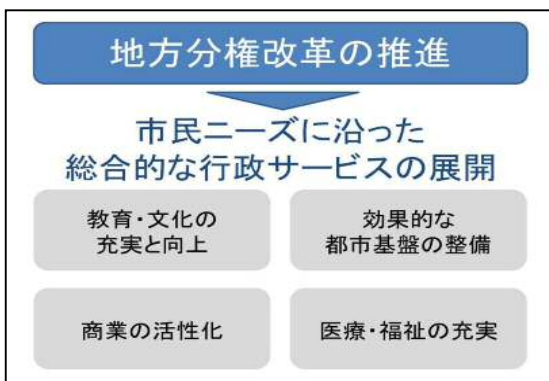
**施策5 「権限移譲による地方自治の推進」**

**取組内容**

国・県等からの権限移譲を積極的に進め、地域の特性に応じた、きめ細かい行政サービスの提供と市民の利便性を向上させるため、「分権一括法」等に基づく協議を行うほか、「地方分権改革に係る提案募集方式」による提案を行います。また、県費負担教職員の移譲を進め、現状に沿ったより適切な教職員の再配置を行い、市民ニーズに応じた教育を提供します。

**取組項目(2項目)**

- 1 地方分権改革への対応と権限移譲に係る執行体制の確立
- 2 県費負担教職員の権限移譲に係る教職員配置の再構築



地方分権改革のイメージ図



権限移譲によるパスポート窓口サービスの充実

**具体的な取組**

|      |   |              |              |              |              |
|------|---|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 1    | 地方分権改革への対応と権限移譲に係る執行体制の確立   | 所管課          | 企画課          |              |              |
| 現状   | 地方自治を推進する上で、今後必要な事務権限移譲がなされた後は、市民の利便性の向上に直結するよう、移譲された事務権限を適正に執行する体制について検討する必要があります。   |              |              |              |              |
| 取組概要 | ①権限移譲協議の実施：分権一括法及び「ふじのくに権限移譲推進計画」等に基づく適切な協議を実施するほか、移譲後の権限の適切な執行体制を確立します。<br>②単独・共同提案の実施：「地方分権改革に係る提案募集方式」を活用し、市単独又は指定都市市長会等での共同提案を行います。 |              |              |              |              |
| 年度   | 内容  | H27年度        | H28年度        | H29年度        | H30年度        |
| 工程   | ①適切な権限移譲協議の実施<br>②地方分権改革に係る提案募集方式の活用（単独・共同提案）   | ◎ 実施<br>◎ 実施 | ⇒ 継続<br>⇒ 継続 | ⇒ 継続<br>⇒ 継続 | ⇒ 継続<br>⇒ 継続 |
| 指標   | ②単独・共同提案の実施   | 3件           | 3件           | 6件           | 6件           |

基本方針 I 「市民協働・官民連携の推進」

改革の方向 I 「市民参加・協働の推進」

|      |  |       |         |        |          |      |
|------|--|-------|---------|--------|----------|------|
| 2    | 県費負担教職員の権限移譲に係る教職員配置の再構築   |       |         |        | 所管課      | 教職員課 |
| 現状   | 指定都市の小・中学校の教職員に係る人事権は指定都市教育委員会が有し、教職員定数の決定、学級編制の基準設定、給与等の負担は都道府県が有するというねじれ状態でした。これを解消するため、指定都市が要望し、教職員定数の決定等を指定都市に権限移譲する改正の法案（第4次一括法案）が、H26年通常国会に提出、可決されました。このため、県費教職員の権限移譲を迅速に進め、地域の実情に合った教育の提供が求められています。 |       |         |        |          |      |
| 取組概要 | ①権限移譲に伴う制度・体制の整備：県費負担教職員の権限移譲を進め、学級編制の基準設定、教職員定数の決定、条例等の制定を行うとともに、給与・勤務条件に係る制度の整備及び給与支給のためのシステム整備をします。   |       |         |        |          |      |
| 年度   | 内容   | H27年度 | H28年度   | H29年度  | H30年度    |      |
| 工程   | ①教職員給与案の検討、支給システム開発<br>教職員の定数・配置・給与案等の検討、条例・規則・要綱制定、実施<br>権限移譲・運用  | △ 開発  | △ 検討・制定 | ◎ 権限移譲 | ⇒ 継続（運用） |      |



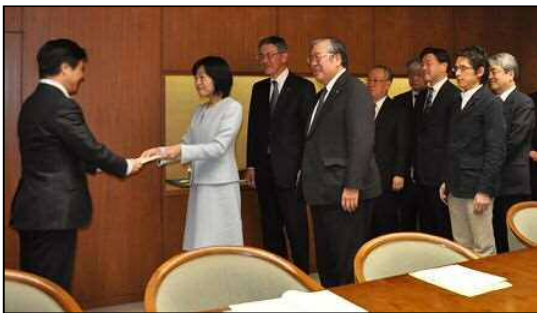
施策1 「官民パートナーシップの推進」

取組内容

官民連携を推進するため、行政と民間企業等との連携事業を積極的に採り入れるとともに、民間のノウハウを活用することで、各事業の充実と市民サービスの向上に努めます。また、連携事業をより多く実施し、官民パートナーシップの醸成を図ります。

取組項目(6項目)

- 1 官民連携地域活性化事業の推進
- 2 民間等と連携した市民サービスの向上
- 3 官民連携による災害支援体制の確立
- 4 地域等と連携したまちづくりの推進
- 5 民間・市民と連携したMICEの推進
- 6 民間企業との交流研修の推進



官民連携会議からの提言



スマート街区先進事例の現地調査

具体的な取組

| 1    | 官民連携地域活性化事業の推進   |  | 所管課                    | 企画課          |              |
|------|--|--|------------------------|--------------|--------------|
| 現状   | 人口減少、少子高齢化が進む中、官と民が連携し、まちみがき、地域活性化に取組むことが求められています。このため、H24年に「官民連携地域活性化会議」を設置し、10項目の提言 <sup>①</sup> の <sup>②</sup> 以外の実現に向け取組んでおり、地域活性化等に繋げることが必要となっています。   |  |                        |              |              |
| 取組概要 | ①事業の継続実施と検証：10の提言 <sup>①</sup> の <sup>②</sup> のうち、方向性の示された5事業は継続的に検証を行います。<br>② <sup>③</sup> 以外の <sup>④</sup> 発足と事業化：方向性の示されていない5事業は、 <sup>⑤</sup> の <sup>⑥</sup> 発足や事業 <sup>⑦</sup> の検討を行い、事業化に向け取組んでいきます。<br>[継続的に検証する事業]○地場水産物を活用した6次産業の創出、○まちなかの賑わい「演出」、○ <sup>⑧</sup> （物流）拠点の整備、○新産業の活用による人材育成、○基盤技術を活かした産業力の強化<br>[事業化に向け取組む事業]○防災スマート街区の整備、○食・農業と <sup>⑨</sup> を核とした循環型まちづくり、○留学生の受入増加・活用策の推進、○子育て・若年代向け住宅の供給、○女性が活躍できる環境整備 |  |                        |              |              |
| 年度   | 内容   | H27年度                                  | H28年度                  | H29年度        | H30年度        |
| 工程   | ①事業の継続実施・検証<br>②PT結果を踏まえた事業の実施、事業 <sup>⑦</sup> の確立・実施  | ⇒ 継続・検証<br>◎ 実施、事業 <sup>⑦</sup> の確立・実施 | ⇒ 継続<br>⇒ 継続（効果測定・見直し） | ⇒ 継続<br>⇒ 継続 | ⇒ 継続<br>⇒ 継続 |
| 指標   | ①官民連携による事業の取組（事業の継続・検証）  | 5事業                                    | 10事業                   | 10事業         | 10事業         |
|      | ②官民連携による事業の取組（方向性の決定・事業着手）   | 5事業                                    | —                      | —            | —            |

基本方針 I 「市民協働・官民連携の推進」

改革の方向2 「官民連携の推進と民間活力の活用」

|      |  |       |       |       |       |      |
|------|--|-------|-------|-------|-------|------|
| 2    | 民間等と連携した市民サービスの向上  |       |       |       | 所管課   | 関係各課 |
| 現状   | 官民連携による市民サービス・利用率向上には、これまでも取り組んできましたが、施設の利用率・利便性、市民サービスの向上を図るには、より一層連携・協力体制を強化するとともに、協働事業を展開する必要があります。 |       |       |       |       |      |
| 取組概要 | 行政と民間企業等との連携事業を積極的に採り入れるとともに、民間のノウハウを活用することで、各事業の充実と市民サービスの向上に努めます。<br>(各事業の取組内容は、別表のとおり)              |       |       |       |       |      |
| 年度   | 内容   | H27年度 | H28年度 | H29年度 | H30年度 |      |
| 効果額  | 収入増額（単位：千円）  | 720   | 720   | 720   | 720   |      |
|      | 削減額（単位：千円）   | 4     | 66    | 726   | 906   |      |

別表

| No  | 項目                        | 内容   | 実施年度               | 効果額（単位：千円）<br>（H27～H30）                           | 所管課               |
|-----|---------------------------|--|--------------------|---|-------------------|
|     |                           |  |                    | 指標  |                   |
| 2-1 | 動物園のケータリングサービス・キッチンカー導入   | 動物園にケータリングサービス・キッチンカーを引き続き導入し、市民サービス向上と収入確保を図ります。                | H27                | 2,880<br>キッチンカー導入<br>H30 5件<br>(H26 5件)           | 日本平動物園            |
| 2-2 | こどもクリエイティブタウンにおける企業との協働   | 企業の協力によりバザール等リアルティのある魅力的な事業を展開するほか、地元企業から講師を招き、しごものづくり講座等を開催します。 | H27                | —<br>企業に協力を得られた講座実施回数<br>H30 200回以上<br>(H26 261回) | 産業政策課             |
| 2-3 | 救急歯科センター移転による利便性の向上       | 急病センター跡地に移転し、歯科口腔保健医療に関する普及啓発事業等を静岡歯科医師会と連携することで、利便性向上を図ります。     | H27                | —<br>利用者数<br>H30 1,700人<br>(H25 1,695人)           | 保健医療課             |
| 2-4 | 地域リハビリテーション推進センターの展示フロア充実 | センター内に展示する福祉用具を無償リースに切り替えて経費削減を図るほか、民間と連携し、最新で質の良い展示品を増加させます。    | H27                | 1,702<br>有償購入品数<br>H30 3点<br>(H26 10点)            | 地域リハビリテーション推進センター |
| 2-5 | 食品表示モニターへの企業参加の促進         | 市民との意見交換の場である説明会・報告会への民間の参加企業数を増やすことで、食品表示に関する相互理解を深めていきます。      | H29<br>(H27から一部実施) | —<br>報告会参加企業数<br>H30 4社<br>(H25 1社)               | 食品衛生課             |

基本方針 I 「市民協働・官民連携の推進」

改革の方向2 「官民連携の推進と民間活力の活用」

|          |  |           |                          |       |                |                |
|----------|--|-----------|--------------------------|-------|----------------|----------------|
| <b>3</b> | <b>官民連携による災害支援体制の確立</b>  |           |                          |       | 所管課            | 建設政策課<br>福祉総務課 |
| 現状       | 南海トラフの巨大地震による県の第4次地震被害想定公表によると、津波や建物倒壊、火災等により、多くの死傷者が発生することが予想されています。この被害の拡大を抑制するために、今後は、より一層、官民連携により災害支援体制を確立し、市民の安全を守るため、迅速かつ的確な対応が求められています。   |           |                          |       |                |                |
| 取組概要     | <p>①緊急輸送路確保・配備体制の見直し：防災拠点を結ぶ緊急輸送路を中心とした主要道路の被災パターンの整理、迂回ルート選定、道路啓開の優先順位や方法等について、国、県、ライフライン業者、災害協定業者等と検討会を行い、計画を策定するとともに、より強い官民連携を図るため、建設局災害配備体制の再構築を行います。</p> <p>②災害時要援護者避難支援体制の確立：民生委員と協力し、要援護対象者に対し、要介護認定通知時等の機会を捉え、制度説明や同意確認をするなど、効果的な制度のPR等の手法を検討・実施します。そして、民生委員に配付した過去の名簿について郵送による返却方法を見直すなど経費削減を図ります。ただし、その後の調査により、郵送による同意確認をとりやめることができないと判明したため、平成28年度からは名簿返却のための郵送料の削減のみを行っています。</p> |           |                          |       |                |                |
| 年度       | 内容   | H27年度     | H28年度                    | H29年度 | H30年度          |                |
| 工程       | ①災害配備体制整備（再検討、改善）<br>②制度のPR等の実施、同意確認方法の検討・見直し  | △○ 再検討・改善 | ⇒ 継続<br>◎ 実施（制度周知、郵送廃止等） | ⇒ 継続  | ⇒ 継続<br>○ 一部実施 |                |
| 指標       | ①検討会開催数（H26 3回）  | 3回        | 3回                       | 3回    | 3回             |                |
|          | ②郵送件数（H26 10,000件）   | 10,000件   | 0件                       | 0件    | —              |                |
|          | ②返却名簿のうち郵送以外の方法で回収した数  | —         | —                        | —     | 950通           |                |
| 効果額      | 削減額（単位：千円）   | —         | 1,901                    | 1,901 | 237            |                |

|          |  |       |       |       |       |      |
|----------|--|-------|-------|-------|-------|------|
| <b>4</b> | <b>地域等と連携したまちづくりの推進</b>  |       |       |       | 所管課   | 関係各課 |
| 現状       | 官民連携による市民サービスの向上には、これまでも取り組んできましたが、今後は、行政と地域がより一層、連携・協力することで、地域の活性化を図るなど、官民が一体となったまちづくりを推進する必要があります。 |       |       |       |       |      |
| 取組概要     | 市民主体のまちづくりを推進するため、自治会・学校・企業・まちづくり団体との連携強化を図り、地域の活性化や賑わいの創出を図ります。                                     |       |       |       |       |      |
| 年度       | 内容   | H27年度 | H28年度 | H29年度 | H30年度 |      |
| 効果額      | 削減額（単位：千円）   | —     | —     | —     | 436   |      |

| No  | 項目          | 内容   | 実施年度                  | 効果額（単位：千円）<br>(H27~H30)                 | 所管課      |
|-----|-------------|--|-----------------------|---|----------|
|     |             |  |                       | 指標                                      |          |
| 4-1 | 草薙駅周辺まちづくり  | 駅前イベント広場等の管理権限を民間まちづくり法人（草薙カルテッド）へ付与し、オープンカフェ、マルシェなど自由な発想による公共空間の利活用により、まちの賑わいづくりを推進します。   | H30                   | 436<br>移管先事業数<br>H30 3事業<br>(H26 0事業)   | 清水駅周辺整備課 |
| 4-2 | 三保地区景観まちづくり | 地元自治会、学校、企業の参加によるワークショップ等を開催し、市民参画による景観のルールづくりを進めながら、条例に基づく地区指定することで、三保半島地区の景観まちづくりを推進します。 | H29<br>(H27~<br>一部実施) | —<br>地区指定数<br>H30まで 2地区<br>(H26 0地区)    | 建築総務課    |
| 4-3 | 民間団体とのまちづくり | 市と個別のまちづくり団体との連携を強化し、地域の活性化や賑わいの創出を図ります。   | H27                   | —<br>市支援策を受け創出された、まちづくり団体の活動数<br>H30 5件 | 商業労政課    |

基本方針 I 「市民協働・官民連携の推進」

改革の方向2 「官民連携の推進と民間活力の活用」

|      |  |     |                   |
|------|--|-----|-------------------|
| 5    | 民間・市民と連携したMICEの推進  | 所管課 | 歴史文化課<br>まちは劇場推進課 |
| 現状   | 官民連携による地域活性化事業として「徳川家康公顕彰四百年記念事業」「シズカン」プロジェクトなどを実施していますが、今後、郷土の歴史や文化について興味を高めるとともに、中心市街地活性化を図るために、市民と一体化した取組みを継続して実施する必要があります。   |     |                   |
| 取組概要 | 「徳川家康公顕彰四百年記念事業」、「シズオカ×カンヌウィーク」をはじめ、民間・市民と連携した様々な事業を展開し、MICEを推進することで、多くの集客交流を図り、地域経済の活性化につなげます。<br>*MICEとは（M…ミーティング(会議)、I…インセンティブ(社員研修・社員旅行)、C…コンベンション(国際会議)、E…エキシビジョン（イベント・展示会）の頭文字を組み合わせた言葉） |     |                   |

| No  | 項目                            | 内容   | 実施年度 | 効果額（単位：千円）<br>（H27～H30）                     | 所管課      |
|-----|-------------------------------|--|------|---|----------|
|     |                               |  |      | 指標  |          |
| 5-1 | 徳川家康公顕彰四百年記念事業を契機とした事業の推進     | 官民連携で家康公を活用したまちづくりを推進し、各局等で所管する事業の具現化・拡充を図ります。         | H27  | —<br><br>具現化・拡充事業数<br>H30まで6事業<br>(H26 0事業) | 歴史文化課    |
| 5-2 | 「シズカン」プロジェクト推進による企業・団体・市民との連携 | 官民連携で「戦略的なMICEの推進」、「文化都市・静岡」を実現するため、市民・民間等の連携企画を推進します。 | H27  | —<br><br>連携企画数<br>H30 20事業<br>(H26 15事業)    | まちは劇場推進課 |

|      |   |       |       |       |       |
|------|---|-------|-------|-------|-------|
| 6    | 民間企業との交流研修の推進   | 所管課   | 人事課   |       |       |
| 現状   | 多様化、複雑化する行政課題を解決していくために官民連携が不可欠となっている中、市職員には、NPM（ニューパブリックマネジメント：新たな公共経営）の手法により市政運営を推進していくための能力を身につけるとともに、市と民間企業との間では、よりよいパートナーとなるための相互理解が必要となっています。 |       |       |       |       |
| 取組概要 | ①民間企業交流研修：H24年度から実施している民間企業交流研修（※）を継続して実施します。<br>（※市と民間企業との間で職員（社員）を派遣し合い、相互に実施する実務研修）  |       |       |       |       |
| 年度   | 内容  | H27年度 | H28年度 | H29年度 | H30年度 |
| 工程   | ①民間企業交流研修の実施  | ⇒ 継続  | ⇒ 継続  | ⇒ 継続  | ⇒ 継続  |
| 指標   | ①民間企業交流研修に参加した職員の人数（H24からの累計）（H26まで 11人）  | 14人   | 17人   | 20人   | 23人   |



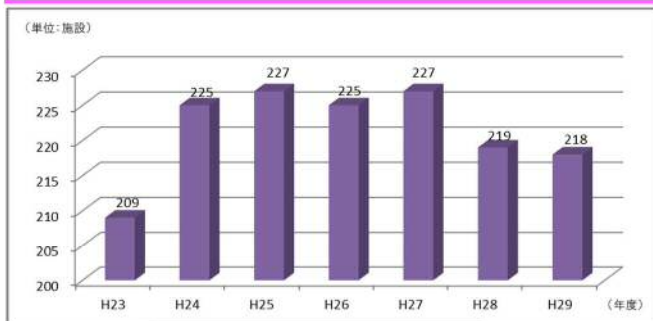
**施策2 「民間活力の活用」**

**取組内容**

民間活力を最大限に発揮するため、指定管理者制度や民間委託化を推進するとともに、PFIについても導入・検討を図り、民間ノウハウを活用した市民サービスの向上とコスト削減に努めていきます。

**取組項目(9項目)**

- 1 指定管理者制度の導入の推進
- 2 指定管理施設における利用料金制の導入の推進
- 3 PPP・PFI事業の導入の推進
- 4 家庭可燃ごみ収集運搬業務の民間委託化
- 5 公共建築物の工事監理の民間委託化・仮使用認定事務の合理化の検討
- 6 要介護認定に係る調査の民間委託化
- 7 エネルギーの地産地消事業
- 8 日本平動物園レストハウスへの民間活力導入
- 9 民間連携によるサービス向上及び新規収益の確保
- 10 移動支援従事者養成研修の民間委託化
- 11 沼上清掃工場のごみ受取業務の民間委託化検討



指定管理施設数の推移

\*基準は各年度の4月1日



PFIで運営する西島学校給食センター

**具体的な取組**

| 1 指定管理者制度の導入の推進 |   | 所管局                  | 行政管理課<br>関係各課 |              |              |
|-----------------|---|----------------------|---------------|--------------|--------------|
| 現状              | H16年度以降、指定管理者制度については、積極的に導入し、H26年度（H27年3月現在）において、226施設となっていますが、今後、一層の民間活力の活用を推進し、より質の高い市民サービスを提供するとともに、コスト削減などを図っていく必要があります。                      |                      |               |              |              |
| 取組概要            | ①指定管理者制度の導入・検討：直営または民間委託等で運営する施設について、指定管理者制度導入の効果を調査・検討し、スポーツ施設や文教施設など、市民サービスの向上やコスト削減などの導入効果が見込まれる施設は、積極的に導入を進めていきます。<br>(指定管理者制度導入・検討施設は別表のとおり) |                      |               |              |              |
| 年度              | 内容  | H27年度                | H28年度         | H29年度        | H30年度        |
| 工程              | ①導入効果の調査・検討<br>検討結果を踏まえた新規導入施設  | △ 調査・検討<br>△○ 導入（随時） | ⇒ 継続<br>⇒ 継続  | ⇒ 継続<br>⇒ 継続 | ⇒ 継続<br>⇒ 継続 |
| 指標              | ①指定管理新規導入施設数  | 1施設                  | 3施設           | 1施設          | 3施設          |
| 効果額             | 収入増額（単位：千円）   | 実績報告                 | 実績報告          | 実績報告         | 実績報告         |
|                 | 削減額（単位：千円）  | —                    | 2,130         | 2,130        | 3,981        |

基本方針 I 「市民協働・官民連携の推進」

改革の方向2 「官民連携の推進と民間活力の活用」

別表

| No  | 項目                            | 内容   | 実施年度                      | 効果額（単位：千円）<br>（H27～H30）         | 所管課           |
|-----|-------------------------------|--|---------------------------|---------------------------------|---------------|
|     |                               |  |                           | 指標<br>（新規導入施設数）                 |               |
| 1-1 | 駐輪場の指定管理導入                    | H27年度に清水駅東口駐輪場に指定管理者制度を導入し、清水駅東口駐車場（導入済）と一体的に管理します。その他の駐輪場は整備完了後、駐輪場をグループ化し、H31年度に導入します。 | H27<br>(H31に<br>拡充予<br>定) | 実績報告<br><br>H27 1施設<br>H31 33施設 | 交通政策課・都市計画事務所 |
| 1-2 | 公園の指定管理導入                     | 坤櫓に指定管理者制度を導入し、紅葉山庭園、東御門・巽櫓と一体的に管理・運営します。また、他の公園についても導入検討を行います。                          | H28                       | 6,390<br><br>H28 1施設            | 公園整備課         |
| 1-3 | 静岡市市民文化会館前駐車場の指定管理導入          | 文化会館前駐車場への指定管理者制度導入について検討します。  | H28                       | 実績報告<br><br>H28 1施設             | 文化振興課         |
| 1-4 | 資源循環啓発施設（西ヶ谷資源循環体験プラザ）の指定管理導入 | 資源循環啓発施設への指定管理者制度導入について検討します。  | H29                       | 実績報告<br><br>H29 1施設             | ごみ減量推進課       |
| 1-5 | 蒲原体育館の指定管理導入                  | 蒲原体育館へ指定管理者制度を導入します。   | H28                       | 実績報告<br><br>H28 1施設             | スポーツ振興課       |

【その他指定管理者制度の導入を検討している施設】

①斎場、②霊園・納骨堂、③博物館等、④テニスコート、⑤スポーツグラウンド、⑥体育館、⑦駐車場、⑧自然の家など

| 2 指定管理施設における利用料金制の導入の推進 |  | 所管課             | 行政管理課<br>関係各課   |                 |       |
|-------------------------|--|-----------------|-----------------|-----------------|-------|
| 現状                      | 利用料金制は、指定管理者の裁量を拡大し、インセンティブとなることからサービスの向上につながるものですが、本市の導入状況は226施設中20施設となっており、今後、導入推進を図る必要があります。  |                 |                 |                 |       |
| 取組概要                    | ①利用料金制導入施設の検討・審議・導入：H26年度に策定した利用料金制導入の適否を判断する基準に基づき、現在、利用料金制を導入していない指定管理施設について検討を行います。利用料金制導入による効果が見込まれる施設については、指定管理者更新に合わせ、利用料金制への移行を進め、更なる民間活力の活用を推進します。 |                 |                 |                 |       |
| 年度                      | 内容   | H27年度           | H28年度           | H29年度           | H30年度 |
| 工程                      | ①更新施設への導入検討<br>H27年度更新・新規施設<br>H28年度更新・新規施設<br>H29年度更新・新規施設<br>H30年度更新・新規施設  | ◎ 導入<br>△ 検討・審議 | ◎ 導入<br>△ 検討・審議 | ◎ 導入<br>△ 検討・審議 | ◎ 導入  |
| 指標                      | ①利用料金制新規導入施設数  | 5施設             | 35施設            | 6施設             | 4施設   |

基本方針 I 「市民協働・官民連携の推進」

改革の方向2 「官民連携の推進と民間活力の活用」

|      |  |   |  |                            |                            |                        |
|------|--|---|--|----------------------------|----------------------------|------------------------|
| 3    | PPP・PFI事業の導入の推進  |   |  |                            | 所管課                        | アセットマネジメント推進課<br>学校給食課 |
| 現状   | これまで「南部学校給食センター建替整備等事業」、「清水駅東地区文化施設整備及び維持管理・運営事業」をPFIにより実施してきました。現在、北部学校給食センターは、施設の老朽化に伴い耐震性能や衛生面の改善が必要であるため、施設の再整備において民間活力の活用の観点から、PFI事業により管理・運営することが決定していますが、今後もPFI事業については、引き続き、導入可能性について検討していく必要があります。            |   |  |                            |                            |                        |
| 取組概要 | ①北部学校給食センターへのPFI導入：北部学校給食センターの改築整備については、PFI手法を導入することで、民間ノウハウの活用によるサービス向上とコスト縮減を図ります。<br>②PPP・PFI導入の調査・検討：3次総、アセットマネジメント基本方針を踏まえ、民間提案については積極的に対応するとともに、施設整備事業等におけるPFI導入可能性について検討します。また、他都市におけるPFI導入事例についても調査・検証を行います。 |   |  |                            |                            |                        |
| 年度   | 内容   | H27年度                                     | H28年度                                  | H29年度                      | H30年度                      |                        |
| 工程   | ①PFIの新規導入<br><br>②PPP・PFI事業の導入可能性の検討、他都市の導入事例に関する調査・検証   | △ 特定事業・業者の選定<br><br>△他都市のPFI導入事例に関する調査・検証 | ○ 解体工事<br>◎北部学校給食センターPFI導入<br><br>⇒ 継続 | ○ 施設建設<br>⇒ 継続<br><br>⇒ 継続 | ◎ 供用開始<br>⇒ 継続<br><br>⇒ 継続 |                        |
| 指標   | ①PFI新規導入施設数（供用開始）  | —   | —                                      | —                          | 1施設                        |                        |
| 効果額  | 削減額（単位：千円）   | 29,975                                    | 65,000                                 | 80,807                     | 220,309                    |                        |
|      | 投資的経費の削減額（単位：千円）   | —   | —                                      | 39,396                     | 15,654                     |                        |
| 削減人員 | 正 規  | 7   | 6                                      | 4                          | 13                         |                        |
|      | 非常勤  | ▲7  | ▲6                                     | ▲4                         | 31                         |                        |

|      |   |        |             |         |        |       |
|------|---|--------|-------------|---------|--------|-------|
| 4    | 家庭可燃ごみ収集運搬業務の民間委託化  |        |             |         | 所管課    | 収集業務課 |
| 現状   | H10年度から、家庭可燃ごみの収集運搬業務の民間委託を開始し、H26年度現在車両ベースで委託率約75%となっていますが、今後も、民間活力を活用するため、収集運搬業務の委託化を推進する必要があります。                   |        |             |         |        |       |
| 取組概要 | ①収集運搬業務の委託化：労務職の退職者不補充方針を踏まえるとともに、民間活力を活用するため、家庭可燃ごみの収集運搬委託率を順次高め、H33年度までに完全委託化を目指します。H29年度には、収集運搬業務（5台）の民間委託化を実施します。 |        |             |         |        |       |
| 年度   | 内容  | H27年度  | H28年度       | H29年度   | H30年度  |       |
| 工程   | 委託業務の積算、仕様書作成、委託先の選定<br>①民間委託化  |        | △ 委託業務書類の作成 | ◎ 民間委託化 | ⇒ 継続   |       |
| 指標   | ①新規委託化台数  | —      | —           | 5台      | —      |       |
| 効果額  | 削減額（単位：千円）  | 30,000 | 40,000      | 17,920  | 52,920 |       |
| 削減人員 | 正 規   | 6人     | 2人          | 5人      | 7人     |       |
|      | 非常勤   | ▲6人    | ▲2人         | 8人      | ▲7人    |       |

基本方針 I 「市民協働・官民連携の推進」

改革の方向2 「官民連携の推進と民間活力の活用」

|      |   |   |                                   |                |       |
|------|---|---|-----------------------------------|----------------|-------|
| 5    | 公共建築物の工事監理の民間委託化・仮使用認定事務の合理化の検討   |   | 所管課                               | 公共建築課<br>建築指導課 |       |
| 現状   | <p>阪神淡路大震災における建物の倒壊等により、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」が施行され、公共工事の一層の品質確保の重要性が指摘されており、今後、社会的ニーズに対応すべく、繁雑する行政業務の効率化を踏まえ、可能な限り民間の能力を活用して公共建築工事の品質を確保していく必要があります。また、建築基準法に基づく仮使用認定事務は、定期報告の対象物件が今後法改正に伴い大幅に増加することが想定されるため、事務の縮減と効率化を検討する必要があります。</p>  |   |                                   |                |       |
| 取組概要 | <p>①公共建築物の工事監理の委託化の検討：工事監理において、工事内容に応じた工事監理方式を選択、採用するほか、特に、特殊な技術、工法を用いている案件については、民間の能力を活用するほか、民間と連携して適切な監理を実施することで、本市監督職員の技術力の向上を図ることが期待できるため、委託化の検討と方針を決定します。</p> <p>②仮使用認定事務の合理化の検討：指定確認検査機関が確認審査した建築物については、仮使用認定を指定確認検査機関が実施することで、建築主及び市職員による事務の負担の軽減を図ることができるため、軽減状況を把握するなど事業化の検討と方針を決定します。</p> |   |                                   |                |       |
| 年度   | 内容  | H27年度                                       | H28年度                             | H29年度          | H30年度 |
| 工程   | <p>①工事監理委託化の検討</p> <p>②仮使用認定事務合理化の検討</p>  | <p>△ 現状分析・調査</p> <p>△ 建築基準法一部改正施行・方針の検討</p> | <p>△ 委託案件・業務範囲検討</p> <p>◎方針決定</p> | ◎ 方針決定         |       |

|      |  |       |       |           |       |
|------|--|-------|-------|-----------|-------|
| 6    | 要介護認定に係る調査の民間委託化   |       | 所管課   | 介護保険課     |       |
| 現状   | <p>認定調査は、新規・変更申請等を市が実施し、更新申請を「省令で定めた事業者」に委託していますが、今後も申請件数の増加は予想されるため、事務の効率化、件数と質を確保するためには、「事務受託法人」へ一括して委託する方法を検討する必要があります。（他の政令市：12市/20市（H26.11現在）が民間の事務受託法人へ委託）</p> |       |       |           |       |
| 取組概要 | <p>①認定調査の委託化：要介護認定に係る認定調査は、市町村事務の一部を実施する法人として県が指定する市町村事務受託法人制度を導入し、民間委託化します。</p> <p>取組中止：平成29年度時点において、県による「事務受託法人」の指定がなく、また、今後の指定の有無についても不明であるため本取組は中止します。</p>       |       |       |           |       |
| 年度   | 内容   | H27年度 | H28年度 | H29年度     | H30年度 |
| 工程   | ①民間委託化の実施  |       | ○ 委託化 | ○ 委託化（拡充） | —     |
| 指標   | ①指定法人数   | —     | 1 団体  | —         | —     |
| 効果額  | 削減額（単位：千円）   | —     | 2,052 | 3,420     | —     |
| 削減人数 | 非常勤  | —     | 9人    | 6人        | —     |



基本方針 I 「市民協働・官民連携の推進」

改革の方向2 「官民連携の推進と民間活力の活用」

|      |  |       |       |        |        |
|------|--|-------|-------|--------|--------|
| 7    | エネルギーの地産地消事業   | 所管課   | 環境創造課 |        |        |
| 現状   | 市有施設における電力の買電は、庁舎等の一部の施設を除き、大半が中部電力(株)と個別に契約を締結しており、電力の小売り全面自由化後も買電先(価格)の見直しがなされていません。また、沼上・西ヶ谷両清掃工場における余剰電力は、売電していますが、その電力を市内の公共施設で活用できていません。   |       |       |        |        |
| 取組概要 | 「①市有施設の内、特別高圧・高圧に該当する施設の買電」及び「②沼上・西ヶ谷両清掃工場における余剰電力の売電」の契約を同一の小売り電気事業者と一括して締結し、清掃工場における余剰電力を市有施設において活用します。また、①②の契約相手方の費用(民間活力の利用)により蓄電池を市有施設(避難所となる小中学校)に設置し、安価な夜間電力を蓄電し、日中の電力が高価な時間帯に放出するピークシフトを行う「バーチャルパワープラント(VPP)」を実施します。なお、災害時等における停電時は、蓄電池の電力を避難所における通信機器等に活用します。 |       |       |        |        |
| 年度   | 内容   | H27年度 | H28年度 | H29年度  | H30年度  |
| 工程   | 買電、売電、VPPを一括した「エネルギーの地産地消事業」の実施  | —     | —     | ◎実施    | ⇒継続    |
| 指標   | 特別高圧・高圧施設の契約割合   | —     | —     | 97%    | 99%    |
| 効果額  | 削減額(単位:千円)   | —     | —     | 50,000 | 50,000 |

|      |   |       |        |                              |       |
|------|---|-------|--------|------------------------------|-------|
| 8    | 日本平動物園レストハウスへの民間活力導入  | 所管課   | 日本平動物園 |                              |       |
| 現状   | 現在のレストハウスは、平成7年度に建設後約20年が経過し、老朽化による雨漏り、壁の剥離等が目立つようになり、施設の大規模修繕、建替え等を検討する時期にきています。また、平成26年度に実施した「日本平動物園来園者アンケート調査」によると、当園全体の満足度が88.1%と高い一方、レストランの満足度は35.8%、利用率は54%と低いことから、再整備により魅力が向上した日本平動物園にとって、レストハウスは改善すべき課題となっています。 |       |        |                              |       |
| 取組概要 | ①平成28年度には、レストハウス建替え等における民間活力導入について、現況調査や導入可能な施設の分析、導入施設計画の立案等を行ったので、平成29年度以降は、その結果をもとに、施設の管理運営方式、整備手段・方法等(民設民営or公設民営)を整理し、施設計画の基本構想を作成し、募集条件を整理した上で事業の公募を行います。  |       |        |                              |       |
| 年度   | 内容  | H27年度 | H28年度  | H29年度                        | H30年度 |
| 工程   | ①民間活力の導入調査、施設計画の基本構想作成、事業公募   | —     | —      | △調査・検討<br>○基本構想作成<br>○事業公募実施 | ○一部導入 |

基本方針 I 「市民協働・官民連携の推進」

改革の方向2 「官民連携の推進と民間活力の活用」

|      |  |       |       |       |        |        |
|------|--|-------|-------|-------|--------|--------|
| 9    | 民間連携によるサービス向上及び新規収益の確保   |       |       |       | 所管課    | 日本平動物園 |
| 現状   | <p>日本平動物園は、平成19年度から再整備を行い、平成25年度にグランドオープンしているものの再整備の対象から外れた施設もあり、平成31年に50周年を迎えるに当たり、更なる魅力の向上を図るため、施設の改修・整備やイベント等の充実が必要と考えています。</p> <p>そこで、当園は他の先進動物園等の事例を参考に、地域の企業等と連携を図ることにより、ファンの獲得、運営面のサポートを受け、動物園の使命である「種の保存」、「教育・環境教育」、「調査・研究」、「レクリエーション」機能の充実を図っていく必要があります。</p>                                |       |       |       |        |        |
| 取組概要 | <p>①静岡信用金庫と「連携・協力に関する協定」を締結し、「環境応援定期預金K i z o o」を販売します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定期預金額の0.01%を寄付、1億円に5枚入園券を寄付</li> </ul> <p>②㈱文教スタヂオと契約し、フォトカード無料プレゼントやフォトスポットで記念撮影し販売します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・売上の10%相当額を寄付</li> </ul> <p>①②以外にも、更なる民間事業者との連携を図っていきます。</p> |       |       |       |        |        |
| 年度   | 内容   | H27年度 | H28年度 | H29年度 | H30年度  |        |
| 工程   | 協定、契約等の調整  | —     | —     | ⇒継続   | ⇒継続    |        |
|      | 民間活力導入（実施）   | —     | —     | ⇒継続   | ⇒継続    |        |
| 指標   | 民間事業者との連携実績<br>(協定または契約締結件数)   | —     | —     | 3件    | 4件     |        |
| 効果額  | 収入増額（単位：千円）  | —     | —     | 9,500 | 10,000 |        |

|      |   |       |       |       |       |        |
|------|---|-------|-------|-------|-------|--------|
| 10   | 移動支援従事者養成研修の民間委託化   |       |       |       | 所管課   | 障害者福祉課 |
| 現状   | <p>当該事業は、平成26年度より開始、直営で実施しており、移動支援事業に従事できる移動支援ガイドヘルパーの資格を取得することのできる養成研修を実施することで、現在不足が進んでいるガイドヘルパーの増加を図ります。（静岡県では実施していません。（※障害福祉サービスの行動援護、同行援護、全身性研修は静岡県が実施））</p> <p>1回3日間の研修を年度に2度開催しており、主に周知、申込受付、講師・演習先との連絡調整、研修（講義・演習）の実施・運営、研修のまとめ（各担当への謝金支払い・修了証の発行）を主な業務として行っています。現在、調整上・運営上において実際の事業所に協力してもらい、実施しています。</p> <p>課題としては、参加者数の確保があげられるため、周知方法を工夫していますが、安定した参加者数を確保できない状況にあります。</p> |       |       |       |       |        |
| 取組概要 | 福祉分野を専門とした団体の専門性を活かすことで、研修の質の向上、参加者数の増加などを図るため、民間委託化を実施します  |       |       |       |       |        |
| 年度   | 内容  | H27年度 | H28年度 | H29年度 | H30年度 |        |
| 工程   | 民間委託化の実施  | —     | —     | —     | ◎ 実施  |        |
| 指標   | 受講者数<br>(H28：29人、H29：44人)   | —     | —     | —     | 60人   |        |

基本方針 I 「市民協働・官民連携の推進」

改革の方向2 「官民連携の推進と民間活力の活用」

|      |   |       |       |       |         |        |
|------|---|-------|-------|-------|---------|--------|
| 11   | 沼上清掃工場のごみ受取業務の民間委託化検討   |       |       |       | 所管課     | 廃棄物処理課 |
| 現状   | 沼上清掃工場では、現在、焼却炉の運転等については委託で、市民からのごみの受取業務・計量等については労務職員による直営で行っています。労務職員の退職者不補充方針のもと、清掃工場の運転を継続していくため、ごみ受取業務の委託化を推進する必要があります。 |       |       |       |         |        |
| 取組概要 | ごみ受取業務の委託化：労務職員の退職者不補充方針を踏まえるとともに、民間活力を活用するため、労務職員の定員状況・退職状況について把握するなど検討を行い、ごみ受取業務についてH32年度での委託化を目指します。                     |       |       |       |         |        |
| 年度   | 内容  | H27年度 | H28年度 | H29年度 | H30年度   |        |
| 工程   | 委託化の検討  | —     | —     | —     | △ 調査・検討 |        |

**施策3 「外郭団体との連携と経営の効率化」**

**取組内容**

市の外郭団体（11団体）がより市民生活の利便性と市民福祉の向上に寄与するため、外郭団体に対する人的、財政的関与のあり方など、市と外郭団体との関わりを整理し、一層の連携を図っていく中で外郭団体の財政基盤の強化等を図ります。

**取組項目(13項目)**

- 1 外郭団体の経営計画の適正な実施と評価
- 2 静岡市まちづくり公社保有施設の有効活用について
- 3 静岡市土地開発公社の有効活用と長期保有土地の縮減
- 4 静岡市文化振興財団における連携事業の促進
- 5 教室事業等の見直しによる新規スポーツ実施者の増員
- 6 日本平動物園オリジナル商品(お土産)の開発による利用者満足度の向上と(一財)動物園協会の収益確保
- 7 環境事業の推進による市民の生活環境の向上
- 8 静岡市しみず社会福祉事業団の経営基盤の強化
- 9 静岡市しみず社会福祉事業団の民営化の検討
- 10 静岡市勤労者福祉サービスセンター会員増加策の支援
- 11 ツインメッセ静岡の利用促進
- 12 駿府匠宿と駿府楽市を活用した地場産業の振興
- 13 静岡観光コンベンション協会の業務改善



駿府匠宿における体験工房（地場産業の振興）



シニア健康体操教室

**具体的な取組**

|      |   |                |                         |                      |                      |
|------|---|----------------|-------------------------|----------------------|----------------------|
| 1    | 外郭団体の経営計画の適正な実施と評価  |                |                         | 所管課                  | 行政管理課                |
| 現状   | H25年度に行財政改革推進審議会による「外郭団体における『市としての公益性』の検証」において、全ての団体が「市としての公益性がある」と判断されましたが、市の人的、財政的関与なども高く、経営面についての課題もあります。今後、独自事業の拡大や安定経営のためにも、収入の確保など財政基盤の強化に努める必要があります。   |                |                         |                      |                      |
| 取組概要 | ①指針に基づく取組の実施：公益性の検証結果等を踏まえ、H26年度に策定した指針に基づき、団体の財政基盤の強化等に取組みます。指針では、外郭団体に対する人的、財政的関与のあり方など、市と外郭団体との関わりや、外郭団体の位置付けを明確にし、また、外郭団体自身が実施すべき取組を定め、その指針に基づき、団体は経営計画を作成します。<br>②取組の評価：計画に基づく団体の取組については、毎年、点検、評価していきます。 |                |                         |                      |                      |
| 年度   | 内容  | H27年度          | H28年度                   | H29年度                | H30年度                |
| 工程   | ①指針に基づく取組の実施<br>②計画の進捗管理・評価・公表  | ◎ 実施<br>◎ 進捗管理 | ⇒ 継続<br>⇒ 継続<br>◎ 評価・公表 | ⇒ 継続<br>⇒ 継続<br>⇒ 継続 | ⇒ 継続<br>⇒ 継続<br>⇒ 継続 |
| 指標   | ①経営計画の確実な実施   | 11団体           | 11団体                    | 11団体                 | 11団体                 |

基本方針 I 「市民協働・官民連携の推進」

改革の方向2 「官民連携の推進と民間活力の活用」

|          |   |                              |                                    |                   |                   |       |
|----------|---|------------------------------|------------------------------------|-------------------|-------------------|-------|
| <b>2</b> | 静岡市まちづくり公社保有施設の有効活用について   |                              |                                    |                   | 所管課               | 行政管理課 |
| 現状       | <p>(公財) 静岡市まちづくり公社保有の施設については、利用率の低下、施設の老朽化と更新に伴う経費の増大など、公社の経営に影響を及ぼすものもあり、今後の施設のあり方等について整理する必要があります。また、H26年5月に開設したコミュニティホール七間町の多目的ホールの土日祝日の稼働率は90%以上になっているものの、平日は多目的ホール以外の会議室等も含め、稼働率は低迷している状況であるため、改善が必要となっています。</p> |                              |                                    |                   |                   |       |
| 取組概要     | <p>①施設の有効活用：市のアセットマネジメント基本方針を参考に、公社所有の施設について、それぞれ利用率や維持管理費等を検証のうえ、今後の施設のあり方を整理します。あわせて、コミュニティホール七間町の多目的ホールの稼働率向上に向け、公社自らが稼働率向上に向けた取組みを行うとともに、市が実施するイベント等における多目的ホール等の活用について、各局区に対して広報していきます。</p>                       |                              |                                    |                   |                   |       |
| 年度       | 内容  | H27年度                        | H28年度                              | H29年度             | H30年度             |       |
| 工程       | <p>①施設の有効活用に向けた方針検討・整理</p> <p>①多目的ホール稼働率向上に向けた取組み</p>   | <p>△ 方針検討・整理</p> <p>◎ 実施</p> | <p>◎ 方針に基づく施設の有効活用</p> <p>⇒ 継続</p> | ⇒ 継続              | ⇒ 継続              |       |
| 指標       | 多目的ホール等稼働率 (H26 約22%)   | 24% (前年度比2.0%アップ)            | 26% (前年度比2.0%アップ)                  | 29% (前年度比3.0%アップ) | 33% (前年度比4.0%アップ) |       |

|          |   |                            |                |          |          |     |
|----------|---|----------------------------|----------------|----------|----------|-----|
| <b>3</b> | 静岡市土地開発公社の有効活用と長期保有土地の縮減  |                            |                |          | 所管課      | 企画課 |
| 現状       | <p>第1期経営健全化計画の最終年度であるH22年度に、今後の公社のあり方について検討を行った結果、今後も機動性の高い公社による公共用地の先行取得という手法を活用しつつ、取得後5年以上経過している長期保有土地の着実な買戻しを進め、より一層公社の経営健全化を図るため、H23年度から27年度までの第2期公社経営健全化計画を策定したことから、今後も、当計画に基づき公社経営を推進する必要があります。</p> |                            |                |          |          |     |
| 取組概要     | <p>①経営健全化計画の推進：健全化計画に基づき、長期保有土地の縮減を図るとともに、保有土地の有効活用を図ります。</p>   |                            |                |          |          |     |
| 年度       | 内容  | H27年度                      | H28年度          | H29年度    | H30年度    |     |
| 工程       | <p>①経営健全化計画に基づく事業推進</p> <p>新計画策定検討</p>  | <p>◎ 実施</p> <p>△ 新計画検討</p> | <p>◎ 新計画実施</p> | ⇒ 継続     | ⇒ 継続     |     |
| 指標       | 長期保有土地簿価総額 (H26 2,910百万円)   | 4,152百万円                   | 2,490百万円       | 2,368百万円 | 2,348百万円 |     |

|          |  |                              |         |         |         |       |
|----------|--|------------------------------|---------|---------|---------|-------|
| <b>4</b> | 静岡市文化振興財団における連携事業の促進   |                              |         |         | 所管課     | 文化振興課 |
| 現状       | <p>(公財) 静岡市文化振興財団は、H24年度に行われた行財政改革推進審議会の答申において、市民を巻き込んだ事業展開が必要である旨の意見をいただきました。また、H25年度から5年間における当財団の「経営改革推進行動計画」において市民団体等との連携を通じた市民参画の促進及び外部団体との連携による事業の充実を行動指針として位置付けています。このため、今後は当計画を推進していく必要があります。</p> |                              |         |         |         |       |
| 取組概要     | <p>①連携事業の推進：財団の持つ専門性・地域性・総合性を活かして市民団体との連携事業の拡充や大学・企業等との文化振興等に関する連携協定の締結数を増やします。</p>  |                              |         |         |         |       |
| 年度       | 内容   | H27年度                        | H28年度   | H29年度   | H30年度   |       |
| 工程       | <p>①連携事業の実施</p> <p>①連携協定締結数の増加</p>   | <p>◎連携事業の実施</p> <p>◎協定締結</p> | ⇒ 継続    | ⇒ 継続    | ⇒ 継続    |       |
| 指標       | 連携事業数 (H25 225事業)  | 225事業以上                      | 225事業以上 | 270事業以上 | 270事業以上 |       |
|          | 連携協定締結数 (H25 1団体)  | 2団体以上                        | 3団体以上   | 4団体以上   | 5団体以上   |       |



基本方針 I 「市民協働・官民連携の推進」

改革の方向2 「官民連携の推進と民間活力の活用」

|      |   |           |                       |                          |                          |         |
|------|---|-----------|-----------------------|--------------------------|--------------------------|---------|
| 5    | 教室事業等の見直しによる新規スポーツ実施者の増員  |           |                       |                          | 所管課                      | スポーツ振興課 |
| 現状   | H27年度から、静岡市スポーツ推進計画が新たに始まります。指標であるスポーツ実施率（週1回スポーツする人の割合）が伸び悩んでいることから、特に実施率が低い働き盛り世代を中心に、新たなプログラム等を検討する必要があります。  |           |                       |                          |                          |         |
| 取組概要 | スポーツ実施率の向上に寄与する事業の検討：静岡市スポーツ推進計画に基づき、（公財）静岡市体育協会では、市と連携して、スポーツをやっていない人が参加しやすい魅力あるプログラムを作成し、事業への新規参加者を増やすとともに、自主財源の増収を目指します。また、スポーツ実施率の向上を率先して推進する立場として、市主催事業を受託して実施することにより、ノウハウの蓄積や、企画力の向上につなげ、受託事業、新規事業ともに参加者の増員を目指します。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・スポーツ実施率の低い働き盛り世代や、乳幼児とその母が参加しやすいプログラムの作成</li> <li>・比較的使用の少ない剣道場、柔道場、会議室等の有効活用</li> <li>・自主財源の増収</li> </ul> |           |                       |                          |                          |         |
| 年度   | 内容  | H27年度     | H28年度                 | H29年度                    | H30年度                    |         |
| 工程   | ①新規事業の検討・実施   | △ 新規事業の検討 | ◎ 新規事業の実施             | ⇒ 継続<br>◎H28年度市主催事業の受託実施 | ⇒ 継続<br>⇒ 継続             |         |
| 指標   | スポーツ教室(自主事業分)参加者数<br>(H25 2,838人)   | —         | 2,900人<br>(H25比2%アップ) | 2,960人<br>(前年度比2%アップ)    | 3,520人<br>(H29見込比約2%アップ) |         |

|      |   |       |       |                         |                       |        |
|------|---|-------|-------|-------------------------|-----------------------|--------|
| 6    | 日本平動物園オリジナル商品（お土産）の開発による利用者満足度の向上と（一財）動物園協会の収益確保  |       |       |                         | 所管課                   | 日本平動物園 |
| 現状   | 日本平動物園の運営は、昭和44年の開園以来、動物の飼育、研究を担う動物園と来園者サービスを実施する（一財）静岡市動物園協会が車の両輪としてそれぞれの役割を分担しながら実施しており、動物園内での物品販売を始めとした来園者サービスについては同協会がその役割を担っています。再整備により来園者数が増加したことに伴い、飲物、菓子、玩具等の売店の売上は平成27年度実績で、約1億2,500万円あります。一方、平成26年度の来園者アンケート調査結果から、おみやげの満足度は、「満足」が15%と低く、「今回は利用していない」が36%と高いことから、課題があると捉えています。先進動物園では、飼育しているゾウの足型からTシャツを作る等、園独自のオリジナル商品を開発し、来園者の満足度を向上している事例があることから、当園も成功事例を学び、協会に対し助言・指導を通じ、改善を図っていく必要があります。 |       |       |                         |                       |        |
| 取組概要 | ①売店のお土産商品で、日本平動物園のオリジナル商品を開発します。それにより対象品目（お菓子、玩具）のH27比毎年0.5%アップ（H27お土産品売上：85,057千円）します。<br>また、若手女性スタッフによる定期的な意見交換や他園の人気グッズの情報収集を通じ、商品開発に携わる職員の知識を深めます。  |       |       |                         |                       |        |
| 年度   | 内容  | H27年度 | H28年度 | H29年度                   | H30年度                 |        |
| 工程   | ①新商品の開発・販売<br>①人材の育成  | —     | —     | △調査・検討<br>○一部実施         | ◎実施<br>◎実施            |        |
| 指標   | お土産品売上げ<br>(H27：85,057千円)   | —     | —     | 85,482<br>(H27比0.5%アップ) | 85,908<br>(H27比1%アップ) |        |

基本方針 I 「市民協働・官民連携の推進」

改革の方向2 「官民連携の推進と民間活力の活用」

|      |  |              |              |              |              |         |
|------|--|--------------|--------------|--------------|--------------|---------|
| 7    | 環境事業の推進による市民の生活環境の向上   |              |              |              | 所管課          | ごみ減量推進課 |
| 現状   | <p>(一財) 静岡市環境公社は、し尿・浄化槽事業、ごみ収集事業、セーフティネット機能強化事業、リサイクル都市形成促進事業、環境保全事業を実施しています。また、災害時等のごみ及びし尿収集運搬事業においては、市と協働して、地域におけるセーフティネットの役割を果たしています。しかし、し尿・浄化槽事業は、公共下水道の普及により事業規模が縮小しており、加えて、ごみ収集事業においても、主要事業である家庭ごみ収集業務の委託料の削減など、公社の経営環境は厳しい状況にあるため、経営改善が必要となっています。</p> |              |              |              |              |         |
| 取組概要 | <p>①環境保全事業の推進：ごみ収集、浄化槽事業においては、ホームページを活用するなどして、積極的に公社のPRを行い、新規事業（顧客）の獲得に努めるとともに、業務の効率化、経費の節減を進め、経営基盤の強化を図ります。セーフティネット機能強化事業においては、災害時に人員、機材の確保など、直ちに対応できる体制を強化し、市民に安心安全を提供します。<br/>②人材育成等の実施：リサイクル都市形成促進事業及び環境保全事業については、環境関連の専門性を備えた人材を育成し、事業の拡大を図ります。</p>     |              |              |              |              |         |
| 年度   | 内容   | H27年度        | H28年度        | H29年度        | H30年度        |         |
| 工程   | ①環境保全事業の推進<br>②人材育成等   | ◎ 実施<br>◎ 実施 | ⇒ 継続<br>⇒ 継続 | ⇒ 継続<br>⇒ 継続 | ⇒ 継続<br>⇒ 継続 |         |
| 指標   | ①環境保全事業数<br>(H26 3事業)  | 3事業          | 3事業          | 3事業          | 3事業          |         |
|      | ②各種資格数<br>(H26 5資格)  | 3資格          | 3資格          | 3資格          | 3資格          |         |

|      |   |       |       |       |       |        |
|------|---|-------|-------|-------|-------|--------|
| 8    | 静岡市しみず社会福祉事業団の経営基盤の強化   |       |       |       | 所管課   | 障害者福祉課 |
| 現状   | <p>(社福) 静岡市しみず社会福祉事業団は、指定管理者制度により障害福祉施設を6施設運営しています。うち4施設は福祉サービスの提供による給付費収入により運営費が賄われています。現在、登録利用者数が定員を下回っていることから、登録利用者数を増加させることにより、給付費収入を増加させ、健全で自主的・自立的な経営基盤を強化する必要があります。(登録利用者数 H26年度 144人)</p> |       |       |       |       |        |
| 取組概要 | <p>①登録利用者数の増加策の実施：「事業所間の利用者の配置替え」、「特別支援学校からの新規受入れ」、「土曜日開所、ライフサポート事業（通所施設による重症心身障害児者ショートステイ事業）による新規利用者の掘り起し」により登録利用者数を増加させます。</p>  |       |       |       |       |        |
| 年度   | 内容  | H27年度 | H28年度 | H29年度 | H30年度 |        |
| 工程   | ①登録利用者数増加策の実施   | ◎ 実施  | ⇒ 継続  | ⇒ 継続  | ⇒ 継続  |        |
| 指標   | ①登録利用者数<br>(H26 144人)   | 147人  | 149人  | 151人  | 151人  |        |

|      |  |       |       |       |        |        |
|------|--|-------|-------|-------|--------|--------|
| 9    | 静岡市しみず社会福祉事業団の民営化の検討   |       |       |       | 所管課    | 障害者福祉課 |
| 現状   | <p>当事業団は、S57年4月に旧清水市が障害者福祉施設の受託団体として設置し、障害者の通所施設を運営してきました。また、H18年度に指定管理者制度を導入し、H24年には障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業所へ移行しました。<br/>障害福祉サービスの提供については、H15年度に支援費制度が施行され、給付費収入及び利用者負担収入による運営が可能となり、現在、事業所の多くは民間により自主運営がされていることから、当事業団も民営化へ向けた検討が必要となっています。</p> |       |       |       |        |        |
| 取組概要 | <p>①(社福) しみず社会福祉事業団の民営化の検討：民営化（事業の民営化、外郭団体の自立化）について検討し、H30年度に方針を決定します。なお、建物が築30年と老朽化しているため、事業団の財政状況を踏まえながら、建物建替費用についても併せて検討していきます。</p>   |       |       |       |        |        |
| 年度   | 内容   | H27年度 | H28年度 | H29年度 | H30年度  |        |
| 工程   | ①民営化検討   | △ 検討  | ⇒ 継続  | ⇒ 継続  | ◎ 方針決定 |        |

基本方針 I 「市民協働・官民連携の推進」

改革の方向2 「官民連携の推進と民間活力の活用」

|      |   |         |       |       |       |       |
|------|---|---------|-------|-------|-------|-------|
| 10   | 静岡市勤労者福祉サービスセンター会員増加策の支援  |         |       |       | 所管課   | 商業労政課 |
| 現状   | <p>(公財) 静岡市勤労者福祉サービスセンターは、主に中小企業勤労者等を対象に福利厚生サービスを提供しています。中小企業勤労者等の活力の増進と市民福祉の向上及び産業の発展を図るため、当該センターの認知度向上と、会員数の増加を行い、安定した経営が必要となっています。(【会員数】H25年度末：13,795人)(H25年度 団体の収入に占める補助金の割合 16.1%)</p> |         |       |       |       |       |
| 取組概要 | <p>①会員増加の支援：当該センターの認知度向上や、会員数増加のための支援策を調査・検討した後、支援策を実施することで会員の増加につなげます。(【目標会員数又は事業所数】H35年度末：20,000人又は3,000社)</p>  |         |       |       |       |       |
| 年度   | 内容  | H27年度   | H28年度 | H29年度 | H30年度 |       |
| 工程   | ①会員増加支援策の調査・検討・実施   | △ 調査・検討 | ◎ 実施  | ⇒ 継続  | ⇒ 継続  |       |
| 指標   | 団体の収入に占める補助金の割合 (H25 16.1%)   | —       | 16%   | 15.9% | 14.6% |       |

|      |  |                       |                    |                              |                   |       |
|------|--|-----------------------|--------------------|------------------------------|-------------------|-------|
| 11   | ツインメッセ静岡の利用促進  |                       |                    |                              | 所管課               | 産業振興課 |
| 現状   | <p>(公財) 静岡産業振興協会が管理運営するツインメッセ静岡は、景気の悪化等により、業界及び企業の展示会開催が縮小するなど、利用状況は横ばい傾向にあります。また、開館から30年以上経過した施設は、設備機器等の耐用年数を大幅に超過する状況にあるため、設備更新の費用を確保する必要があるものの、使用料収入の伸び悩みが課題となっています。(施設利用率(%) H25年度 北館 48.6、南館 62.9、第3小展示場 36.0、レゾナンスホール 39.9 第1展示場 43.3、第2小展示場 24.7)</p> |                       |                    |                              |                   |       |
| 取組概要 | <p>①中部横断自動車道開通に伴う山梨県内企業との交流促進：静岡に販路拡大を目指す企業・団体に向け、(公財) 静岡産業振興協会による「ツインメッセ静岡及び市内観光施設の見学会」の開催やイベント・展示会等について積極的な情報交換の実施など交流活動を強化します。<br/>②利用促進策及びPR等の検討実施：市内のコンベンション施設及び関連団体等と連携し、催事の誘致活動や利用者の満足度向上を図る新たなサービス等を検討実施するとともに、併せてPR活動を推進します。</p>                    |                       |                    |                              |                   |       |
| 年度   | 内容   | H27年度                 | H28年度              | H29年度                        | H30年度             |       |
| 工程   | ①山梨県内企業に対する誘致活動の検討・実施<br>②市内のコンベンション施設及び関連団体等と連携した施設の利用促進PRの検討・実施  | ○ 検討・一部実施<br><br>△ 検討 | ◎ 実施<br><br>○ 一部実施 | ⇒ 継続<br>(利用促進PR)<br><br>◎ 実施 | ⇒ 継続<br><br>⇒ 継続  |       |
| 指標   | ②施設の利用率向上<br>( )はH25年度実績<br>・大展示場<br>北館 (48.6%)<br>南館 (62.9%)  | —                     | 1%以上アップ<br>(H25比)  | 1%以上アップ<br>(H25比)            | 1%以上アップ<br>(H25比) |       |
|      | ・小展示場<br>第3展示場 (36.0%)<br>レゾナンスホール (39.9%)<br>第1小展示場 (43.3%)<br>第2小展示場 (24.7%)   | —                     | 2~5%アップ<br>(H25比)  | 2~5%アップ<br>(H25比)            | 2~5%アップ<br>(H25比) |       |
|      | ・会議室   | —                     | 現状維持               | 現状維持                         | 現状維持              |       |



基本方針 I 「市民協働・官民連携の推進」

改革の方向2 「官民連携の推進と民間活力の活用」

|      |   |                   |                   |                      |                      |       |
|------|---|-------------------|-------------------|----------------------|----------------------|-------|
| 12   | 駿府匠宿と駿府楽市を活用した地場産業の振興   |                   |                   |                      | 所管課                  | 産業振興課 |
| 現状   | 静岡駅駿府楽市は、地場産品に関する情報発信力の不足等により、売り上げが大きく落ち込んでいます。また、駿府匠宿における売店（鞠子楽市）においても伝統工芸品の売り上げが大きく落ち込んでいます。この結果、駿府楽市の収益は大きく悪化し、地場産品の振興においても大きな影響が出ているため、静岡駅駿府楽市の売上増加対策や駿府匠宿の入場者増加による鞠子楽市の売上増加など、駿府楽市の経営改善が必要となっています。 |                   |                   |                      |                      |       |
| 取組概要 | ①地場産品販路拡大基礎調査、駅楽市への誘導対策などの情報発信対策や新商品開発を市と連携して実施し、販路拡大を行うことで、地場産業の振興につなげていきます。<br>②駿府匠宿において、企画展等の実施や有料施設のリニューアル、他施設との連携により入場者数の増加に努めます。  |                   |                   |                      |                      |       |
| 年度   | 内容  | H27年度             | H28年度             | H29年度                | H30年度                |       |
| 工程   | ①販路拡大策の実施<br>経営改善の実施<br>新商品開発   | ◎ 実施<br>◎ 実施      | ⇒ 継続<br>⇒ 継続      | ⇒ 継続<br>⇒ 継続<br>⇒ 継続 | ⇒ 継続<br>⇒ 継続<br>⇒ 継続 |       |
|      | ②駿府匠宿入場者数の増加  | ◎実施               | ⇒ 継続              | ⇒ 継続                 | ⇒ 継続                 |       |
| 指標   | 静岡駅楽市・鞠子楽市の売上増加による地場産業への貢献  | 1.5%アップ<br>(H25比) | 1.5%アップ<br>(前年度比) | 1.5%アップ<br>(前年度比)    | 1.5%アップ<br>(前年度比)    |       |
|      | ①売上額  |                   |                   |                      |                      |       |
|      | ②駿府匠宿入場者数<br>(H25 272,560人)   | 270,000人          | 270,000人          | 270,000人             | 270,000人             |       |

|      |   |                      |                 |       |         |          |
|------|---|----------------------|-----------------|-------|---------|----------|
| 13   | 静岡観光コンベンション協会の業務改善  |                      |                 |       | 所管課     | 観光・国際交流課 |
| 現状   | 静岡市と静岡観光コンベンション協会の業務は、これまで類似パンフレットの作成など重複している業務があり、効率化のため両者の役割分担を見直す必要があります。<br>補助金・負担金の交付【（ ）内はH26年度予算】<br>①観光コンベンション協会運営費補助金(108,355千円)②観光案内所運営事業補助金(23,186千円)<br>③コンベンション推進事業負担金(10,120千円)④観光宣伝事業補助金(10,028千円) |                      |                 |       |         |          |
| 取組概要 | ①市と協会の役割分担の見直し：H25年度より公益財団法人となった静岡観光コンベンション協会の自主性を高め、事業拡大を図るため、静岡市とコンベンション協会の役割分担を見直します。  |                      |                 |       |         |          |
| 年度   | 内容  | H27年度                | H28年度           | H29年度 | H30年度   |          |
| 工程   | ① 役割分担計画策定・実施・検証  | △ 現状の検証・他都市調査等・両者の協議 | ◎ 計画策定<br>(1計画) | ◎ 実施  | ◎ 実施・検証 |          |

\* 「静岡観光コンベンション協会」は平成29年10月に「するが企画観光局」に名称が変更になりました。

**施策1 「積極的な情報発信」**

**取組内容**

より積極的かつ効果的な情報提供を図るため、職員の広報マインド向上のための研修を実施するとともに、スマートフォンやタブレット端末など、社会情勢の変化を捉えた多様な媒体を活用することで、市民サービスの向上を図ります。

**取組項目(3項目)**

- 1 職員の広報マインドの向上
- 2 メディアミックス広報等による情報発信
- 3 新たな情報発信への取組



Facebookの活用



広報紙（静岡気分）

**具体的な取組**

| 1    | 職員の広報マインドの向上  | 所管課         | 広報課       |       |       |
|------|---|-------------|-----------|-------|-------|
| 現状   | 広報広聴主任者会議、広報実務者研修などで、市の広報活動に関する理念や実務などについて研修を行っています。職員の広報マインドのさらなる向上が求められています。（H26年度広報広聴主任者会議アンケート：広報（情報発信）を重要と考える割合 85.3%） |             |           |       |       |
| 取組概要 | ①研修の実施：市政情報を積極的に発信するため、職員の広報マインドの向上を図り、より実践的で効果的な研修を開催します。[内容]・各課の事業に適した広報手法、・各課と広報課の広報実施における連携、・効果的な報道資料の書き方と提供時期 など       |             |           |       |       |
| 年度   | 内容  | H27年度       | H28年度     | H29年度 | H30年度 |
| 工程   | ①広報研修の実施  | △ 研修プログラム検討 | ◎ 新たな研修実施 | ⇒ 継続  | ⇒ 継続  |
| 指標   | ①職員の広報に対する重要度の意識率<br>(H26 85.3%)  | 85%以上       | 85%以上     | 85%以上 | 89%以上 |

基本方針 I 「市民協働・官民連携の推進」

改革の方向3 「開かれた市政の推進」

|      |  |         |         |         |         |     |
|------|--|---------|---------|---------|---------|-----|
| 2    | メディアミックス広報等による情報発信   |         |         |         | 所管課     | 広報課 |
| 現状   | 広報紙や市政ビデオ、ホームページ、テレビ、ラジオなどの広報媒体の活用や、報道機関への情報提供により市政情報の発信を行っていますが、ICTの更なる活用による新たな広報手段が求められています。<br>(H25年度市民意識調査 市民の市政運営関心度 81.1%)<br>(H25年度 静岡市ホームページ総アクセス数 16,490,828件)  |         |         |         |         |     |
| 取組概要 | ①新たな広報媒体の活用：戦略広報プランの見直しに基づき、近年普及しているスマートフォン等に対応した伝達性、拡散性に優れたインスタグラムなどのSNSや、ワイヤーサービスなど多様な媒体を活用し、市民はもとより、市外に向けたより広範囲で効果的な情報発信を実施します。また、広報紙では、限られた紙面で効率よく記事を掲載するため、掲載基準の見直しを行います。市ホームページについては、他都市を参考に見やすさを検討していきます。 |         |         |         |         |     |
| 年度   | 内容   | H27年度   | H28年度   | H29年度   | H30年度   |     |
| 工程   | ①ICT等を活用した新たな広報媒体の活用   | △ 媒体の検討 | ◎ 媒体の活用 | ⇒ 継続    | ⇒ 継続    |     |
| 指標   | 市政に関心がある市民の割合 (H25 81.1%)  | 80%以上   | 80%以上   | 80%以上   | 80%以上   |     |
|      | 市ホームページの総アクセス数 (H25 1,649万件)   | 1,665万件 | 1,673万件 | 1,681万件 | 1,773万件 |     |

|      |   |       |       |       |       |      |
|------|---|-------|-------|-------|-------|------|
| 3    | 新たな情報発信への取組   |       |       |       | 所管課   | 関係各課 |
| 現状   | これまで、首都圏におけるPR、区HPによる情報発信、市議会への関心を高める広報活動など様々な事業により情報提供を行っていますが、より首都圏における認知度、区の魅力、市議会の関心などを高めるには、新たな情報伝達手段や効果的な広報手段の活用と見直しが必要となっています。 |       |       |       |       |      |
| 取組概要 | 市政や市議会への関心を高めるため、各事業において新たな情報発信の手法の検討・見直しを行い、市の魅力を積極的かつ効果的に情報発信するよう取組みます。<br>(各事業の取組内容は別表のとおり)  |       |       |       |       |      |
| 年度   | 内容  | H27年度 | H28年度 | H29年度 | H30年度 |      |
| 効果額  | 削減額 (単位：千円)   | 173   | 173   | 173   | 173   |      |

新たな情報発信への取組み

別表

| No  | 項目                                  | 内容  | 実施年度           | 効果額 (単位：千円)  | 所管課            |
|-----|-------------------------------------|---|----------------|--|----------------|
|     |                                     |   |                | (H27~H30) 指標   |                |
| 3-1 | 首都圏でのシティプロモーションの推進                  | 首都圏でのネット協力を組織し、シティプロモーションの裾野を広げる役割を担う者として、自身の活動や会員相互の交流や口コミにより、情報発信を行います。また、進学や就職を機に首都圏に転出した方が静岡市との繋がりを持ち続けてくれることを目的に、平成30年2月に静岡市東京事務所のLINE@アカウントを開設しました。主に首都圏で開催される静岡市関連イベントや移住・就職等に関するセミナー等の情報を配信しています。 | H28 (H27~一部実施) | —<br>サポート協力者数<br>H30 280人<br>(H26 0人)  | シティプロモーション東京本部 |
| 3-2 | SNSによる新たな情報発信 (区民との協働による清水区魅力づくり事業) | H26年度に開設した清水区版Facebookを継続運用し、区内の各種団体が「しみず魅力発信サポーター」として情報提供し、区民目線で魅力ある情報を幅広く発信します。また、H27年度に清水区広報キャラクター「シズラ」を制作し、チームシズラによるプロモーション活動とシズラ公式Twitterの運用により、情報発信の拡充を図ります。  | H27            | —<br>SNSファン数 (Facebook・Twitter)<br>H30 5,000件<br>(H26 1,050件<br>H27年1月末現在)<br>しみず魅力発信サポーター数 H30 24団体<br>(H26 11団体) | 清水区地域総務課       |

| No  | 項目                           | 内容   | 実施<br>年度 | 効果額（単位：千円）<br>（H27～H30）                                  | 所管課         |
|-----|------------------------------|--|----------|--|-------------|
|     |                              |  |          | 指標   |             |
| 3-3 | 市議会広報の見直し                    | 既存媒体の充実や新規媒体の活用の検討等、積極的な議会広報を行うほか、効果が低いと考えられる映像による開催告知を廃止します。  | H27      | 692<br>市議会HPアクセス数<br>H30 61,500件<br>(H25 60,131件)        | 議会事務局       |
| 3-4 | オクシズの情報発信                    | オクシズのブランド戦略を構築するため、専門家とともに調査研究を行い、プロモーションの方向性・計画を再構築します。計画立案後は、計画に基づいたプロモーションの実施、効果判定を行っていきます。               | H29      | —<br>オクシズ関連施設、<br>イベント入れ込み客数<br>H30 717千人<br>(H27 694千人) | 中山間地<br>振興課 |
| 3-5 | 消防局Facebookページの<br>活用による情報発信 | SNSを活用する世代に向け、Facebookを平成29年12月から開設しており、消防の活動や各種イベント情報のほか、採用情報などに関する情報を引き続き発信していきます。                         | H30      | —<br>Facebookページ<br>への投稿数<br>H30 120件                    | 消防総務<br>課   |
| 3-6 | Twitterによる図書館情報の<br>発信       | SNSを活用する世代に向け、Twitterアカウントを平成29年度から開設しており、図書館に関する情報を引き続き発信していきます。  | H30      | —<br>ツイート数<br>H30 320件                                   | 中央図書<br>館   |
| 3-7 | 中部5市2町イベント<br>ニュースの発行        | 中部5市2町の圏域における交流をより活発にするために、圏域のイベントに関するニュースを取りまとめて年4回発行し、新聞折り込み・公共施設等に配架することで、イベントの周知を図ります。また、ウェブへの展開もしていきます。 | H30      | —<br>発行部数<br>36万部  | 広報課         |
| 3-8 | ごみ分別アプリ開発の検討                 | 毎年行っている「ごみの出し方・分別ガイドブック」の全戸配布を3年に1回程度にすることに併せて、ごみ分別アプリを開発することで、市民によりわかりやすいごみ分別情報を発信することを検討します。               | H30      | —<br>—   | 収集業務<br>課   |



**施策2 「市政情報の共有化・透明性の確保」**

**取組内容**

市政の透明性と公正性を確保するため、情報公開研修等の実施により、職員の資質向上に取り組むとともに、契約に係る一般競争入札割合の向上や、積極的な情報提供に取り組めます。

**取組項目(5項目)**

- 1 情報公開・保有情報提供の推進
- 2 営業施設台帳等のホームページ公開
- 3 建設業関連業務委託における一般競争入札の拡大
- 4 建設工事における総合評価一般競争入札の拡充
- 5 監査実施体制の充実



**具体的な取組**

|      |   |                      |              |              |              |       |
|------|---|----------------------|--------------|--------------|--------------|-------|
| 1    | 情報公開・保有情報提供の推進  |                      |              |              | 所管課          | 政策法務課 |
| 現状   | 「情報公開及び個人情報の保護の総合的な推進に関する条例」に基づき情報公開を推進するため、H22年度に「保有情報の提供等に関する指針」を策定し、これを庁内に周知してきました。その結果、H23～H25年度の間、13種類の情報について、市民が情報公開請求をしなくても容易に入手できるようになりました。しかし、情報公開請求等の件数は年々増加しており、各課とも市民ニーズに応じて一層の情報提供の推進に努める必要があります。また、市民ニーズの多様化、高度化に対応するためには、各職員が情報公開制度・個人情報保護制度に関する理解を深め、市民に対する説明責任を十分に果たす必要があります。(請求件数 H26年度 2,645件) |                      |              |              |              |       |
| 取組概要 | ①職員研修の実施：職員研修や職員向けの庁内報を活用し、情報公開制度に関する職員の理解を深めます。<br>②実態調査・啓発：毎年度情報提供に関する全庁調査を行い、好事例を全課で共有することにより各課における情報提供の推進を図るとともに、各課に情報提供の推進の働きかけ及び支援を行います。  |                      |              |              |              |       |
| 年度   | 内容  | H27年度                | H28年度        | H29年度        | H30年度        |       |
| 工程   | ①職員研修の実施<br>②実態調査・啓発  | ◎職員研修の実施<br>◎実態調査・啓発 | ⇒ 継続<br>⇒ 継続 | ⇒ 継続<br>⇒ 継続 | ⇒ 継続<br>⇒ 継続 |       |
| 指標   | 情報提供に切り替えた情報 (H26 7種類)  | 1種類                  | 1種類          | 1種類          | 1種類          |       |
|      | 切替えの結果減少した公開請求件数 (H26 公開請求件数 2,645件)  | 30件                  | 25件          | 20件          | 20件          |       |

基本方針 I 「市民協働・官民連携の推進」

改革の方向3 「開かれた市政の推進」

|      |   |                     |       |       |       |       |
|------|---|---------------------|-------|-------|-------|-------|
| 2    | 営業施設台帳等のホームページ公開  |                     |       |       | 所管局   | 生活衛生課 |
| 現状   | 旅館業、公衆浴場業等の営業許可施設、理容・美容等の開設確認済施設について毎月複数の問い合わせがあり、現在は、公文書公開請求によって該当する施設情報を公開していますが、情報提供に切り替えることで、市民サービスの向上と事務量の軽減を図る必要があります。(H25年度 当該公文書情報公開請求件数：56件) |                     |       |       |       |       |
| 取組概要 | ①台帳一覧の公開：旅館業、公衆浴場業、理容・美容所等の台帳一覧をホームページに掲載し、定期的に更新します。   |                     |       |       |       |       |
| 年度   | 内容  | H27年度               | H28年度 | H29年度 | H30年度 |       |
| 工程   | 公開内容調整<br>①データ作成、HPへの掲載、定期的なデータ更新   | △ 公開内容調整<br>◎ 公開・更新 | ⇒ 継続  | ⇒ 継続  | ⇒ 継続  |       |
| 指標   | ①対象情報の開示率   | 100%                | 100%  | 100%  | 100%  |       |

|      |   |         |       |       |       |     |
|------|---|---------|-------|-------|-------|-----|
| 3    | 建設業関連業務委託における一般競争入札の拡大  |         |       |       | 所管課   | 契約課 |
| 現状   | H23年度から建設業関連業務委託の一般競争入札の試行を実施し、H25年度は発注件数の3割に拡大しましたが、より一層、入札・契約制度の透明性と公正性を図るため、一般競争入札の割合を高める必要があります。(H25年度 191件/565件 33.8%) |         |       |       |       |     |
| 取組概要 | ①一般競争入札割合の拡大：建設業関連業務委託の一般競争入札の入札結果などを分析し実施割合を4割程度に拡大します。H29年度からは、特殊な技術等を必要とする業務等を除き、原則一般競争入札で行うこととします。                      |         |       |       |       |     |
| 年度   | 内容  | H27年度   | H28年度 | H29年度 | H30年度 |     |
| 工程   | ①一般競争入札の拡大  | ◎ 拡大の実施 | ⇒ 継続  | ⇒ 継続  | ⇒ 継続  |     |
| 指標   | ①一般競争入札実施件数の割合 (H25 33.8%)  | 40%     | 40%   | 70%以上 | 70%以上 |     |

|      |  |       |       |       |                |     |
|------|--|-------|-------|-------|----------------|-----|
| 4    | 建設工事における総合評価一般競争入札の拡充  |       |       |       | 所管課            | 契約課 |
| 現状   | H18年度から公共工事の品質確保のため、価格と価格以外の要素を総合的に評価し、最も優れた者を落札者として決定する総合評価一般競争入札を実施しています。(H25年度 212件/828件 25.6%)<br>総合評価方式においては、社会情勢により評価項目の見直しを行っていますが、地域企業育成の観点からA等級以外の他の等級業者においてH26年度から導入した簡易型Ⅲ型を引き続き実施し、拡大する必要があります。 |       |       |       |                |     |
| 取組概要 | ①簡易型Ⅲ型の実施・拡大：総合評価一般競争入札において引き続き、簡易型Ⅲ型を実施し、入札結果を検証して段階的に件数の拡大に努めます。<br>②H30年度から総合評価方式を5型式から3型式に統合し、それに伴って従来の簡Ⅲ、簡Ⅱ及び簡Ⅰの一部を施工能力Ⅱ型とし引き続き実施します。   |       |       |       |                |     |
| 年度   | 内容   | H27年度 | H28年度 | H29年度 | H30年度          |     |
| 工程   | ① 簡易型Ⅲ型の実施・拡大<br>② 施工能力Ⅱ型の実施・拡大  | ⇒ 実施  | ⇒ 継続  | ⇒ 継続  | × 制度改正<br>◎ 実施 |     |
| 指標   | ①簡易型Ⅲ型実施件数 (H25 0件)  | 5件    | 20件   | 30件   | 30件            |     |
|      | ②施工能力Ⅱ型実施件数 (H28 92件(簡Ⅰ 38件、簡Ⅱ 25件、簡Ⅲ 29件))  | —     | —     | —     | 100件           |     |



基本方針 I 「市民協働・官民連携の推進」

改革の方向3 「開かれた市政の推進」

|      |  |       |       |       |       |         |
|------|--|-------|-------|-------|-------|---------|
| 5    | 監査実施体制の充実  |       |       |       | 所管課   | 監査委員事務局 |
| 現状   | <p>これまで自治大学校の監査専門課程研修等を事務局職員に受講させていますが、今後も時代に即応した実効性のある効率的な監査を実施するため、財政健全化指標等の審査に必要な財務的知識、3E（経済性・効率性・有効性）の観点によるVFM監査・リスクアプローチ監査の手法、改正された地方公営企業法による財務諸表への対応など、事務局職員の監査能力向上が必要となっています。</p> |       |       |       |       |         |
| 取組概要 | <p>①外部研修受講・事務局内研修等の実施：外部機関が主催する研修・講座を事務局職員に計画的に受講させるとともに、当該受講者を講師とするフィードバック研修や事例研究を事務局内で実施し、職員の監査能力を向上させることにより、監査実施体制の充実に図ります。</p>   |       |       |       |       |         |
| 年度   | 内容   | H27年度 | H28年度 | H29年度 | H30年度 |         |
| 工程   | ①外部研修受講・事務局内研修等の実施   | ◎ 実施  | ⇒ 継続  | ⇒ 継続  | ⇒ 継続  |         |
| 指標   | ①外部研修受講・事務局内研修等実施の年間回数   | 6回以上  | 6回以上  | 6回以上  | 6回以上  |         |

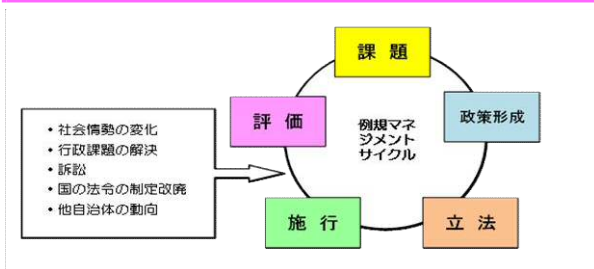
**施策3 「条例による政策の実現」**

**取組内容**

政策法務を総合的に推進するため、政策実現のための条例を整備するとともに、社会情勢の変化に対応した既存条例のマネジメントを進めます。  
また、分権時代に対応した人材を育成するため、職員の法務能力の向上を図るための研修を充実します。

**取組項目(9項目)**

- 1 政策条例の整備と条例のマネジメント
- 2 オクシズ地域おこし条例の施行
- 3 みどり条例の施行
- 4 環境影響評価条例の施行
- 5 産業廃棄物の適正な処理に関する関係法令の整備
- 6 創造及び交流によりまちの活力を生み出す文化の振興に関する条例の施行
- 7 屋外広告物条例の改正
- 8 遠距離大学等通学費貸与条例の施行
- 9 工場立地法第4条の2第2項の規定に基づく準則を定める条例の施行



例規マネジメントのイメージ

**具体的な取組**

|      |   |                      |                      |                      |                      |
|------|---|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| 1    | 政策条例の整備と条例のマネジメント   | 所管課                  | 政策法務課                |                      |                      |
| 現状   | 分権社会において自主自立の政策を実現するための体制を作り、その政策を実現するために、H19年度に「静岡市政策法務推進計画」を策定し、当該計画に基づき、組織及び職員の政策法務能力の向上と、条例による政策の実現を推進してきました。今後、分権が進み、また、社会の多様化が進む中で、条例による政策の実現はより重要なものとなり、また、変化していく社会に対応していくためには、制定した条例をマネジメントしていく必要があります。 |                      |                      |                      |                      |
| 取組概要 | ①政策条例の整備支援：所管課が政策実現のために行う自治立法の整備支援を行います。<br>②条例マネジメントの実施：既存の条例について、社会情勢に常に適合するためのマネジメント（所管課が定期的に条例の効果、成果等を評価し、必要に応じて見直しを行う。）を行います。<br>③職員研修の実施：職員の法務能力を向上させるための研修等を実施します。                                       |                      |                      |                      |                      |
| 年度   | 内容  | H27年度                | H28年度                | H29年度                | H30年度                |
| 工程   | ①政策条例の整備支援<br>②条例マネジメントの実施<br>③職員研修の実施  | ◎ 支援<br>◎ 実施<br>◎ 実施 | ⇒ 継続<br>⇒ 継続<br>⇒ 継続 | ⇒ 継続<br>⇒ 継続<br>⇒ 継続 | ⇒ 継続<br>⇒ 継続<br>⇒ 継続 |
| 指標   | ①政策条例の整備支援件数（実績報告）  | 実績報告                 | 実績報告                 | 実績報告                 | 実績報告                 |
|      | ②条例マネジメントの実施件数<br>・政策条例(対象 41件)<br>・その他条例(対象 407件)<br>*H28.12時点   | 5件<br>50件            | 5件<br>50件            | 5件<br>50件            | 5件<br>50件            |

基本方針 I 「市民協働・官民連携の推進」

改革の方向3 「開かれた市政の推進」

|      |  |                  |       |       |       |         |
|------|--|------------------|-------|-------|-------|---------|
| 2    | オクシズ地域おこし条例の施行   |                  |       |       | 所管課   | 中山間地振興課 |
| 現状   | オクシズは、豊かな自然環境により、優良な農作物の生産の場であり、また多面的な公益的機能を有していますが、人口流出・高齢化という課題を抱えています。このような課題は、地域住民だけの問題ではなく、オクシズから様々な恩恵を享受してきた全ての市民にとって重要な課題であり、継続的な発展のための取組を進めるため、その基本方針となる条例を定める必要があります。 |                  |       |       |       |         |
| 取組概要 | ①条例等の施行：静岡市オクシズ地域おこし条例を市民に周知し、H27年4月1日に施行します。静岡市オクシズ地域おこし計画をH27年度に策定します。   |                  |       |       |       |         |
| 年度   | 内容   | H27年度            | H28年度 | H29年度 | H30年度 |         |
| 工程   | ①条例の施行、運用、計画の策定  | ◎ 条例の施行・運用、計画の策定 | ⇒ 継続  | ⇒ 継続  | ⇒ 継続  |         |
| 指標   | ①条例等の整備件数  | 2件               | —     | —     | —     |         |

|      |  |   |       |       |       |       |
|------|--|---|-------|-------|-------|-------|
| 3    | みどり条例の施行   |   |       |       | 所管課   | 緑地政策課 |
| 現状   | 本市は、南アルプスから連なる山地や安倍川流域に広がる丘陵地などによる豊かな「みどり」がある一方で、限られた平地に、多くの市民が生活する都市部が形成されていることから、都市部の「みどり」が少ない状況です。<br>このことから、良好な生活環境の向上に資する、更なるみどりの保全と緑化のレベルアップを図るため、新たなみどりに関する条例を定める必要があります。   |   |       |       |       |       |
| 取組概要 | ①新みどり条例の施行：新条例はH27年4月の施行を予定しており、新条例の施行をもって、これまで暫定条例として扱ってきた「清水市みどり条例」は廃止します。<br>新条例の主な施策（都市計画区域内を対象）<br>・保存樹木等の指定<br>・公共建築物、事業所等の緑化（緑化に関する計画協議、審査）<br>・優良緑化建築物の認定・表彰<br>・市民等との協働<br><br>②要綱等の整備：新条例の制定に併せ、保存樹木等の補助に関する要綱、緑化計画の手引きなどを策定します。 |   |       |       |       |       |
| 年度   | 内容   | H27年度                                       | H28年度 | H29年度 | H30年度 |       |
| 工程   | ①新条例の施行、新制度の運用開始   | ◎条例の施行、新制度の運用・PR、保存樹木等の指定、緑化計画の審査、みどり審議会の実施 | ⇒ 継続  | ⇒ 継続  | ⇒ 継続  |       |
| 指標   | ①条例等の整備件数  | 6件  | —     | —     | —     |       |

基本方針 I 「市民協働・官民連携の推進」

改革の方向3 「開かれた市政の推進」

|      |   |                               |               |               |               |       |
|------|---|-------------------------------|---------------|---------------|---------------|-------|
| 4    | 環境影響評価条例の施行   |                               |               |               | 所管課           | 環境創造課 |
| 現状   | 環境に影響を及ぼすおそれのある一定規模以上の開発等については、環境影響評価法や静岡県環境影響評価条例の手続の範囲内で対応してきました。今後、改正法や地方分権の趣旨を踏まえ、本市の豊かな自然環境やその恵みを将来に継承していくためには、市が主体的に環境保全を図り、事業の実施における適切な環境配慮を確保するための手続等を定めた条例の整備が必要となっています。 |                               |               |               |               |       |
| 取組概要 | ①条例等の施行：静岡市影響影響評価条例及び同条例施行規則、環境影響評価技術指針を定め、市民に周知し、H28年1月1日に施行します。   |                               |               |               |               |       |
| 年度   | 内容  | H27年度                         | H28年度         | H29年度         | H30年度         |       |
| 工程   | ①条例等の施行、対象案件の審査   | △〇パブリックコメントの実施等<br>◎条例等の施行・運用 | ⇒ 継続（対象案件の審査） | ⇒ 継続（対象案件の審査） | ⇒ 継続（対象案件の審査） |       |
| 指標   | ①条例等の整備件数   | 3件                            | —             | —             | —             |       |

|      |  |                         |             |       |       |        |
|------|--|-------------------------|-------------|-------|-------|--------|
| 5    | 産業廃棄物の適正な処理に関する関係法令の整備   |                         |             |       | 所管課   | 廃棄物対策課 |
| 現状   | 産業廃棄物の適正な処理に関する関係法令に基づき、産業廃棄物を処理委託する際の委託先の実地確認、産業廃棄物処理施設を設置するに当たっての事前手続等を義務付け、産業廃棄物の適正処理を促進していますが、今後、関係法令の適切な履行を確保することにより、産業廃棄物の適正処理のさらなる促進を図る必要があります。 |                         |             |       |       |        |
| 取組概要 | ①産業廃棄物の適正な処理に関する関係法令の改正：H21年の条例施行後、5年が経過したため、これまでの施行の状況を勘案・検討し、実地確認義務の対象者の明確化等について関係法令を改正します。  |                         |             |       |       |        |
| 年度   | 内容   | H27年度                   | H28年度       | H29年度 | H30年度 |        |
| 工程   | ①関係法令の改正等  | △〇 規則等の公布・パブリックコメントの実施等 | ◎ 規則等の施行・運用 | ⇒ 継続  | ⇒ 継続  |        |
| 指標   | ①規則の整備件数   | —                       | 1件          | —     | —     |        |

|      |   |               |                  |       |       |       |
|------|---|---------------|------------------|-------|-------|-------|
| 6    | 創造及び交流によりまちの活力を生み出す文化の振興に関する条例の施行   |               |                  |       | 所管課   | 文化振興課 |
| 現状   | 本市は、長い歴史に育まれた貴重な文化資源を有し、特徴的な芸術文化も生まれるなど、活発な文化活動が行われていますが、市の魅力として活用しきれない状況にあります。そのため、市民の文化活動の更なる推進を図るとともに、個々の文化資源を磨き上げ、文化を活かした観光や交流が活発に行われることにより、活力あるまちづくりに寄与するための取組を進めるため、その基本となる条例を定める必要があります。 |               |                  |       |       |       |
| 取組概要 | ①条例等の施行：創造及び交流によりまちの活力を生み出す文化の振興に関する条例を市民に周知し、H28年4月1日に施行します。静岡市文化振興計画をH28年度に策定します。   |               |                  |       |       |       |
| 年度   | 内容  | H27年度         | H28年度            | H29年度 | H30年度 |       |
| 工程   | ①条例等の施行、運用、計画の策定  | △パブリックコメントの実施 | ◎条例等の施行、運用、計画の策定 | ⇒ 継続  | ⇒ 継続  |       |
| 指標   | ①条例等の整備件数   | —             | 1件               | —     | —     |       |

基本方針 I 「市民協働・官民連携の推進」

改革の方向3 「開かれた市政の推進」

|      |  |                            |           |                      |                      |       |
|------|--|----------------------------|-----------|----------------------|----------------------|-------|
| 7    | 屋外広告物条例の改正   |                            |           |                      | 所管課                  | 建築総務課 |
| 現状   | この条例は屋外広告物法に基づき、良好な景観を形成し、風致の維持とともに公衆に対する危害を防止することを目的として、平成15年に制定しました。条例では、規制地域や広告物の種類ごとに基準を定め、規制誘導を行っています。この基準は、看板の種類、大きさを定めたもので、基準以上の大きさのものは掲出できないことになっています。また、掲出面積が一定の大きさを越える場合には、許可申請の手続きが必要となります。 |                            |           |                      |                      |       |
| 取組概要 | ①条例等の施行：景観法に基づき指定をした「景観重要建造物」や「景観重要樹木」などを禁止物件に追加します。海拔表示・避難誘導などの防災目的の広告物、災害時・伝染病発生時など緊急時に表示される広告物などを規制の適用除外とし、表示することができるようにします。  |                            |           |                      |                      |       |
| 年度   | 内容   | H27年度                      | H28年度     | H29年度                | H30年度                |       |
| 工程   | ①条例等の施行  | △〇パブリックコメントの実施・屋外広告物審議会へ諮問 | ◎条例、規則の施行 | ⇒継続（条例に基づく許可、違反指導など） | ⇒継続（条例に基づく許可、違反指導など） |       |
| 指標   | 条例等の整備件数   | —                          | 2件        | —                    | —                    |       |

|      |  |                   |            |       |       |     |
|------|--|-------------------|------------|-------|-------|-----|
| 8    | 遠距離大学等通学費貸与条例の施行   |                   |            |       | 所管課   | 企画課 |
| 現状   | 首都圏を主とした大学等への進学を機に、若者の地元離れが進んでいることを踏まえ、自宅から遠距離にある大学等への通学を支援することにより、進学に伴う生活・活動拠点を市内に留めることで地元就職・定住を促進することを目的に、通学費を貸与する事業を行うため、その手続きを定めた条例を制定する必要があります。 |                   |            |       |       |     |
| 取組概要 | ①条例等の施行：遠距離大学等通学費貸与条例及び同条例施行規則を市民に周知し、H28年4月1日に施行します。  |                   |            |       |       |     |
| 年度   | 内容   | H27年度             | H28年度      | H29年度 | H30年度 |     |
| 工程   | ①条例・規則の施行・運用   | 〇パブリックコメントの実施（規則） | ◎条例等の施行・運用 | ⇒継続   | ⇒継続   |     |
| 指標   | 条例等の整備件数   | —                 | 2件         | —     | —     |     |

|      |   |                |           |       |       |       |
|------|---|----------------|-----------|-------|-------|-------|
| 9    | 工場立地法第4条の2第2項の規定に基づく準則を定める条例の施行   |                |           |       | 所管課   | 産業振興課 |
| 現状   | 特定の工場（敷地面積9,000㎡以上又は建築面積3,000㎡以上の製造業等）は、工場立地法で定める国の基準に基づき、工場敷地内で一定規模以上の緑地等の確保が求められています。法の主旨である環境の保全を担保する一方で、企業の生産施設の更新の観点からは、それが制約の1つとなっています。 |                |           |       |       |       |
| 取組概要 | 確保すべき緑地等の面積率について、市独自に、地域の実情に応じた基準を設定する条例を制定し、市内の特定工場における敷地の有効活用を促進します。<br>①「工場立地法第4条の2第2項の規定に基づく準則を定める条例」の制定・施行・周知・運用                         |                |           |       |       |       |
| 年度   | 内容  | H27年度          | H28年度     | H29年度 | H30年度 |       |
| 工程   | ①条例の制定・施行・周知・運用   | △〇パブリックコメントの実施 | ◎条例の施行・運用 | ⇒継続   | ⇒継続   |       |
| 指標   | 条例の整備件数   | —              | 1件        | —     | —     |       |



**施策1「人材確保の推進」**

**取組内容**

多様化する行政需要に対応し、分権時代にふさわしい優秀な人材を確保するため、効果的な広報活動を展開するほか、民間企業等における採用手法の情報収集に努め、効果的な手法等を取り入れます。

**取組項目(1項目)**

1 地方分権時代に即した人材の確保



職員採用説明会



職員採用募集案内

**具体的な取組**

|      |  |                                    |              |              |              |
|------|--|------------------------------------|--------------|--------------|--------------|
| 1    | 地方分権時代に即した人材の確保  | 所管課                                | 人事委員会事務局     |              |              |
| 現状   | 市職員としてのやりがいや魅力を伝えるため、市主催の採用説明会等での先輩職員との面談や県市合同の業務説明会等を開催するなどして情報発信に努めています。また、人物重視の職員採用試験や面接試験を充実させるため、民間企業講師による面接官研修を毎年実施し、面接官のレベルアップなども行っていますが、今後、多様化する行政需要へ対応するには、分権時代に即したふさわしい人材を確保する必要があります。             |                                    |              |              |              |
| 取組概要 | ①広報活動：H25年度のアンケート結果によると、市ホームページから情報を入手しているとの回答が多かったため、更なる充実に努めます。他の広報活動は、アンケート結果等を踏まえ、有効なものは随時、実施していきます。<br>②採用試験の実施：他の自治体が実施している採用手法で、本市にとって効果的と思われるものは、積極的に採り入れます。また、民間企業における採用手法の情報収集に努め、効果等について調査・検討します。 |                                    |              |              |              |
| 年度   | 内容   | H27年度                              | H28年度        | H29年度        | H30年度        |
| 行程   | ①市HPの充実<br>②広報活動の調査・検討・実施<br>③他の自治体や民間企業の採用手法の調査・検討、有効な手法の実施   | ◎ 実施<br>△◎ 調査・検討・実施<br>△◎ 調査・検討・実施 | ⇒ 継続<br>⇒ 継続 | ⇒ 継続<br>⇒ 継続 | ⇒ 継続<br>⇒ 継続 |
| 指標   | 事務職員採用予定者数に対する競争倍率 (H26 10.9倍)   | 10倍を確保                             | 10倍を確保       | 10倍を確保       | 10倍を確保       |



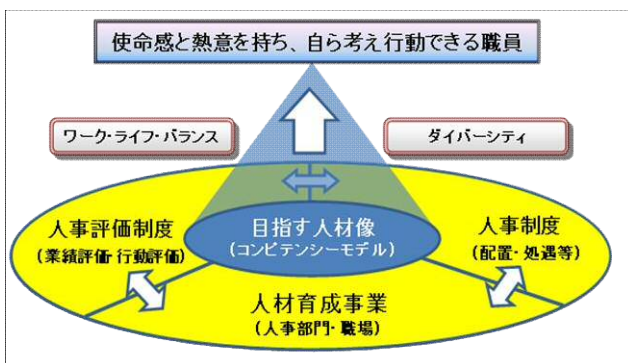
施策2「人材育成の推進」

取組内容

多様化する行政需要に対応するため、地方分権の時代を担い、市民自治を推進できる人材の育成を進めます。また、新たな研修制度を設け、技術・技能の伝承に努めるとともに、市政運営を担うプロとして、スペシャリストの育成にも取り組んでいきます。

取組項目(6項目)

- 1 人材育成ビジョンの推進
- 2 危機管理監督者の人材育成
- 3 技術職員の人材育成
- 4 消防職員の人材育成
- 5 教職員の人材育成
- 6 区役所職員の人材育成



人材マネジメントシステム



消防職員の研修 (特殊災害対応強化職員研修会)

具体的な取組

| 1    | 人材育成ビジョンの推進   | 所管課   | 人事課   |       |                  |
|------|---|-------|-------|-------|------------------|
| 現状   | 行政需要が多様化、複雑化する中、職員には、業務を効率的に遂行するための事務処理能力の向上は勿論のこと、NPM（ニューパブリックマネジメント：新たな公共経営）の手法により市政運営を推進していくためのプロデュース、コーディネート等の能力を保有・活用し、失敗を恐れず変革していくことのできる人材となることが求められています。   |       |       |       |                  |
| 取組概要 | 「使命感と熱意を持ち、自ら考え行動できる職員」を育成するため、H27年3月に改訂された「静岡市人材育成ビジョン」に基づき、人材育成事業、人事評価制度、人事制度を効果的に連動させて運用します。<br>(1)人材育成事業<br>階層別・選択型等の集合研修、外部機関への派遣研修、夜間講座等自己啓発の実施等<br>(2)人事評価制度<br>制度の適正な運用、評価者・被評価者研修、局内調整会議支援研修、システムの改修等<br>(3)人事制度<br>複線型人事制度、庁内公募制度、各種人事制度に関する課題対応等 |       |       |       |                  |
| 年度   | 内容  | H27年度 | H28年度 | H29年度 | H30年度            |
| 工程   | ①人材育成ビジョンに基づく人材育成事業等の実施、ビジョンの改訂   | ◎ 実施  | ⇒ 継続  | ⇒ 継続  | ⇒ 継続<br>◎ ビジョン改訂 |
| 指標   | ①人材育成ビジョンを理解し、それに基づく行動ができる職員の割合 (H26 91.7%)   | —     | —     | —     | 93%              |

基本方針Ⅱ「質の高い行政運営の推進」

改革の方向1「人材育成・活用の推進」

|                |   |              |       |       |       |
|----------------|---|--------------|-------|-------|-------|
| 2 危機管理監督者の人材育成 |   | 所管課          |       | 危機管理課 |       |
| 現状             | 危機管理意識向上のための研修会については、年1回危機管理責任者（所属長）及び担当課長を対象に実施していますが、今後、所属長以外の職員も研修対象とすることで、危機管理体制をより強化する必要があります。 |              |       |       |       |
| 取組概要           | ①危機管理研修の実施：新たに課長補佐級や係長級の監督職の職員を対象とした危機管理研修（集合研修やeラーニング）を開催し、更なる危機管理意識の向上を図ります。                      |              |       |       |       |
| 年度             | 内容  | H27年度        | H28年度 | H29年度 | H30年度 |
| 工程             | ①研修計画策定、研修会実施   | △◎ 検討・見直し・実施 | ⇒ 継続  | ⇒ 継続  | ⇒ 継続  |
| 指標             | ①研修前と比較して危機管理意識が向上した職員の割合（H26 91.35%）   | 100%         | 100%  | 100%  | 100%  |

|             |   |                  |                 |                  |              |
|-------------|---|------------------|-----------------|------------------|--------------|
| 3 技術職員の人材育成 |   | 所管課              |                 | 技術政策課<br>環境保健研究所 |              |
| 現状          | ベテラン技術職員の退職に伴う技術力の継承、想定される地震災害、集中豪雨等に対する都市整備等の課題に 대응する技術職員の育成、とりわけ若手技術職員の技術力向上が重要となっています。（現在、70名の技術職員がナレッジバンクに登録）<br>また、鳥インフルエンザなどの新たな感染症の発生など、危機管理に関する新たな問題に対応するため、高度な検査能力等を持つスペシャリストの育成が求められています。   |                  |                 |                  |              |
| 取組概要        | ①若手技術職員：技術職員研修計画書に基づく集合研修（1年目研修3、選択研修12）、派遣研修、夜間講座の開講及び自己啓発支援、ナレッジバンク登録者へのプレゼンテーション・スキル研修を実施します。また、技術研修受講後の成果検証として、年度末に所属長等にアンケート調査を実施します。<br>②環境・衛生検査業務職員：国や研究機関への派遣研修の実施に加え、全庁的な化学分析担当職員を対象とした研修制度（基礎研修、応用研修）を創設し、職員の資質の維持、向上を図り、スペシャリストの育成に努めます。 |                  |                 |                  |              |
| 年度          | 内容  | H27年度            | H28年度           | H29年度            | H30年度        |
| 工程          | ①技術職員研修計画書に基づく研修の完全実施<br>②研修計画書の作成、分析研修の実施  | ◎ 実施<br>○ 計画書の作成 | ⇒ 継続<br>◎分析研修実施 | ⇒ 継続<br>⇒ 継続     | ⇒ 継続<br>⇒ 継続 |
| 指標          | ①ナレッジバンク新規登録数（H25 25名）  | 20名以上            | 20名以上           | 20名以上            | 20名以上        |
|             | ②分析研修実施回数   | —                | 1回              | 1回               | 1回           |

基本方針Ⅱ「質の高い行政運営の推進」

改革の方向1「人材育成・活用の推進」

| 4 消防職員の人材育成 |  | 所管課  | 消防局関係各課   |   |   |
|-------------|--|--|---|---|---|
| 現状          | H24年度に「消防局人材育成ビジョン」を策定するなど、これまでも消防職員の能力向上を図り、迅速な消火・救急活動や人命救助等を実施してきました。今後も、市民の生命、身体及び財産を守るため、継続的な人材育成は欠かすことのできない重要な取組となっています。  |  |   |   |   |
| 取組概要        | ①消防吏員の能力向上：「消防局技能伝承制度」を新設し、ベテラン職員（伝承官）が、新人から中堅職員に知識と技術を伝承します。また、将来のスペシャリスト育成のため、「（仮称）消防吏員能力向上プラン」を新設し、階層及び各分野の職員に対して集中的に研修を実施します。ただし、状況の変化により、平成30年度からは「消防局技能伝承制度」及び「（仮称）消防吏員能力向上プラン」の双方の効果を反映する段階・職務に応じた研修計画を作成し、導入していきます。<br>②火災調査体制の充実：火災調査に関する啓発、助言及び指導に係る「火災調査アドバイザー」を育成し、専門的知識、技術の向上を図ります。また、H27年度は広域化市町職員にも火災調査研修として参加させ、広域化に備えます。<br>③査察能力の向上：立入検査技術の向上及び違反是正を主とした模擬査察研修を行うことにより、職員のより専門的な知識、技術の向上を図ります。<br>④航空支援要員の育成：救助隊、山岳救助隊等との連携訓練を行い、支援要員の確保を図ります。航空救助支援員養成訓練要領を策定したことから、平成29年度より名称を支援要員から航空救助支援員に変更し、認定及び技量維持の訓練を取組として行います。 |  |   |   |   |
| 年度          | 内容   | H27年度  | H28年度   | H29年度   | H30年度   |
| 工程          | ①技能伝承制度導入、構築（仮称）消防吏員能力向上プラン導入の検討、構築<br>新たな研修計画作成、導入<br><br>②火災調査アドバイザー認定講習の実施（2回）、火災調査アドバイザー専門性向上研修の実施<br>広域化職員の火災調査研修の実施、広域化に伴う火災調査アドバイザー認定講習の実施<br>③若手職員、違反是正担当職員研修の実施<br>④航空隊訓練の実施（H29より航空救助支援員の認定実施）   | △ 検討<br><br><br>◎ 実施<br><br>○ 調査研修<br><br>◎ 実施<br><br>◎ 実施 | ◎ 構築・実施<br>△ 検討<br><br><br>⇒ 継続<br><br>◎ 認定講習<br><br>⇒ 継続<br><br>⇒ 継続 | ⇒ 継続<br>◎ 構築・実施<br><br><br>⇒ 継続<br><br>⇒ 継続<br><br>⇒ 継続 | —<br>—<br>○ 計画作成、一部導入<br><br>⇒ 継続<br><br>⇒ 継続<br><br>⇒ 継続 |
| 指標          | ①スペシャリスト認定数<br>技能伝承官数<br><br>②火災調査アドバイザー認定数<br><br>③研修受講者数<br><br>④航空支援要員新規指定者数<br>（H29より航空救助支援員の認定者数）   | —<br>—<br><br>24人<br><br>50人<br><br>3人                     | —<br>58人<br><br>36人<br><br>120人<br><br>3人                             | 5人<br>59人<br><br>36人<br><br>140人<br><br>3人              | 17人<br>—<br><br>36人<br><br>150人<br><br>4人                 |

| 5 教職員の人材育成 |   | 所管課   | 教育センター |       |       |
|------------|---|-------|--------|-------|-------|
| 現状         | 現在、初任及び10年経験者研修は法定研修で実施していますが、10年経験者研修に替わる新しい研修が国によって検討され、ゆくゆくは各自治体に任される予定です。また、二つの研修以外に、2・3年目フォローアップ、5年経験者研修を実施していますが、10年経験者研修見直しと共に、ミドルリーダー層の育成や女性のキャリアアップなど教職員のライフステージに幅広く対応した研修の再構築に取り組む必要があります。（研修参加満足度：平均80%程度） |       |        |       |       |
| 取組概要       | ①教職員研修の実施：ライフステージ等に応じて向上を図るべき資質に関する指標である教員育成指標を検討するとともに、既存の希望研修を見直し、教員研修計画を策定します。特に、中堅教員がより一層実践的指導力や、仕事に対する意欲を高められるよう、研修の充実を図ります。また、女性のキャリアアップ研修にも取り組んでいきます。  |       |        |       |       |
| 年度         | 内容  | H27年度 | H28年度  | H29年度 | H30年度 |
| 工程         | ①研修内容見直し、新研修（中堅教員キャリアアップ研修）の実施  | △ 見直し | ◎ 実施   | ⇒ 継続  | ⇒ 継続  |
| 指標         | 研修参加者満足度（H25 80%）   | 82%   | 84%    | 88%   | 89%   |

基本方針Ⅱ「質の高い行政運営の推進」

改革の方向1「人材育成・活用の推進」

|              |   |                                      |                                      |                                      |                                      |
|--------------|---|--------------------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|
| 6 区役所職員の人材育成 |   | 所管課                                  |                                      | 葵区役所地域総務課<br>葵区役所各課                  |                                      |
| 現状           | 区役所職員の多くは、市民対応業務など、日々同じ業務に従事しているため、モチベーションを上げる工夫が必要です。また、庶務担当となった職員以外は、文書管理や財務会計など、市職員として将来にわたって必要となるスキルを身に付ける機会が少なく、区役所業務の熟度を深める機会もないため、職員のモチベーション向上とスキルアップを図り、市民サービス向上を図る必要があります。 |                                      |                                      |                                      |                                      |
| 取組概要         | ①窓口サービスの向上：区役所全体で区民サービス向上や利用しやすい窓口への改善を推進するため、横断的な組織を編成し取り組みます。<br>②地域振興事業の実施：地域振興事業に区役所全体で取り組みます。<br>③区役所独自研修の実施：市職員としてだけでなく、区職員として区政に取り組む意識の醸成を図る区独自の職員研修を行います。                   |                                      |                                      |                                      |                                      |
| 年度           | 内容  | H27年度                                | H28年度                                | H29年度                                | H30年度                                |
| 工程           | ①窓口サービス向上委員会を中心に施策実施<br>②PJにより地域振興事業実施<br>③区役所独自研修の実施<br>③戸籍マナーの育成  | ◎ 実施<br><br>◎ 実施<br><br>◎ 実施<br>◎ 実施 | ⇒ 継続<br><br>⇒ 継続<br><br>⇒ 継続<br>⇒ 継続 | ⇒ 継続<br><br>⇒ 継続<br><br>⇒ 継続<br>⇒ 継続 | ⇒ 継続<br><br>⇒ 継続<br><br>⇒ 継続<br>⇒ 継続 |
| 指標           | 窓口アンケートにおける市民満足度 (H26 91.2%)  | 90%以上                                | 90%以上                                | 90%以上                                | 90%以上                                |

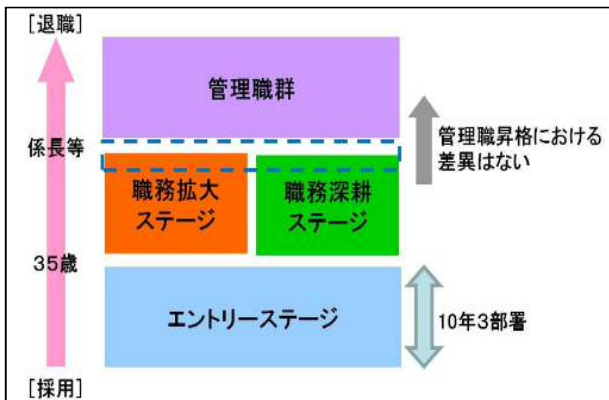
**施策3「人事制度の運用・改善」**

**取組内容**

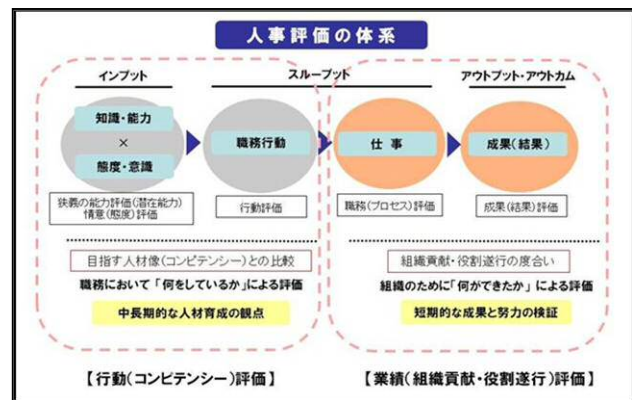
職員自身の意向や強みを活かし、より専門性の高い人材として活躍できるよう、職員のキャリア形成を支援するとともに、女性の活躍を推進するため、管理職における女性職員の積極的な登用を進めます。さらに、人事評価制度の評価結果を、全職員を対象に給与に反映させるよう取組みます。

**取組項目(3項目)**

- 1 複線型人事制度の推進とキャリア形成支援
- 2 女性職員のキャリア形成支援と積極的な登用
- 3 人事評価制度の活用



人材育成キャリアパスの構造



人事評価制度の体系

**具体的な取組**

|      |   |                      |                      |                      |                      |
|------|---|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| 1    | 複線型人事制度の推進とキャリア形成支援   | 所管課                  | 人事課                  |                      |                      |
| 現状   | 複線型人事制度は、H26年度から適用された制度であり、対象職員となる前年度に年次研修Ⅰ(34才時に全ての職員が受講)及び制度概要の通知を発送するほか、自己申告システムにおいて「職務深耕ステージ設定分野等概要書」が閲覧できるようにしていますが、未だ制度の検証、対象職員への周知が足りない状況です。また、年次研修において、キャリアデザイン研修を行っていますが、今後、職員のキャリア形成を進める上で、制度の周知とより充実した研修の実施が必要となっています。 |                      |                      |                      |                      |
| 取組概要 | ①複線型人事制度：採用2年目研修、主任主事研修及び年次研修Ⅰでの周知を図り、対象職員だけでなく35歳前の若手職員に対して自己申告システムにおいて「職務深耕ステージ設定分野等概要書」が閲覧できるように設定することにより、自らのキャリアの方向性を選択しやすくします。<br>②キャリアデザイン研修の拡充：キャリアデザイン研修の拡充に係る調査・検討を行います。   |                      |                      |                      |                      |
| 年度   | 内容  | H27年度                | H28年度                | H29年度                | H30年度                |
| 工程   | ①職員研修等での周知<br>自己申告システム改修等<br>②キャリアデザイン研修の拡充   | ◎ 実施<br>◎ 実施<br>△ 検討 | ⇒ 継続<br>⇒ 継続<br>⇒ 継続 | ⇒ 継続<br>⇒ 継続<br>◎ 実施 | ⇒ 継続<br>⇒ 継続<br>⇒ 継続 |
| 指標   | 制度を理解し適切にステージを選択した職員の割合   | —                    | —                    | —                    | 85%                  |



基本方針Ⅱ「質の高い行政運営の推進」

改革の方向1「人材育成・活用の推進」

| 2 女性職員のキャリア形成支援と積極的な登用 |  | 所管課   | 人事課   |       |                       |
|------------------------|--|-------|-------|-------|-----------------------|
| 現状                     | H24年度から女性職員のキャリアデザインについて研修を実施し、性別にとらわれない異動・昇任を推進していますが、管理職員における女性職員の比率は一定の率に留まっており、より女性の活躍を推進するための取組が必要となっています。（※1 H26年4月1日時点 管理職員における女性登用率 全体8.5%）（※2 H27年4月1日時点 静岡病院独立法人化及び消防広域化の影響を考慮した場合の管理職員における女性登用率 全体7.4%） |       |       |       |                       |
| 取組概要                   | ①女性職員のキャリア形成支援：女性職員のためのキャリア形成に関する研修を充実させます。<br>②女性の管理職員の登用：管理職員への女性登用の目標値を設定し、性別にとらわれない管理職員への登用を進めます。  |       |       |       |                       |
| 年度                     | 内容   | H27年度 | H28年度 | H29年度 | H30年度                 |
| 工程                     | ①女性職員キャリア形成に関する研修の充実<br>②性別にとらわれない登用の推進  | ⇒ 継続  | ⇒ 継続  | ⇒ 継続  | ⇒ 継続                  |
| 指標                     | ②管理職員における女性職員の割合<br>（※1 H26 8.5%）<br>（※2 H27 7.4%）   | —     | —     | —     | （※1 10%）<br>（※2 9.4%） |

| 3 人事評価制度の活用 |   | 所管課          | 人事課              |          |       |
|-------------|---|--------------|------------------|----------|-------|
| 現状          | 人事評価制度については、現在、管理職の勤勉手当の成績率の算定に活用するとともに、昇任者の勤務評定において「目指すべき行動」による評価を活用していますが、地方公務員法の改正を受け、公布の日（H26.5.14）から2年を超えない範囲で政令で定める日までに任用、給与、分限その他の人事管理の基礎とするため現状の分析、他都市の活用状況の把握などを行う必要があります。 |              |                  |          |       |
| 取組概要        | ①人事評価の拡充：人事評価制度の評価結果を一般職員の勤勉手当へ活用、拡大します。<br>②任用、給与、分限等への活用の検討：任用、給与及び分限に係る活用の方向性を検討し、検討結果を反映させます。   |              |                  |          |       |
| 年度          | 内容  | H27年度        | H28年度            | H29年度    | H30年度 |
| 工程          | ①人事評価制度の一般職員の勤勉手当への活用<br>②任用、給与、分限等への活用の検討及び整理  | ○ 試行<br>△ 検討 | ◎ 実施（評価）<br>◎ 実施 | ◎ 実施（活用） | ⇒ 継続  |
| 指標          | ①対象とする一般行政職員の割合   | —            | —                | 100%     | 100%  |



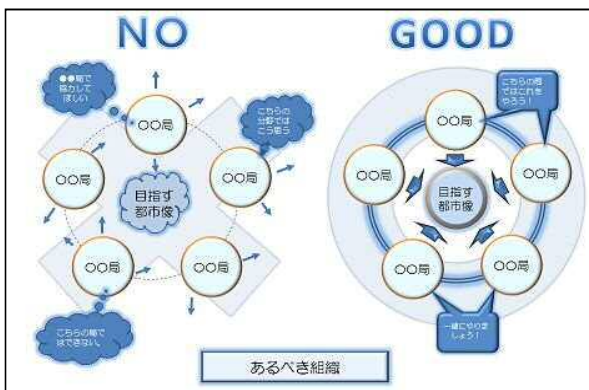
**施策1「組織・機構の見直し」**

**取組内容**

市民に分かりやすく、効率的な組織体制を確立するため、継続的に組織機構の見直しに取り組みます。また、消防の広域化を進め、近隣市町と協力して、大規模災害等への対応を強化するとともに、市の附属機関等の整理・統合を進め、事務の効率化を図ります。

**取組項目(4項目)**

- 1 組織機構の最適化
- 2 消防救急広域化による組織体制の充実
- 3 区役所の体制整備
- 4 附属機関等の見直し



組織体制のイメージ

**具体的な取組**

|      |  |                  |       |       |       |
|------|--|------------------|-------|-------|-------|
| 1    | 組織機構の最適化   | 所管課              | 行政管理課 |       |       |
| 現状   | これまでも最適な組織のあり方を検討した上で、組織機構改正を行っており、H26年度から、課内に組織していた担当を係(4~5人)に改め、課内の連携の調整役として課長補佐を配置し、迅速な意思決定が可能な組織としました。一方、一律に局に部を配置しており、さらなる意思決定の迅速化や局内調整が課題となっています。                                |                  |       |       |       |
| 取組概要 | ①組織機構改正：第3次総合計画を推進するための組織機構改正を実施します。<br>②部制の見直し：従来の部制を見直し、現地・現場の最前線である課長に一部の権限を移譲するなど、さらなる意思決定の迅速化を図ります。<br>③庁内連携の強化：庁内連携を推進するため、局に局長の補佐及び局間連携の調整を担う局次長を配置するとともに、庁内横断プロジェクトチーム等を活用します。 |                  |       |       |       |
| 年度   | 内容   | H27年度            | H28年度 | H29年度 | H30年度 |
| 工程   | ①総合計画推進のための組織機構改正<br>②部制の見直し・局次長の配置<br>社会情勢の変化に応じた組織機構改正   | ◎ 実施<br><br>◎ 実施 | ◎ 実施  | ⇒ 継続  | ⇒ 継続  |

基本方針Ⅱ「質の高い行政運営の推進」

改革の方向2「効率的な組織体制の確立」

|                     |  |                  |       |       |       |
|---------------------|--|------------------|-------|-------|-------|
| 2 消防救急広域化による組織体制の充実 |  | 所管課              | 消防総務課 |       |       |
| 現状                  | H25年に3市2町（静岡市、島田市、牧之原市、吉田町及び川根本町）の合意により静岡地域広域消防運営計画を策定し、H26年度に移行準備計画に基づき、事務事業・例規の整理、職員の人事交流及び新庁舎建設を実施しました。H27年度には、消防救急無線デジタル化整備及び消防総合情報システム整備を進め、今後、広域化を実現することで、消防活動体制の強化を図る必要があります。                         |                  |       |       |       |
| 取組概要                | ①人事交流・合同訓練の実施：H27年度には人事交流に加え、合同訓練や合同研修を行います。<br>②消防救急無線デジタル化整備・消防総合情報システム整備：H27年度に消防救急無線のデジタル化及び消防総合情報システムを整備します。<br>③広域化による現場要員の拡充：広域化後も円滑な消防活動が行えるよう、専門知識・技術の共有化や職員の融合を図り、H28年4月1日の広域化を目指すとともに、現場要員を拡充します。 |                  |       |       |       |
| 年度                  | 内容   | H27年度            | H28年度 | H29年度 | H30年度 |
| 工程                  | ①人事交流、合同訓練等の実施<br>②消防救急無線デジタル化整備及び消防総合情報システム整備<br>③消防救急広域化による現場要員の拡充   | ◎ 実施<br><br>◎ 実施 | ◎ 実施  | ⇒ 継続  | ⇒ 継続  |
| 指標                  | ③現場要員の拡充   | —                | 5人    | —     | —     |

|            |   |                        |                      |                      |                      |
|------------|---|------------------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| 3 区役所の体制整備 |   | 所管課                    | 区役所各課                |                      |                      |
| 現状         | 区役所は、市民サービスの最前線として、迅速に解決し対応するべき課題や、サービス向上のために改善するべき課題に、常に取組む必要があります。特に福祉分野は業務が増大傾向にあり、さらに虐待など多様化、複雑化しています。また、区役所内の環境整備や職員の人材育成を図る予算がないことから、区役所の体制整備を強化する必要があります。  |                        |                      |                      |                      |
| 取組概要       | ①障害者支援担当課の新設：障害者支援や相談業務の強化を図り、市民に分かりやすい組織とするため、福祉事務所の課を再編します。<br>②庶務事務等の合理化：福祉事務所の庶務事務など事務の合理化を行います。<br>③区の裁量追加：新たな区の裁量予算を追加するとともに、予算要求権を得ることで、窓口環境整備や人材育成等に努めます。 |                        |                      |                      |                      |
| 年度         | 内容  | H27年度                  | H28年度                | H29年度                | H30年度                |
| 工程         | ①障害者支援担当課の新設<br>②庶務事務等の合理化<br>③新たな区の裁量予算の追加   | ◎ 実施<br>○ 一部実施<br>◎ 実施 | ⇒ 継続<br>⇒ 継続<br>⇒ 継続 | ⇒ 継続<br>⇒ 継続<br>⇒ 継続 | ⇒ 継続<br>◎ 実施<br>⇒ 継続 |
| 指標         | 窓口アンケートにおける市民満足度  | 90%以上                  | 90%以上                | 90%以上                | 90%以上                |

基本方針Ⅱ「質の高い行政運営の推進」

改革の方向2「効率的な組織体制の確立」

|      |  |                |       |       |              |       |
|------|--|----------------|-------|-------|--------------|-------|
| 4    | 附属機関等の見直し  |                |       |       | 所管課          | 行政管理課 |
| 現状   | 「静岡市における附属機関等の設置及び運営に関する指針」において定義された附属機関等に該当するものは116機関ありますが、過去数年において開催実績のないものや開催頻度が少ないもの、設置目的が類似しているものなどが見受けられるため、実情に合わせ、整理統合が必要となっています。 |                |       |       |              |       |
| 取組概要 | ①見直し方針の策定：全ての附属機関等をゼロベースで見直すこととし、附属機関等の実態を把握した上で、見直しの方針を策定します。<br>②附属機関等の統廃合：見直し方針に基づき、附属機関の廃止・統合を図ります。                                  |                |       |       |              |       |
| 年度   | 内容   | H27年度          | H28年度 | H29年度 | H30年度        |       |
| 工程   | ①方針に基づく調整、見直し方針の策定<br>②附属機関等の統廃合   | △〇 各局との調整・方針策定 | ◎ 統廃合 | ⇒ 継続  | ⇒ 継続         |       |
| 指標   | ②既存附属機関等の削減率（H26 116機関）  | —              | —     | —     | 105機関（10%削減） |       |

**施策2「窓口サービスの向上」**

**取組内容**

各区役所の施設改善や職員の人材育成を図り、常に市民目線に立った、満足度の高い窓口サービスを提供します。また、電話サービスのあり方を検討・決定し、市民の利便性を高めるとともに、事務の効率化を図ります。

**取組項目(4項目)**

- 1 葵区役所の窓口サービスの向上
- 2 駿河区役所の窓口サービスと区民満足度の向上
- 3 清水区役所の窓口サービスの向上
- 4 電話サービスのあり方の検討
- 5 介護保険認定業務の効率化による市民サービスの向上



窓口サービスマニュアル（葵区）



駿河スマイル・プロジェクト（駿河区）



窓口番号案内表示システム（清水区）

**具体的な取組**

|      |  |        |       |                     |       |
|------|--|--------|-------|---------------------|-------|
| 1    | 葵区役所の窓口サービスの向上   |        | 所管課   | 葵区役所地域総務課<br>葵区役所各課 |       |
| 現状   | 区役所の各種窓口は、市民の皆さんが最も利用する市役所の顔ともいえる場所ですが、窓口配置や環境は、市民の皆さんにとって必ずしも利便性が高く、快適に利用できるものになっていません。また、執務室も書類等が多く十分なスペースが確保できない上、相談室や待合など市民サービスに欠かせないスペースの確保にも苦慮しています。このため、施設の改善やスペース確保を図り、職場環境を整備することで、市民サービスの向上を図る必要があります。 |        |       |                     |       |
| 取組概要 | ①葵区役所窓口サービス改善作戦：市民サービスの提供方法を見直し、受付方法や利用者・職員の動線だけでなく、必要に応じて電算システムも改善します。<br>②葵区役所書類減量作戦：書類等紙媒体の減量を図り、書庫を減らしてスペースを生み出すとともに、机上等の紙媒体をできる限りなくし、すっきりとした執務環境を創り出します。  |        |       |                     |       |
| 年度   | 内容   | H27年度  | H28年度 | H29年度               | H30年度 |
| 工程   | ①葵区役所窓口サービス改善作戦の実施<br>②葵区役所書類減量作戦の実施   | ○ 一部実施 | ◎ 実施  | ⇒ 継続                | ⇒ 継続  |
| 指標   | 窓口アンケートにおける市民満足度 (H26 91.2%)   | 90%以上  | 90%以上 | 90%以上               | 90%以上 |

基本方針Ⅱ「質の高い行政運営の推進」

改革の方向2「効率的な組織体制の確立」

| 2 駿河区役所の窓口サービスと区民満足度の向上 |  | 所管課                  |                      | 駿河区役所地域総務課<br>駿河区役所各課 |                      |
|-------------------------|--|----------------------|----------------------|-----------------------|----------------------|
| 現状                      | 「用務が的確かつスムーズに完了し、気持ち良い印象がもてる区役所」の実現に向け、H26年度に市民満足度向上プロジェクトとして「駿河スマイル・プロジェクト（SSP）」を立ち上げ、常に市民の皆さんが笑顔で用事を済ませることができるための調査、検討、改善を進めています。しかし、市民と接する機会が多くが区役所窓口であり、窓口サービスを更に向上させ、窓口対応に満足いただくことが、市政に対する満足度の向上にも大きく寄与することから、「同プロジェクト（SSP）」をより一層推進する必要があります。 |                      |                      |                       |                      |
| 取組概要                    | ①施設利用の改善：施設の安全管理・環境整備を検討します。<br>安心・安全な窓口：救命講習を受講するほか、来庁者避難誘導訓練や危機管理研修等を実施します。<br>②職員意識・能力向上：各種研修を実施するほか、各課共通の業務リストを作成し活用します。<br>区民意見等の反映：区民意見等を反映するため、市民アンケートを実施し、「市民の声」の意見活用に取り組みます。  |                      |                      |                       |                      |
| 年度                      | 内容   | H27年度                | H28年度                | H29年度                 | H30年度                |
| 工程                      | 窓口サービス向上プロジェクト外施策、SSPの推進<br>①施設の安全管理、案内表示・分かりやすい導線確保<br>②人材育成（各課窓口機能の連携強化、駿河区マイド研修）  | ◎ 実施<br>◎ 実施<br>◎ 実施 | ⇒ 継続<br>⇒ 継続<br>⇒ 継続 | ⇒ 継続<br>⇒ 継続<br>⇒ 継続  | ⇒ 継続<br>⇒ 継続<br>⇒ 継続 |
| 指標                      | 市民意識調査の接遇における区民満足度（H26 71.7%）  | —                    | —                    | 75%                   | —                    |
|                         | 窓口アンケートにおける市民満足度（H26 79.4%）  | 90%以上                | 90%以上                | 90%以上                 | 90%以上                |

| 3 清水区役所の窓口サービスの向上 |  | 所管課              |              | 清水区役所地域総務課<br>清水区役所各課 |              |
|-------------------|--|------------------|--------------|-----------------------|--------------|
| 現状                | 清水庁舎は築30年を超えており、各種案内表示等がわかりにくく、また、H23年度の市民意識調査で、職員の対応に対する満足度が、葵区（67.8%）、駿河区（69.2%）より低い66.0%となっていました。このため、H25年度より、「1階フロア全体を見据えた市民窓口の改善」をテーマに、区内横断的組織（フィールド・イノベーション）による改善活動を行った結果、H26年の来庁者アンケートでは、満足度87.6%という結果を得ていますが、同取組を一層推進し、さらに満足度の高いサービスする必要があります。 |                  |              |                       |              |
| 取組概要              | ①クイックウィンの実施・フロアレイアウトの変更：1階フロアで快適に過ごせる空間づくりや、来庁されたお客様に満足いただける窓口対応について、クイックウィン（できることから行うこと）を実施するとともに、各種案内表示等の改善といった中長期的な課題解決を進め、市民満足度を向上させます。  |                  |              |                       |              |
| 年度                | 内容   | H27年度            | H28年度        | H29年度                 | H30年度        |
| 工程                | ①クイック・ウィンの実施<br>中長期的な事業実施（707ルイ外変更等）   | ○ 一部実施<br>○ 一部実施 | ⇒ 継続<br>⇒ 継続 | ⇒ 継続<br>⇒ 継続          | ⇒ 継続<br>⇒ 継続 |
| 指標                | 窓口アンケートにおける市民満足度（H26 87.6%）  | 90%以上            | 90%以上        | 90%以上                 | 90%以上        |

基本方針Ⅱ「質の高い行政運営の推進」

改革の方向2「効率的な組織体制の確立」

|      |   |         |         |       |       |         |
|------|---|---------|---------|-------|-------|---------|
| 4    | 電話サービスのあり方の検討   |         |         |       | 所管課   | 広報課・管財課 |
| 現状   | <p>現在、市の電話サービスとして「代表電話」「コールセンター」を実施しており、代表電話は、関係部局へ円滑に接続し、市民の利便性と業務の効率化を目的とし、また、コールセンターは、講座やイベントなど情報提供や申込み、市政への意見や要望などにワンストップで対応することで、市民サービスの向上を目指しています。しかし、多種多様化する市民ニーズに応えるには、それぞれの目的や業務の効率性を考慮した、さらなる市民サービスの向上が必要となっています。</p> <p>(H25年度 代表電話 着信件数152,683件、コールセンター 受付件数：31,144件)</p> |         |         |       |       |         |
| 取組概要 | <p>①電話サービスの見直し：代表電話とコールセンターの今後のあり方について、現状や今後の利用見込み、費用対効果などを踏まえ、統合を含めた調査・検討を行い、今後の方向性を決定し、最適なサービスの提供を行っていきます。</p>  |         |         |       |       |         |
| 年度   | 内容  | H27年度   | H28年度   | H29年度 | H30年度 |         |
| 工程   | ①電話サービスの見直し   | △ 調査・検討 | ◎ 方向性決定 | ⇒ 実施  | ⇒ 実施  |         |

|      |   |       |       |       |                              |       |
|------|---|-------|-------|-------|------------------------------|-------|
| 5    | 介護保険認定業務の効率化による市民サービスの向上  |       |       |       | 所管課                          | 介護保険課 |
| 現状   | <p>介護保険サービスは、要介護認定申請を行い認定結果が出ることで利用することができます。要介護認定の申請から認定結果が出るまでの期間は法定で30日とされていますが、政令市での平均日数は40.54日（平成28年度）で、本市においても43日程度かかっており、期間の短縮が全国的な課題となっています。平成28年度に介護保険課と3区の高齢介護課の4課で介護認定業務改善活動のプロジェクトを立ち上げ、組織横断的なワーキンググループを作り解決策を検討していますが、期間短縮に至っていません。課題解決に向け更なる改善を行い、市民サービスの向上につなげていきます。</p> |       |       |       |                              |       |
| 取組概要 | <p>要介護認定の申請から認定結果が出るまでの期間の短縮に向け、4つの課題に取り組みます。</p> <p>①点検業務の効率化 ②調査の質の向上 ③認定プロセスの見直し ④適正な認定</p>  |       |       |       |                              |       |
| 年度   | 内容  | H27年度 | H28年度 | H29年度 | H30年度                        |       |
| 工程   | ①点検業務の効率化<br>②調査の質の向上<br>③認定プロセスの見直し<br>④適正な認定  | —     | —     | —     | ◎ 実施<br>◎ 実施<br>◎ 実施<br>◎ 実施 |       |
| 指標   | 要介護認定申請から認定結果までの日数（H30.1月時点<br>平均日数43日）   | —     | —     | —     | 40日                          |       |



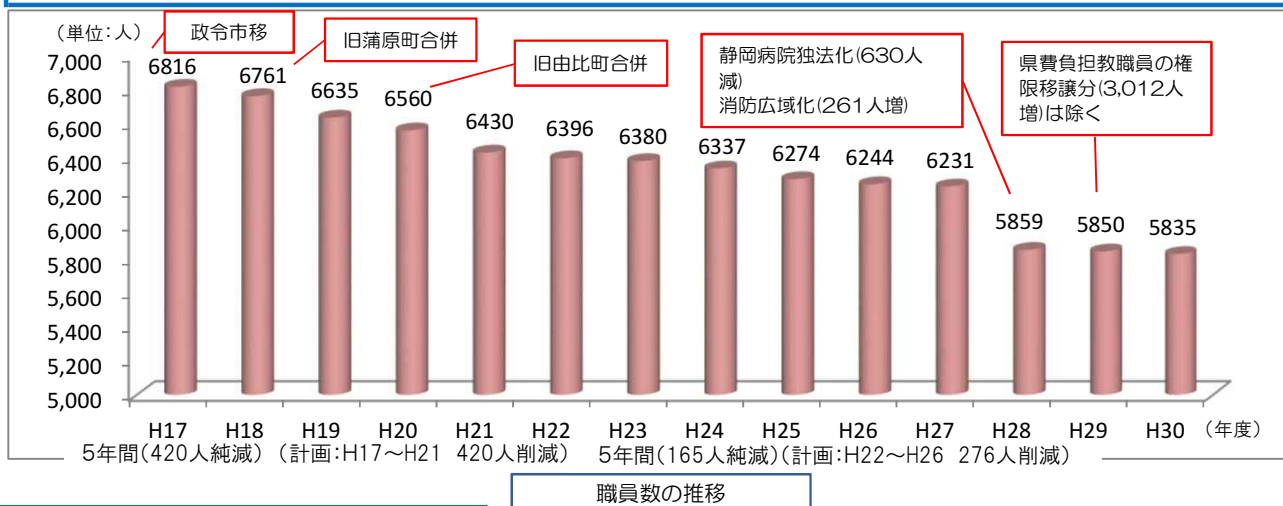
施策3「定員の適正化」

取組内容

社会情勢等の変化に伴う新たな行政需要に対応するため、職員適正配置計画に基づき、計画的に職員数をコントロールするとともに、行政サービスの低下を招かないよう、最適な職員配置を行います。

取組項目(1項目)

1 職員適正配置計画に基づく最適な職員配置



具体的な取組

| 1       | 職員適正配置計画に基づく最適な職員配置  | 所管課         | 行政管理課                     |              |              |                      |
|---------|--|-------------|---------------------------|--------------|--------------|----------------------|
| 現状      | H22年~H26年度の5年計画である「第二次定員管理計画」に基づき、計画的な職員の増減員を進め、最適な職員配置に努めていますが、新たな行政需要にも迅速かつ適切に対応するため、最適な職員配置を継続的に実施する必要があります。  |             |                           |              |              |                      |
| 取組概要    | ①適正配置計画の実施：H26年度に策定した「新たな職員適正配置計画（計画期間：H27年度～H30年度）」に基づき、これまで以上に増員すべきは増員し、減員すべきは減員するというシェイプアップの視点にたって最適な職員配置に取組むとともに、進捗管理を行います。<br>（新職員適正配置計画の4年間の効果額 250,000千円）<br>②次期計画の策定：H31年度以降の適正配置計画を策定します。 |             |                           |              |              |                      |
| 年度      | 内容   | H27年度       | H28年度                     | H29年度        | H30年度        | H31年度                |
| 工程      | ①適正配置計画の実施<br>同計画の進捗管理<br>②H31以降の計画の策定   | ◎ 実施        | ⇒ 継続<br>◎ 実施              | ⇒ 継続<br>⇒ 継続 | ⇒ 継続<br>⇒ 継続 | ⇒ 継続<br>⇒ 継続<br>◎ 実施 |
| 指標・削減人員 | ①計画に基づく職員数<br>正規<br>非常勤  | 13人<br>▲89人 | 23人<br>▲25人               | 5人<br>▲27人   | 17人<br>▲47人  | 5人<br>▲31人           |
|         | 計画の区分  | 前計画分        | 新計画分（正規 50人削減・非常勤 130人増員） |              |              |                      |
| 効果額     | 削減額（単位：千円）   | ▲163,000    | ▲ 54,000                  | ▲ 95,000     | ▲ 100,000    | —                    |
|         | 削減額（単位：千円）（参考）<br>*新職員適正配置計画分  | —           | 109,000                   | 68,000       | 63,000       | 10,000               |

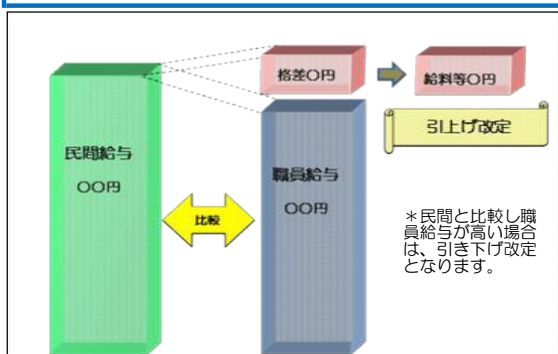
施策4「給与制度の点検と改善」

取組内容

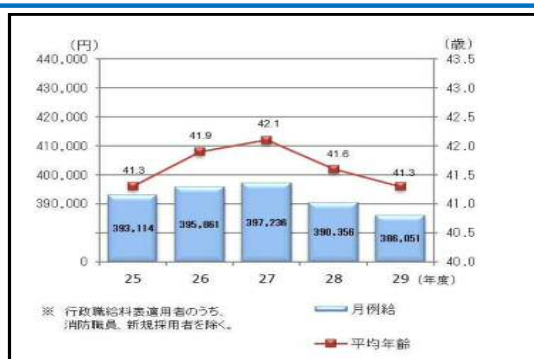
職員の給与制度の適正化を図るため、人事委員会勧告に基づく給与改定など、継続的に必要な見直しを行います。また、特殊勤務手当は、制度の趣旨に適合しているか検証し、必要に応じ見直すとともに、時間外勤務の縮減に継続的に取組みます。

取組項目(1項目)

1 職員給与制度の継続的な点検と改善



民間との給与格差に基づく給与改定



職員給与の推移

具体的な取組

| 1    | 職員給与制度の継続的な点検と改善   |                               |                               |                               | 所管課                           | 人事課 |
|------|--|-------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|-----|
| 現状   | 職員給与は、毎年、人事委員会勧告に基づき給与改定を行うなど、市内民間企業従業員の給与水準との均衡を確保しています。諸手当については、人事委員会勧告において国の制度との均衡が常に図られています。特に特殊勤務手当については、支給対象となる業務が、制度の趣旨に適合しているか、継続的に検証していく必要があります。(労務職給与の見直しは、現在協議中。)また、仕事みがき方針に基づき時間外勤務の縮減を目指していますが、大きな縮減には至っていないため、継続的に取り組んでいく必要があります。  |                               |                               |                               |                               |     |
| 取組概要 | ①給与改定：職員給与は、引き続き適正な制度・水準を確保するため、人事委員会勧告に基づく給与改定など、必要な見直しを進めるとともに、労務職給与の見直しについて、継続的に協議してまいります。<br>②特殊勤務手当の調査・検証：特殊勤務手当は、対象業務の危険性・不快性その他の特殊性等を改めて検証し、他都市の支給状況をも勘案しつつ、必要に応じて見直しを行います。<br>③時間外勤務の縮減：時間外勤務の縮減は、実績や実情を踏まえ、随時対策の見直しを行いながら、継続して取り組んでまいります。職員のワークライフバランス推進のためにも、「各局長等の育ボス宣言」のもと、時間外勤務を前提としない生産性を重視した仕事のやり方、仕事の見直し等を、局内組織と職員個々が意識し、実行することで縮減を図ってまいります。 |                               |                               |                               |                               |     |
| 年度   | 内容   | H27年度                         | H28年度                         | H29年度                         | H30年度                         |     |
| 工程   | ①人事委員会勧告に基づく給与改定の実施<br>②特殊勤務手当の調査・検証<br>③時間外勤務の縮減  | ⇒ 継続<br>△ 調査・検証<br>⇒ 継続       | ⇒ 継続<br>◎ 必要に応じ見直し<br>⇒ 継続    | ⇒ 継続<br>⇒ 継続<br>⇒ 継続          | ⇒ 継続<br>⇒ 継続<br>⇒ 継続          |     |
| 指標   | ①人事委員会勧告に基づく給与改定の実施率<br>③時間外勤務時間数の縮減率(H25 577,207h)<br>※ 企業会計は除く   | 100%<br>565,663h<br>(H25比2%減) | 100%<br>565,663h<br>(H25比2%減) | 100%<br>559,891h<br>(H25比3%減) | 100%<br>559,891h<br>(H25比3%減) |     |
| 効果額  | 削減額(単位：千円)   | 476,425                       | 31,746                        | 47,619                        | 47,619                        |     |

\*H27年度の効果額には、H24年度に実施した退職手当制度の改正(H27年度まで段階的に引き下げ)による効果額を含んでいます。

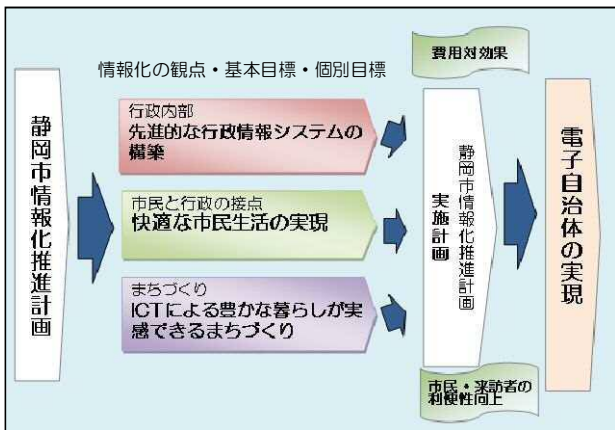
**施策1「情報化推進の総合的取組」**

**取組内容**

「新情報化推進計画」に基づき、オープンデータの推進、公衆無線LAN整備事業、情報システムのクラウド化の検討、情報セキュリティの向上などを進めていきます。  
 また、マイナンバー制度の本格稼働に向け、システム設計・開発等を進めるほか、市の独自利用についても検討していきます。

**取組項目(2項目)**

- 1 新情報化推進計画の推進
- 2 マイナンバー制度の活用



新情報化推進計画のイメージ図



マイナンバー制度のイメージ図

**具体的な取組**

|      |  |       |        |       |       |
|------|--|-------|--------|-------|-------|
| 1    | 新情報化推進計画の推進  | 所管課   | ICT推進課 |       |       |
| 現状   | 本市の情報化の推進については、現行の静岡市情報化推進計画・実施計画に基づいて進めていますが、現行計画の計画年度（H23～H26年度）が終了するため、H27年度から4年間の、ICTを活用した目指すべきまちの姿を示した新しい計画をH26年度中に策定し、事業を実施していく必要があります。                      |       |        |       |       |
| 取組概要 | ①新情報化推進計画に基づく事業の実施：オープンデータ等の新技術に対応する新しい情報化推進計画に基づく事業（オープンデータの推進、公衆無線LAN整備事業、情報システムのクラウド化の検討、情報セキュリティの向上等）を実施します。<br>②実施計画の進捗管理：各施策が確実に実施できるよう、実施計画登載事業の進捗管理等を行います。 |       |        |       |       |
| 年度   | 内容   | H27年度 | H28年度  | H29年度 | H30年度 |
| 工程   | ①新情報化推進計画に基づく事業の実施<br>②実施計画による各施策の進捗状況の把握とアドバイス  | ◎ 実施  | ⇒ 継続   | ⇒ 継続  | ⇒ 継続  |
| 指標   | ②実施計画登載事業の進捗率（H26 100%）  | 100%  | 100%   | 100%  | 100%  |

基本方針Ⅱ「質の高い行政運営の推進」

改革の方向3「ICTの高度利用による情報化の推進」

| 2 マイナンバー制度の活用 |  | 所管課                              | 行政管理課 ほか     |                     |                |
|---------------|--|----------------------------------|--------------|---------------------|----------------|
| 現状            | <p>現在、各種手当の申請時に、国や他の地方公共団体等を回って、添付書類を揃える必要があり、市民の負担が多くなっています。また、本市が外部から提供されたデータと、内部で保管するデータを結びつける作業時に、転記・照合・電算入力ミスが発生する可能性があるほか、手作業による事務、書類審査に手間と時間、費用がかかるなどの課題があるため、マイナンバー制度を活用した市民サービス向上と事務の効率化を図る必要があります。</p>   |                                  |              |                     |                |
| 取組概要          | <p>①マイナンバー制度の実施：H29年度にマイナンバー制度が本格稼働し、国や他の地方公共団体等、関係各機関との間で、電子データによる情報連携を行い、市民の負担軽減と事務の効率化に取組みます。<br/>                 ②市の独自利用の実施：今後、マイナポータルの開始やワンカード化の促進など、マイナンバー制度の利活用の推進が国において計画されていることから、各所属で事業等を進めるに当たっては、国や他都市の動向を注視しつつ、カードの普及状況や市民ニーズ等に応じ、個人番号やマイナンバーカードの独自利用の可能性について検討を行い、市民サービスのさらなる向上に努めます。</p> |                                  |              |                     |                |
| 年度            | 内容   | H27年度                            | H28年度        | H29年度               | H30年度          |
| 工程            | ①マイナンバー制度の実施<br>②個人番号やカードの独自利用   | △○ システム設計・開発、一部実施(H28.1)<br>△ 検討 | ⇒ 継続<br>⇒ 継続 | ◎ 実施(H29.7)<br>⇒ 継続 | ⇒ 継続<br>○ 一部実施 |
| 指標            | ①制度利用による添付書類削減率  | —                                | —            | 100%                | 100%           |
|               | ②独自利用した事業数   | —                                | —            | —                   | 1事業            |

## 施策2「ICTの活用とシステムの最適化」

### 取組内容

庁内所有のデータをオープンデータ化し、積極的に公開するほか、公衆無線LAN事業を推進し、アクセスポイントの増加に取り組みます。また、多様化・複雑化する情報システムの最適化を図るため、業務システムを整理し、プライベートクラウドに統合・集約するなどの手法を検討します。さらに、行政に対する信頼性を高めるため、情報セキュリティ対策の向上に努めます。

### 取組項目(11項目)

- 1 オープンデータの推進
- 2 統合型GISの構築
- 3 公衆無線LAN事業の推進
- 4 消防活動支援情報のICT化促進
- 5 情報システムのクラウド化の推進
- 6 官民境界確定資料のデジタル化
- 7 保有映像情報の有効活用
- 8 職員の情報セキュリティ対策の維持・向上
- 9 統合型内部情報システムの構築
- 10 小・中学校校務支援システムの整備
- 11 ICTを活用したペーパーレス会議の導入方針決定



オープンデータの推進



公衆無線LAN事業 (Shizuoka Wi-Fi Paradise)



### 具体的な取組

| 1    | オープンデータの推進   | 所管課          | ICT推進課 |       |       |
|------|--|--------------|--------|-------|-------|
| 現状   | 行政が保有するデータをオープンデータ化し積極的に公開することで、「行政の透明性・信頼性の向上」や「官民連携による公共サービスの実現・経済の活性化・行政の効率化」、「市民の利便性の向上・行政への市民参画の促進」などの効果が期待できるため、政府をはじめ各自治体でも取組みが始まっており、本市としても積極的に推進していく必要があります。            |              |        |       |       |
| 取組概要 | ①オープンデータの公開：庁内で保有するデータを精査し、随時オープンデータ化して積極的に公開していきます。<br>②オープンデータの活用：データを広く活用してもらうよう民間企業等と協力した取組みを実施し、アプリケーションソフト等を市民に広く活用してもらうよう周知します。また、「しずおかオープンデータ推進協議会」と連携して、事業全体の推進に取り組みます。 |              |        |       |       |
| 年度   | 内容   | H27年度        | H28年度  | H29年度 | H30年度 |
| 工程   | 事業のスキームの作成<br>①データの収集公開  | △ 作成<br>◎ 実施 | ⇒ 継続   | ⇒ 継続  | ⇒ 継続  |
| 指標   | ②オープンデータを利用したアプリ等活用件数(累計)(H26.0件)  | 10件          | 40件    | 90件   | 140件  |
|      | ①登録データセット数(累計)(H30.1.1時点 426件)   | —            | —      | —     | 430件  |



基本方針Ⅱ「質の高い行政運営の推進」

改革の方向3「ICTの高度利用による情報化の推進」

|             |  |              |              |                      |       |
|-------------|--|--------------|--------------|----------------------|-------|
| 2 統合型GISの構築 |  | 所管課          |              | ICT推進課               |       |
| 現状          | 現在、道路台帳図情報、公園マップ、バリアフリーマップ、洪水ハザードマップ、都市計画マップ等のGISシステムを構築していますが、それぞれ個別に管理・運営しており、今後、必要な範囲でシステムを統合することで、業務の効率化、予算の削減を図り、より利便性の高いシステムとして、運用していく必要があります。 |              |              |                      |       |
| 取組概要        | ①GISシステムの統合：GISシステムを利用する各所属と調整し、可能な範囲でシステムを統合します。  |              |              |                      |       |
| 年度          | 内容   | H27年度        | H28年度        | H29年度                | H30年度 |
| 工程          | ①利用状況調査<br>関係課による作業部会<br>統合型GISシステムの構築・運用  | △ 調査<br>△ 検討 | ⇒ 継続<br>⇒ 継続 | ⇒ 継続<br>⇒ 継続<br>○ 構築 | ◎ 運用  |
| 指標          | ①GISの利用所属数   | —            | —            | —                    | 10所属  |

|                |   |       |       |        |       |
|----------------|---|-------|-------|--------|-------|
| 3 公衆無線LAN事業の推進 |   | 所管課   |       | ICT推進課 |       |
| 現状             | H25年6月に官民連携の「静岡市公衆無線LAN事業協議会」を設立、同年9月から事業を開始し、現在（H26年12月末）127箇所にアクセスポイントを設置しています。また、H26年3月には、多言語対応したポータルサイト「しずばす」を開設しました。今後、観光とMICEを推進するとともに、地域の活性化・市民の利便性を向上させるため、より一層の事業の推進が求められています。 |       |       |        |       |
| 取組概要           | ①公衆無線LANアクセスポイントの設置：公衆無線LANアクセスポイント設置を官民連携（協議会）で推進し、オープンデータ事業（アプリ、観光サイト作成）等との連携を図ります。   |       |       |        |       |
| 年度             | 内容  | H27年度 | H28年度 | H29年度  | H30年度 |
| 工程             | ①アクセスポイントの設置  | ○ 設置  | ⇒ 継続  | ⇒ 継続   | ⇒ 継続  |
| 指標             | ①アクセスポイント累計設置数（H26 127箇所）   | 230箇所 | 330箇所 | 400箇所  | 450箇所 |
|                | ①アクセスポイント新規設置数（H30.1月末時点 42箇所）  | —     | —     | —      | 50箇所  |

|                   |   |                 |       |       |       |
|-------------------|---|-----------------|-------|-------|-------|
| 4 消防活動支援情報のICT化促進 |   | 所管課             |       | 警防課   |       |
| 現状                | 大規模地震等が発生し、被害が多発した場合は、他県からの緊急消防援助隊を受援し、消火・救助・救急などの消防業務に従事することになりますが、現在の「消防受援計画」では、当市消防職員から、活動拠点において被害情報、道路状況、水利情報、燃料補給場所、活動拠点等の消防活動支援情報を紙ベースで提供する計画となっています。このため、今後はICTを活用し、適時適切な情報提供をすることで、情報の共有化と被害軽減を図る必要があります。 |                 |       |       |       |
| 取組概要              | ①消防活動支援情報のデジタル化：消防活動支援情報をデジタル化し、早期に提供できるシステムを整備することで、各種被害情報等を提供し、情報の収集と共有化を図るとともに、被害軽減につなげます。   |                 |       |       |       |
| 年度                | 内容  | H27年度           | H28年度 | H29年度 | H30年度 |
| 工程                | 各調査・検討<br>①システム整備、デジタル化   | △ 調査・検討<br>○ 整備 | ◎ 実施  | ⇒ 継続  | ⇒ 継続  |
| 指標                | 災害対応等の活動に支障となる故障等の発生件数  | 0件              | 0件    | 0件    | 0件    |

基本方針Ⅱ「質の高い行政運営の推進」

改革の方向3「ICTの高度利用による情報化の推進」

|      |  |                          |  |   |                             |        |
|------|--|--------------------------|--|---|-----------------------------|--------|
| 5    | 情報システムのクラウド化の推進  |                          |  |   | 所管課                         | ICT推進課 |
| 現状   | 各業務システムに必要なサーバーやストレージ等のハードウェアが増え、システム構築や運用コストが増大するほか、業務システムのライフサイクルがハードウェアに依存し、更改時にはOS変更やプログラムの大幅改修が必要となっているため、効率的で最適なシステムの構築を検討する必要があります。 |                          |  |   |                             |        |
| 取組概要 | ①システムの統合検討：システム統合を進める中で、仮想化技術等の利用により、業務システムのサーバー数を抑え、プライベート・クラウドまたは、データセンター型クラウドに統合・集約する手法を検討していきます。                                       |                          |  |   |                             |        |
| 年度   | 内容   | H27年度                    | H28年度  | H29年度   | H30年度                       |        |
| 工程   | ①先進自治体調査・方針決定<br>導入計画策定、基盤システム構築(住民情報系)<br><br>統合型内部情報システムの構築(内部情報系)   | △ 調査・検討<br><br>△○方針検討・決定 | ○方針決定<br><br>○一部実施<br>(総合評価方式による業者選定及び契約・開発開始) | △計画策定の委託<br><br>⇒開発継続<br>○一部実施<br>(構成システム順次稼働(H30.3月全稼働)) | ○構築<br><br>◎実施<br>(システム全稼働) |        |

|      |  |                   |        |        |        |                |
|------|--|-------------------|--------|--------|--------|----------------|
| 6    | 官民境界確定資料のデジタル化   |                   |        |        | 所管課    | 土木管理課<br>土木事務所 |
| 現状   | 官民境界確定資料は、経年的にマイクロフィルム化し、申請により写しの交付・閲覧を行っていますが、資料が一元化されていません。また、今後は、マイクロフィルムの劣化やマイクロリーダー本体の製造中止等が懸念されるため、資料をデジタル化し、資料の交付・閲覧における市民サービスの向上と事務の効率化を図る必要があります。 |                   |        |        |        |                |
| 取組概要 | ①ファイリングシステムの構築：資料の検索・提供を容易にし、事務の効率化と市民サービスの向上を図るため、道路台帳システムを利用した検索・ファイリングシステムを構築し、情報を一元化します。   |                   |        |        |        |                |
| 年度   | 内容   | H27年度             | H28年度  | H29年度  | H30年度  |                |
| 工程   | ①仕様書作成、委託先選定<br>委託実施、運用  | △ 作成・選定<br>○ 一部実施 | ◎ 実施   | ⇒ 継続   | ⇒ 継続   |                |
| 指標   | 資料デジタル化件数  | 46,000件           | 1,600件 | 1,600件 | 1,600件 |                |
| 効果額  | 削減額(単位：千円)   | —                 | 1,170  | 1,170  | 4,170  |                |

|      |  |       |        |       |       |     |
|------|--|-------|--------|-------|-------|-----|
| 7    | 保有映像情報の有効活用  |       |        |       | 所管課   | 指令課 |
| 現状   | 消防局が保有する映像情報(高所監視カメラ・ヘリコプターテレビ等)と道路部が保有する映像情報(道路監視カメラ等)は独立しており、災害発生時等に相互に情報交換が可能な体制が取られていないことから、一体的に運用することで、災害時等における迅速かつ確な対応が求められています。 |       |        |       |       |     |
| 取組概要 | ①映像システムの運用：システム環境整備に係る調整及び技術検証作業や、システム改修を行い、映像情報の相互情報提供が可能な環境を構築します。   |       |        |       |       |     |
| 年度   | 内容   | H27年度 | H28年度  | H29年度 | H30年度 |     |
| 工程   | ①映像システム改修・運用   | △ 改修  | ◎ 運用開始 | ⇒ 継続  | ⇒ 継続  |     |
| 指標   | ①保有映像情報の提供箇所   | 1箇所   | 3箇所    | 3箇所   | 3箇所   |     |

基本方針Ⅱ「質の高い行政運営の推進」

改革の方向3「ICTの高度利用による情報化の推進」

| 8 職員の情報セキュリティ対策の維持・向上 |  | 所管課          | ICT推進課       |                          |              |
|-----------------------|--|--------------|--------------|--------------------------|--------------|
| 現状                    | 「情報セキュリティポリシー」に基づき、情報セキュリティ監査（内部監査・外部監査）及び職員への研修を実施しています。しかし、標的型攻撃等の外的脅威の増大、ソフトウェアライセンス等のIT資産管理、市民等が利用するウェブサイトの脆弱性等の課題があり、これらが情報セキュリティインシデントに発展しないよう努めていく必要があります。  |              |              |                          |              |
| 取組概要                  | ①セキュリティ監査・研修の実施：最新の知見を取り入れた情報セキュリティ対策が構築、運用等できるよう、情報システムやウェブサイトの脆弱性、IT資産管理台帳の整備等、高い専門性が求められる分野に対する外部監査を手厚くし、第三者（セキュリティ専門家）の視点から改善指摘等を実施することで、セキュリティ対策の維持、向上に取組みます。 |              |              |                          |              |
| 年度                    | 内容   | H27年度        | H28年度        | H29年度                    | H30年度        |
| 工程                    | ①情報セキュリティ監査・研修の実施<br>e-ラーニングサーバーの維持管理  | ⇒ 継続<br>⇒ 継続 | ⇒ 継続<br>⇒ 継続 | ⇒ 継続<br>⇒ 継続<br>◎ サーバー更改 | ⇒ 継続<br>⇒ 継続 |
| 指標                    | 外部監査で緊急度中以上の改善提言を受けた所属数  | 5所属以下        | 5所属以下        | 4所属以下                    | 4所属以下        |

| 9 統合型内部情報システムの構築 |  | 所管課       | 行政管理課<br>ICT推進課                   |   |                  |
|------------------|--|-----------|-----------------------------------|---|------------------|
| 現状               | 現在静岡市の内部情報システム（財務会計システム、文書管理システム、グループウェア）は、それぞれ別の時期に個別に導入し運用しています。そのためシステムの機器や保守業務もシステム単位で必要になっています。また、意思決定は「紙ベース」で行われているため、「迅速性の確保」と「レスペーパーの取組み」に課題があります。                     |           |                                   |   |                  |
| 取組概要             | ①システムの統合検討：迅速性、確実性という電子決裁効果も踏まえ、新たに庶務事務、旅費事務等をシステムに加えることを検討します。また仮想化技術等の活用により構成機器及び管理業務の効率化を図ることとします。<br>②電子決裁の全面導入検討：電子決裁を全面的に導入し「レスペーパー」の取り組みを進めるとともに、事務の効率化と意思決定の迅速化を目指します。 |           |                                   |   |                  |
| 年度               | 内容   | H27年度     | H28年度                             | H29年度                                     | H30年度            |
| 工程               | ①②統合型内部情報システムの構築   | △〇方針検討・決定 | 〇一部実施<br>（総合評価方式による業者選定及び契約・開発開始） | ⇒開発継続<br>〇一部実施<br>（構成システム順次稼働（H30.3月全稼働）） | ◎実施<br>（システム全稼働） |
| 効果額              | 投資的経費の縮減額<br>（単位：千円）   | —         | 8,433                             | 8,433                                     | 8,433            |

基本方針Ⅱ「質の高い行政運営の推進」

改革の方向3「ICTの高度利用による情報化の推進」

|      |  |                          |                   |                    |                    |       |
|------|--|--------------------------|-------------------|--------------------|--------------------|-------|
| 10   | 小・中学校校務支援システムの整備   |                          |                   |                    | 所管課                | 学校教育課 |
| 現状   | 学校現場においては、校務支援システムが未整備のため、出席管理や成績処理等の際に、複数回の転記作業や手書き作業などに多くの時間を費やしています。また、学校間ネットワークも整備されていないことから、学校間の連絡は電話や文書等で行われているのが現状です。今後は、校務支援システムの導入により、校務処理に係る業務の効率化を図り、教職員が子どもと関わる時間を確保していく必要があります。 |                          |                   |                    |                    |       |
| 取組概要 | ①校務支援システムを整備し、校務処理に係わる業務の流れを電子化することで、校務処理の効率化を図ります。  |                          |                   |                    |                    |       |
| 年度   | 内容   | H27年度                    | H28年度             | H29年度              | H30年度              |       |
| 工程   | ①校務支援システムの整備   | △ 調査・検討<br>(構築に係る基本案の検討) | ○ 一部実施<br>(仕様の策定) | ○ 一部実施<br>(システム調達) | ◎ 実施<br>(小中全校での稼働) |       |
| 指標   | 校務処理にかかる時間の削減<br>(H26 小・中学校教員の校務処理に要する1人あたりの平均時間外勤務時間 165時間/年)   | —                        | —                 | —                  | 100時間削減            |       |

|      |   |       |       |                 |       |                 |
|------|---|-------|-------|-----------------|-------|-----------------|
| 11   | ICTを活用したペーパーレス会議の導入方針決定   |       |       |                 | 所管課   | 行政管理課<br>ICT推進課 |
| 現状   | 複数の庁内幹部会議が定例的に開催されているが、当該会議の資料は紙媒体を使用しています。   |       |       |                 |       |                 |
| 取組概要 | ペーパーレス会議の先進市の実例研究や費用対効果等を踏まえ、庁内関係課の協議を経て導入可否を決定します。<br>なお、上記検討と並行し、導入機器を共有することによりさらなる効率化が期待できるペーパーレス会議の導入も検討していきます。 |       |       |                 |       |                 |
| 年度   | 内容  | H27年度 | H28年度 | H29年度           | H30年度 |                 |
| 工程   | 導入可否  | —     | —     | △調査・検討<br>◎方針決定 |       |                 |

施策1「財政健全化の総合的取組」

取組内容

財政の健全性を確保するため、臨時財政対策債以外の市債の発行を抑制し、市債残高（ストック）を縮減するとともに、財政の中期見通しを作成し、計画的な財源対策等を講じます。また、毎年度の予算編成作業において事業の重点化等を精査し、財源不足額を圧縮します。さらに、新たな基準による公会計制度への取組により、財政の透明性・比較可能性を確保するほか、資産・債務の適正管理を行います。

取組項目(5項目)

- 1 フローとストックに留意した財政運営
- 2 財政の中期見通しの作成と公表
- 3 新公会計制度への取組み
- 4 普通建設事業における予算執行の適正管理
- 5 予算編成作業を通じての財源不足額の圧縮



具体的な取組

|      |   |           |           |           |           |
|------|---|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 1    | フローとストックに留意した財政運営   | 所管課       | 財政課       |           |           |
| 現状   | H25年度決算における、「財政指標・健全化判断比率（フロー指標）」（実質赤字比率・連結実質赤字比率なし、実質公債費比率 10.3%）では、財政の健全性は確保されていますが、H25年度末における一般会計の市債残高は、4,129億円（うち臨時財政対策債を除く市債残高 2,857億円）であり、今後も持続可能な財政運営を推進するためには、フローとストックをコントロールする必要があります。 |           |           |           |           |
| 取組概要 | ①臨時財政対策債以外の市債の抑制：第3次総合計画期間（H27～34年度：8年間）における投資的経費を適正規模に保ち、臨時財政対策債以外の新規の市債発行をコントロールすることで、臨時財政対策債以外の市債残高を縮減します。（※臨時財政対策債は、地方交付税の振替として、国の地方財政計画等により発行可能額が示されるものであるため、除きます。）                        |           |           |           |           |
| 年度   | 内容  | H27年度     | H28年度     | H29年度     | H30年度     |
| 工程   | ①臨時財政対策債以外の市債発行の抑制  | ◎ 実施      | ⇒ 継続      | ⇒ 継続      | ⇒ 継続      |
| 指標   | ①実質公債費比率が改正前の国協議の必要のない16%未満を維持（H26 9.3%）  | 16%未満維持   | 16%未満維持   | 16%未満維持   | 16%未満維持   |
|      | ①臨時財政対策債を除く市債残高（H26末 2,778億円）   | 2,900億円未満 | 2,900億円未満 | 2,900億円未満 | 2,900億円未満 |



基本方針Ⅲ「持続可能な財政運営の確立」

改革の方向1「健全な財政運営の推進」

| 2 財政の中期見通しの作成と公表 |  | 所管課   | 財政課   |       |       |
|------------------|--|-------|-------|-------|-------|
| 現状               | 毎年、新年度当初予算編成時に当該予算を含む向こう4年間の財政指標（経常収支比率と実質公債費比率）の推移を見込んだ「財政の中期見通し」を作成し、公表しています。今後も、計画的に財源対策等を講じるため、同取組みを継続的に実施する必要があります。 |       |       |       |       |
| 取組概要             | ①財政の中期見通しの作成と公表：効果的な財政運営を確保するため、第3次総合計画前期実施計画及び第3次行革前期実施計画の期間（4年間）と合わせた中期的な財政の収支見通しを立て、公表します。                            |       |       |       |       |
| 年度               | 内容   | H27年度 | H28年度 | H29年度 | H30年度 |
| 工程               | ①財政の中期見通しの作成・公表、予算編成への活用   | ◎ 実施  | ⇒ 継続  | ⇒ 継続  | ⇒ 継続  |

| 3 新公会計制度への取組み |  | 所管課      | 財政課    |                |                |
|---------------|--|----------|--------|----------------|----------------|
| 現状            | 現在、総務省方式改定モデルに沿った財務書類を作成し、公表していますが、厳しい財政状況の中、財政の透明性を高め、市民に対する説明責任をより適切に図る重要性が高まっています。また、アセットマネジメントを着実に推進するにあたり、固定資産台帳の整備等の導入は必要不可欠となり、施設別、分野別等の多様な財務諸表の作成・活用が求められています。 |          |        |                |                |
| 取組概要          | ①財務書類の作成・公表：国の動向を見据えつつ、複式簿記の検討、固定資産台帳の整備、財務書類の作成・活用を行うとともに、公表します。  |          |        |                |                |
| 年度            | 内容   | H27年度    | H28年度  | H29年度          | H30年度          |
| 工程            | 庁内体制整備、調査・検討、計画作成、資産の棚卸<br>①財務書類の作成、公表（施設別等）   | △ 調査・検討等 | ○ 作成準備 | ◎ H28決算書類作成・公表 | ⇒ H29決算書類作成・公表 |

| 4 普通建設事業における予算執行の適正管理 |   | 所管課             | 財政課          |              |              |
|-----------------------|---|-----------------|--------------|--------------|--------------|
| 現状                    | 建設事業においては、早期の発注に留意していますが、例年、多額の繰越事業が生じています。予算の適切な計画的執行及び経済対策の観点からも、早期執行が求められています。<br>(H25年度【歳出】繰越額/予算額=15,102,371千円/294,562,591千円=5.13%、一般会計（普通建設事業・現年）のH26年9月時点の契約率 58.9%） |                 |              |              |              |
| 取組概要                  | ①執行状況の把握：毎月の「公共事業執行状況調査」により、各課の執行状況を把握し、執行の遅れが生じている場合は、ヒアリングを実施し、早期着手を促すとともに状況を分析します。<br>②改善策の実施：執行状況の分析結果をもとに、事業課での取組みや予算編成及び執行、契約方法等を検討し、早期発注を図ります。                       |                 |              |              |              |
| 年度                    | 内容  | H27年度           | H28年度        | H29年度        | H30年度        |
| 工程                    | ①執行状況の把握<br>②改善策の検討、実施  | ◎ 実施<br>○ 検討・実施 | ⇒ 継続<br>⇒ 継続 | ⇒ 継続<br>⇒ 継続 | ⇒ 継続<br>⇒ 継続 |
| 指標                    | 9月末時点の普通建設事業の契約率(一般会計)<br>(H26 58.9%)   | 60%             | 60%          | 60%          | 80%          |

基本方針Ⅲ「持続可能な財政運営の確立」

改革の方向1「健全な財政運営の推進」

|      |   |        |        |        |        |     |
|------|---|--------|--------|--------|--------|-----|
| 5    | 予算編成作業を通じたの財源不足額の圧縮   |        |        |        | 所管課    | 財政課 |
| 現状   | H26年度当初予算については、予算要求時点では約88億円の財源不足が生じていましたが、予算編成作業の中で、この財源不足額を基金対応が可能となる55億円まで圧縮し、財政の健全性を確保しました。今後も、予算編成作業による事業の重点化、事業の精査を行い、第3次総合計画を着実に遂行することが求められています。 |        |        |        |        |     |
| 取組概要 | ①財源不足額の圧縮：毎年の予算編成において、事業の重点化や事業内容の精査などにより予算要求時の財源不足額を圧縮し、財政の健全性を確保します。  |        |        |        |        |     |
| 年度   | 内容  | H27年度  | H28年度  | H29年度  | H30年度  |     |
| 工程   | ①予算編成作業を通じたの財源不足額の圧縮  | ◎ 実施   | ⇒ 継続   | ⇒ 継続   | ⇒ 継続   |     |
| 指標   | ①財源不足額<br>(H26予算編成 財源不足額55億円)   | 65億円以下 | 60億円以下 | 60億円以下 | 62億円以下 |     |

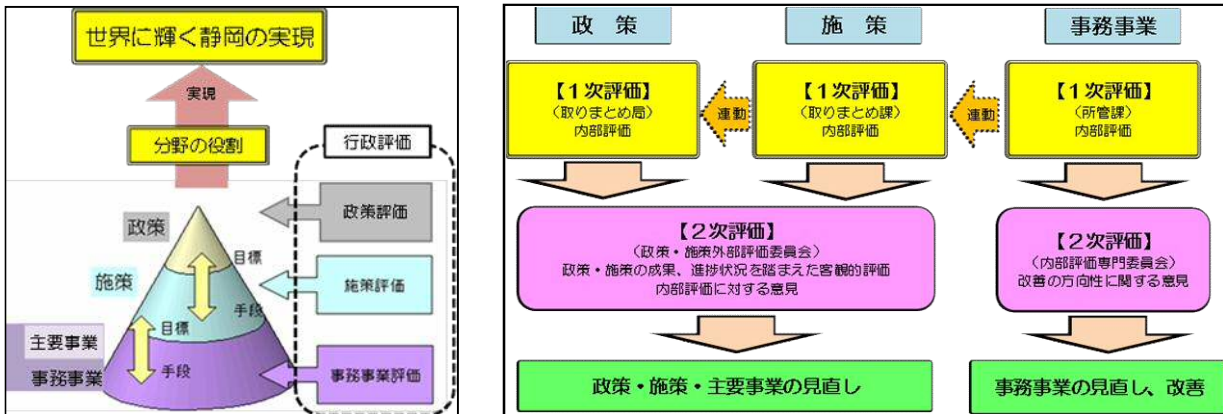
**施策2「事務事業の見直し・統廃合」**

**取組内容**

不断の事務事業の見直し・改善、または統廃合を推進し、無駄の削減を図るとともに、毎年度の予算編成作業においては見直し項目を定め、再点検を行い予算の棚卸しを行います。また、静岡型行政評価制度を実施し、PDCAサイクルによる評価結果を計画や予算に反映させることで、成果志向の行政運営に取組み、市民満足度の高い行政サービスの提供に努めます。

**取組項目(3項目)**

- 1 見直し項目設定による予算の定期点検の実施
- 2 静岡型行政評価制度の活用
- 3 事務事業の見直しによるコスト削減等



静岡型行政評価制度のイメージ図

**具体的な取組**

|      |  |                                    |               |               |               |
|------|--|------------------------------------|---------------|---------------|---------------|
| 1    | 見直し項目設定による予算の定期点検の実施   | 所管課                                | 財政課           |               |               |
| 現状   | 枠配分事業、補助金、使用料などについては、随時、点検を実施してきましたが、今後は、定期的な点検を継続して実施し、適正な予算を維持する必要があります。 |                                    |               |               |               |
| 取組概要 | ①予算の再点検：予算編成方針において、枠配分事業、補助金、繰出金などの見直し項目を定め、定期的に点検を実施することにより、予算の棚卸しを行います。  |                                    |               |               |               |
| 年度   | 内容   | H27年度                              | H28年度         | H29年度         | H30年度         |
| 工程   | ①点検による当初予算への反映   | ◎ H27当初予算への反映 (企業会計繰出し基準・経常枠配分見直し) | ◎ H28当初予算への反映 | ◎ H29当初予算への反映 | ◎ H30当初予算への反映 |
|      | ①見直し項目の設定による定期的な点検の実施 (枠配分事業、補助金、繰出金など)                                    | ◎ H28当初予算の点検                       | ◎ H29当初予算の点検  | ◎ H30当初予算の点検  | ◎ H31当初予算の点検  |
| 効果額  | 削減額 (単位：千円)  | 1,057,892                          | 1,899,100     | 1,694,618     | 2,150,535     |

基本方針Ⅲ「持続可能な財政運営の確立」

改革の方向1「健全な財政運営の推進」

| 2 静岡型行政評価制度の活用 |  | 所管課                  | 行政管理課<br>財政課 ほか    |                    |                       |
|----------------|--|----------------------|--------------------|--------------------|-----------------------|
| 現状             | 行政評価制度のうち、事務事業評価は、H23年度から「事務事業総点検（1次評価）」と「市民評価会議（外部評価）」、H25年度から他局職員による「事務事業総点検（2次評価）」を実施してきましたが、（市民評価会議はH25終了）今後は、事務事業総点検における事務事業の見直し結果を確実に予算反映させることが課題となっています。また、政策・施策評価はH26年度の試行を踏まえ、新たな制度（政策・施策）を構築し、第3次総合計画における適切な政策・施策評価を実施する必要があります。 |                      |                    |                    |                       |
| 取組概要           | ①政策・施策評価の実施：H26年度の試行を踏まえ構築した、新たな行政評価制度により、H27年度から政策・施策評価を実施します。<br>②事務事業評価と予算への反映：事務事業評価の結果を予算に反映させる仕組みづくりを行うとともに、2次評価体制を充実させ、確実に予算に反映させていきます。   |                      |                    |                    |                       |
| 年度             | 内容   | H27年度                | H28年度              | H29年度              | H30年度                 |
| 工程             | ①政策・施策評価の導入、実施<br>②事務事業評価の実施・予算への反映  | ◎ 導入・評価準備<br>◎ 実施・反映 | ⇒ 実施（施策評価）<br>⇒ 継続 | ⇒ 継続（施策評価）<br>⇒ 継続 | ⇒ 継続（政策・施策評価）<br>⇒ 継続 |
| 指標             | ②2次評価対象事業の見直し率   | 100%                 | 100%               | 100%               | 100%                  |
| 効果額            | 収入増額（単位：千円）  | 664                  | 9,187              | 9,231              | 9,951                 |
|                | 削減額（単位：千円）   | 74,467               | 185,990            | 266,173            | 347,150               |
|                | 投資的経費の縮減額（単位：千円）   | 5,432                | 5,432              | 5,432              | 5,432                 |

H26事務事業「2次評価」による見直し 収入増効果額(H27当初予算反映分)

| NO.           | 事業名           | 内容        | 収入増効果額<br>(単位：千円) | 所管課    |
|---------------|---------------|-----------|-------------------|--------|
| 1             | シルバー人材センター貸付金 | 貸付金利率の設定  | 24                | 高齢者福祉課 |
| 2             | 井川地区自主運行バス使用料 | 統合による利用者増 | 40                | 交通政策課  |
| 3             | 学生寮管理運営事業     | 使用料の見直し   | 600               | 学校教育課  |
| 収入増額合計（単位：千円） |               |           | 664               |        |

H26事務事業「2次評価」による見直し 削減効果額(H27当初予算反映分)

| NO. | 事業名            | 内容                     | 削減効果額<br>(単位：千円) | 所管課     |
|-----|----------------|------------------------|------------------|---------|
| 1   | 行政リーガルドック事業    | 外部講師(政策法務アドバイザー)の見直し   | 190              | 政策法務課   |
| 2   | 情報セキュリティ運用支援業務 | 外部監査項目の見直し(項目の縮小)      | 216              | 情報管理課   |
| 3   | 庁舎管理事業         | 清水ふれあいホール受付案内委託の見直し    | 300              | 管財課     |
| 4   | 区民懇話会運営事業      | 現区民懇話会の廃止・新たな意見聴取事業の構築 | 1,410            | 行政管理課   |
| 5   | 消費生活モニター事業     | 計量モニター事業との統合           | 272              | 生活安心安全課 |
| 6   | 文化振興事業補助金      | 補助事業の見直し               | 100              | 文化振興課   |
| 7   | 地球温暖化対策補助事業    | 太陽光発電システム設置補助制度の廃止     | 30,158           | 環境創造課   |

| NO.          | 事業名                  | 内容   | 削減効果額<br>(単位：千円) | 所管課     |
|--------------|----------------------|--|------------------|---------|
| 8            | 環境教育推進事業             | 講師謝金の削減(企業等との協働)                               | 48               | 環境創造課   |
| 9            | 環境保健研究所情報発信・市民学習支援事業 | 一部事業の廃止(技術講演会)                                 | 50               | 環境保健研究所 |
| 10           | 事業系ごみ処理手数料徴収業務       | 積算見直し(販売員1名減)                                  | 2,474            | ごみ減量推進課 |
| 11           | 山間地域家庭ごみ収集運搬業務       | 積算見直し(車両損料)                                    | 644              | 収集業務課   |
| 12           | 家庭ごみ収集運搬業務           | 積算見直し(車両損料)                                    | 2,961            | 収集業務課   |
| 13           | 家庭ごみ土曜日収集運搬業務        | 積算見直し(車両損料)                                    | 86               | 収集業務課   |
| 14           | 福祉ショップ運営事業費補助金       | 運営方法の見直し                                       | 572              | 障害者福祉課  |
| 15           | 高齢者等住宅改造費補助金         | 予算計上額の縮小                                       | 2,000            | 高齢者福祉課  |
| 16           | 救急医療啓発事業             | 啓発グッズの見直し                                      | 86               | 保健衛生総務課 |
| 17           | 母親クラブ設置・育成事業補助金      | 補助限度額の見直しなど                                    | 342              | 子ども未来課  |
| 18           | 私立保育所園庭グリーン化事業       | 助成の廃止  | 2,500            | 幼保支援課   |
| 19           | 公立保育所園庭グリーン化事業       | 事業の廃止  | 2,000            | こども園課   |
| 20           | 循環型社会対応新産業創出推進事業     | 事業の廃止  | 10,000           | 産業政策課   |
| 21           | 井川地区自主運行バス使用料        | 自主運行バスとスクールバスとの統合<br>(スクールバスの廃止、自主運行バスの増<br>便) | ▲ 6,158          | 交通政策課   |
| 22           | 井川スクールバス運行事業         |  | 6,593            | 学校教育課   |
| 23           | 和田島自然の家野外活動等事業       | 一部野外事業の廃止、統合など                                 | 239              | 教育総務課   |
| 24           | 学生寮管理運営事業            | 光熱水費など維持管理経費の見直し                               | 566              | 学校教育課   |
| 25           | 教職員研修事業              | 一部研修会の廃止(幼稚園教員全体研修)など                          | 227              | 教育センター  |
| 削減額合計(単位：千円) |                      |  | 57,876           |         |

H26事務事業「2次評価」による見直し 投資的経費縮減効果額(H27当初予算反映分)

| NO.               | 事業名       | 内容                      | 投資的経費縮減効果額<br>(単位：千円) | 所管課   |
|-------------------|-----------|-------------------------|-----------------------|-------|
| 1                 | 建設発生土対策事業 | ストックヤード取扱量増加による工事コストの縮減 | 5,432                 | 技術政策課 |
| 投資的経費縮減額合計(単位：千円) |           |                         | 5,432                 |       |

H24・H25年度事務事業評価による見直し 削減効果額(H27当初予算反映分)

| NO.          | 事業名           | 内容               | 削減効果額<br>(単位：千円) | 所管課     |
|--------------|---------------|------------------|------------------|---------|
| 1            | 紙おむつ支給事業      | 支給内容の見直し         | 5,447            | 高齢者福祉課  |
| 2            | 学校応援団事業       | コーディネーター数の削減     | 450              | 教育総務課   |
| 3            | 高齢者・障害者雇用奨励事業 | 事業廃止(H26)による経費削減 | 10,000           | 商業労政課   |
| 4            | ソーシャルクラブ      | 地域活動センター事業への移行   | 440              | 精神保健福祉課 |
| 5            | 防災訓練事業        | 事業費(印刷・製本費等)の削減  | 43               | 防災対策課   |
| 6            | 防災対策推進事業      | 事業費(負担金・交付金等)の削減 | 211              | 防災対策課   |
| 削減額合計(単位：千円) |               |                  | 16,591           |         |



基本方針Ⅲ「持続可能な財政運営の確立」

改革の方向1「健全な財政運営の推進」

H27事務事業「2次評価」による見直し 収入増効果額(H28当初予算反映分)

| NO.           | 事業名                     | 内容           | 収入増効果額<br>(単位：千円) | 所管課      |
|---------------|-------------------------|--------------|-------------------|----------|
| 1             | 野外活動施設管理事業              | キャンプ場使用料の見直し | 1,473             | スポーツ振興課  |
| 2             | 静岡音楽館管理運営事業             | 音楽館使用料の見直し   | 6,870             | 文化振興課    |
| 3             | 清水駅西口駅前広場、東口広場などの維持管理業務 | 広場貸し出しによる歳入増 | 180               | 清水駅周辺整備課 |
| 収入増額合計(単位：千円) |                         |              | 8,523             |          |

H27事務事業「2次評価」による見直し 削減効果額(H28当初予算反映分)

| NO. | 事業名                   | 内容                       | 削減効果額<br>(単位：千円) | 所管課               |
|-----|-----------------------|--------------------------|------------------|-------------------|
| 1   | 文書管理事務                | 郵送割引制度の拡充                | 800              | 行政管理課             |
| 2   | 市政施設見学事業              | 市政施設見学事業の廃止              | 598              | 広報課               |
| 3   | 大都市制度推進事業             | 出張人数の見直し                 | 46               | 企画課               |
| 4   | 物品契約事務経費              | 共通単価契約新規導入による経費削減        | 745              | 契約課               |
| 5   | 戦争犠牲者追悼式開催事業          | 委託業務内容の見直し               | 500              | 市民自治推進課           |
| 6   | 社会教育事業費               | 講師謝金の見直し                 | 72               | 生涯学習推進課           |
| 7   | 女性会館相談室運営業務           | 女性のための健康相談廃止             | 72               | 男女参画・多文化共生課       |
| 8   | 清水マリンフェスティバル実行委員会補助金  | 補助金の見直し                  | 4                | スポーツ振興課           |
| 9   | 海外都市交流等渉外(UCLG ASPAC) | 事業の廃止(UCLG ASPAC脱会)      | 4,024            | 観光交流課             |
| 10  | 日本観光振興協会等負担金          | 日本観光協会・県温泉協会負担金の廃止(協会脱会) | 298              | 観光交流課             |
| 11  | 観光と物産展開催補助金           | 事業の廃止(補助金廃止)             | 1,800            | 観光交流課             |
| 12  | 要支援者向け配食型見守り事業        | 委託事業(燃料費の削減)の見直し         | 2,371            | 高齢者福祉課            |
| 13  | 二次予防事業対象者向け配食型見守り事業   | 委託事業(燃料費の削減)の見直し         | 590              | 高齢者福祉課            |
| 14  | 配食型見守り事業              | 委託事業(燃料費の削減)の見直し         | 6,818            | 高齢者福祉課            |
| 15  | 介護サービス利用促進事業費補助金      | 補助金の見直し                  | 700              | 介護保険課             |
| 16  | 福祉用具・住宅改修支援事業費        | 消耗品費の見直し                 | 31               | 地域リハビリテーション推進センター |
| 17  | 公衆浴場設備改善費補助金          | 補助金の廃止                   | 750              | 生活衛生課             |
| 18  | 次世代育成支援対策推進事業         | 乳児ふれあい事業の廃止              | 650              | 子ども未来課            |
| 19  | 勤労高等学園費               | 事業の再構築                   | 1,248            | 青少年育成課            |
| 20  | 啓発事業                  | カウンセリング講座の廃止             | 401              | 青少年育成課            |
| 21  | 産業フェアしずおか開催補助金        | 補助金の見直し                  | 300              | 産業振興課             |
| 22  | ごみリサイクル展開催経費          | 事業費の見直し                  | 116              | ごみ減量推進課           |
| 23  | 産業廃棄物処理業者の許可事務        | 委託業務の廃止                  | 2,204            | 廃棄物対策課            |

| NO.          | 事業名                       | 内容              | 削減効果額<br>(単位：千円) | 所管課    |
|--------------|---------------------------|-----------------|------------------|--------|
| 24           | 河川等水質常時監視業務               | 調査地点の見直し        | 128              | 環境保全課  |
| 25           | 公衆トイレ清掃業務                 | 委託料・高熱水費の削減     | 205              | 廃棄物対策課 |
| 26           | 公共用地取得関連の法令研修に関する事務       | 研修旅費の見直し        | 57               | 建設政策課  |
| 27           | 建設局事業概要作成業務               | 委託業務の廃止         | 213              | 建設政策課  |
| 28           | 消防用設備台帳マイクロフィルム・電子ファイル化事業 | 消防用設備台帳受領方法の見直し | 73               | 査察課    |
| 29           | 教員表彰事業                    | 記念品費の削減         | 462              | 教職員課   |
| 30           | 学校給食等管理運営                 | 委託業務積算の見直し      | 2,301            | 学校給食課  |
| 31           | 小・中学校及び幼稚園維持管理経費          | 委託業務内容の見直し      | 971              | 教育施設課  |
| 削減額合計（単位：千円） |                           |                 | 29,548           |        |

H25年度事務事業評価による見直し 削減効果額(H28当初予算反映分)

| NO.          | 事業名      | 内容               | 削減効果額<br>(単位：千円) | 所管課    |
|--------------|----------|------------------|------------------|--------|
| 1            | 敬老事業     | 敬老行事補助金・敬老祝金の見直し | 76,013           | 高齢者福祉課 |
| 2            | 紙おむつ支給事業 | 支給対象者の見直し        | 5,962            | 高齢者福祉課 |
| 削減額合計（単位：千円） |          |                  | 81,975           |        |

基本方針Ⅲ「持続可能な財政運営の確立」

改革の方向1「健全な財政運営の推進」

H28事務事業「2次評価」による見直し 収入増効果額(H29当初予算反映分)

| NO.           | 事業名               | 内容          | 収入増効果額<br>(単位：千円) | 所管課         |
|---------------|-------------------|-------------|-------------------|-------------|
| 1             | 異文化コミュニケーション体験フェア | イベント出店料の見直し | 44                | 男女参画・多文化共生課 |
| 収入増額合計(単位：千円) |                   |             | 44                |             |

H28事務事業「2次評価」による見直し 削減効果額(H29当初予算反映分)

| NO.          | 事業名                               | 内容                      | 削減効果額<br>(単位：千円) | 所管課        |
|--------------|-----------------------------------|-------------------------|------------------|------------|
| 1            | アンケート事業                           | 委託事業(業者印刷の中止)の見直し       | 190              | 広報課        |
| 2            | 情報化推進業務                           | 旅費の見直し                  | 147              | ICT推進課     |
| 3            | 庁舎管理事業                            | 光熱水費の削減                 | 3,967            | 管財課        |
| 4            | 消費者保護啓発経費                         | 委託事業(開設時間の短縮)の見直し       | 255              | 生活安心安全課    |
| 5            | 埋蔵文化財センター管理運営事業                   | 展示公開事業の見直し              | 72               | 文化財課       |
| 6            | スポーツ施設予約システム管理事業                  | 委託事業(コールセンター業務等の廃止)の見直し | 3,141            | スポーツ振興課    |
| 7            | 学校等体育施設利用事業                       | 交付金積算方法の見直し<br>光熱水費の削減  | 5,142            | スポーツ振興課    |
| 8            | 動物園管理運営事業                         | 飼料費の削減                  | 1,000            | 日本平動物園     |
| 9            | 中小企業者向け省エネルギー対策支援事業               | 交付予定件数の見直し              | 2,000            | 環境創造課      |
| 10           | 生ごみ処理機器購入費補助金                     | 補助率・限度額の見直し             | 104              | ごみ減量推進課    |
| 11           | 沼上資源循環学習プラザ運営費<br>西ヶ谷資源循環体験プラザ運営費 | 人員減に伴う削減                | 1,797            | ごみ減量推進課    |
| 12           | 生活保護受給者トライアル雇用補助金事業               | 事業の廃止(補助金廃止)            | 840              | 福祉総務課      |
| 13           | 認知症施策等総合支援事業費(経常)                 | 補助対象人数の見直し              | 592              | 介護保険課      |
| 14           | こころの健康センター運営経費                    | 光熱水費の削減                 | 922              | こころの健康センター |
| 15           | 衛生害虫薬剤購入費補助金                      | 事業の廃止(補助金廃止)            | 300              | 生活衛生課      |
| 16           | 外食料理栄養成分表示推進事業                    | 栄養士派遣事業の廃止              | 374              | 食品衛生課      |
| 17           | 流通食品監視指導事業                        | 輸入食品検査委託事業の廃止           | 972              | 食品衛生課      |
| 18           | 子どもの貧困対策学習支援事業費(政策)               | 委託事業(会場使用料の削減)の見直し      | 400              | 子ども家庭課     |
| 19           | 世界にはばたくクリエイター支援事業                 | 交付予定件数の見直し              | 400              | 産業政策課      |
| 20           | 勤労者福祉の向上及び相談事業                    | 勤労青少年育成事業等の廃止           | 1,023            | 商業労政課      |
| 21           | いきいき森林づくり推進事業費(交流促進事業)            | 委託事業(回数減)の見直し           | 200              | 中山間地振興課    |
| 22           | 治水交流資料館管理運営費                      | 委託事業(清掃実施日数の減)の見直し      | 422              | 河川課        |
| 23           | 南アルプスユネスコエコパーク井川自然の家自然の家施設維持管理事業  | 委託事業(積算方法の見直し)の見直し      | 129              | 教育総務課      |
| 24           | 学齢簿システム                           | 委託事業(保守業務内容の見直し)の見直し    | 78               | 学事課        |
| 削減額合計(単位：千円) |                                   |                         | 24,467           |            |

基本方針Ⅲ「持続可能な財政運営の確立」

改革の方向1「健全な財政運営の推進」

H29事務事業「2次評価」による見直し 収入増効果額(H30当初予算反映分)

| NO.           | 事業名       | 内容         | 収入増効果額<br>(単位：千円) | 所管課   |
|---------------|-----------|------------|-------------------|-------|
| 1             | 学生寮管理運営事業 | 入寮者増による歳入増 | 720               | 学校教育課 |
| 収入増額合計（単位：千円） |           |            | 720               |       |

H29事務事業「2次評価」による見直し 削減効果額(H30当初予算反映分)

| NO.          | 事業名                                 | 内容                               | 削減効果額<br>(単位：千円) | 所管課        |
|--------------|-------------------------------------|----------------------------------|------------------|------------|
| 1            | 地域資源ブランディング推進事業                     | 委託事業（他事業へ統合）の見直し                 | 1,000            | MICE・国際課   |
| 2            | 外国人観光客誘致のための魅力・情報発信力向上事業（モバイルWi-Fi） | 事業の見直し                           | 10,166           | MICE・国際課   |
| 3            | サッカーのまち静岡PR推進事業                     | 啓発媒体の見直し                         | 53               | スポーツ交流課    |
| 4            | 地域包括支援センター職員等研修事業                   | 研修の見直し                           | 239              | 地域包括ケア推進本部 |
| 5            | 退院支援体制確保事業                          | 委託事業（積算）の見直し                     | 240              | 精神保健福祉課    |
| 6            | 少年団（海洋少年団）運営費補助金                    | 補助金の廃止                           | 48               | 青少年育成課     |
| 7            | 産学交流センター管理運営事業                      | 管理方法の見直し                         | 2,669            | 産業政策課      |
| 8            | 土地取引規制基礎調査に係る委託事務                   | 委託事業（調査地点数、回数）の見直し<br>届出価格検討会の廃止 | 2,134            | 開発指導課      |
| 9            | 建設局事業概要作成業務                         | 委託事業（積算）の見直し                     | 62               | 建設政策課      |
| 10           | 境界確定事務                              | 一部業務の委託化に伴う人件費減                  | 200              | 土木管理課      |
| 11           | 通信指令施設等管理運営経費（映像伝送システム保守委託料）        | 委託事業（保守点検内容）の見直し                 | 500              | 指令課        |
| 12           | 職員採用事業                              | 採用試験案内発行部数の見直し                   | 112              | 人事委員会事務局   |
| 削減額合計（単位：千円） |                                     |                                  | 17,423           |            |

基本方針Ⅲ「持続可能な財政運営の確立」

改革の方向1「健全な財政運営の推進」

|                     |   |        |        |        |        |
|---------------------|---|--------|--------|--------|--------|
| 3 事務事業の見直しによるコスト削減等 |   | 所管課    | 関係各課   |        |        |
| 現状                  | これまで、事務事業の見直しによる市民サービスの向上やコスト削減に取り組んできましたが、今後、人口減少や少子高齢化の進行により、厳しい財政状況が見込まれる中、より市民満足度の高い行政サービスを提供しつづけるには、常に事務事業の見直しやコスト削減に努める必要があります。 |        |        |        |        |
| 取組概要                | 不断の事務事業の見直しにより、徹底的にコスト削減を図るほか、事務の効率化等に取り組めます。（各事務事業の取組内容は、別表のとおり）   |        |        |        |        |
| 年度                  | 内容  | H27年度  | H28年度  | H29年度  | H30年度  |
| 効果額                 | 収入増額（単位：千円）   | 391    | 1,734  | 2,084  | 2,135  |
|                     | 削減額（単位：千円）  | 22,918 | 33,779 | 47,328 | 59,416 |
|                     | 投資的経費の縮減額（単位：千円）  | 24,510 | 11,615 | 20,406 | 27,927 |

事務事業の見直しによるコスト削減等

別表

| No  | 項目                             | 内容   | 実施年度 | 効果額（単位：千円）<br>（H27～H30） | 所管課                 |
|-----|--------------------------------|--|------|-------------------------|---------------------|
| 3-1 | 清水みどころ観光バスの廃止                  | 土日祝日に1日4便運行している清水みどころ観光バスを廃止します。                                     | H27  | 16,288                  | 観光・国際交流課            |
| 3-2 | スズメバチの巣の駆除業務の縮小・廃止             | 市が委託しているスズメバチの巣の駆除業務を廃止します。（ただし、2年間は駆除に対する助成制度を実施）                   | H29  | 18,608                  | 農業政策課               |
| 3-3 | 市場HPの統合・甲府市地方卸売市場交流事業の廃止       | 市場HPを市HPへ統合します。市場間交流のため実施している市場まつりへの相互参加事業を廃止します。年報の電子化を行い、経費を削減します。 | H27  | 1,124                   | 中央卸売市場              |
| 3-4 | こころの健康づくり事業・メンタルピアサポーター育成事業の統合 | 「メンタルピアサポーター育成事業」と「こころの健康づくり事業」を統合します。                               | H28  | 1,439                   | こころの健康センター          |
| 3-5 | 温泉施設の利用率向上・経営改善                | オクシズ市営温泉等活性化施設事業により、各施設の利用者数を毎年3%増加させ、経営の改善を目指します。                   | H27  | 3,230                   | 中山間地振興課             |
| 3-6 | 防犯灯のLED化による維持費補助金の削減           | 防犯灯のLED化を進め、防犯灯維持費補助金を削減します。   | H27  | 47,029                  | 市民自治推進課             |
| 3-7 | 自立支援医療費支給認定申請受付事務の効率化          | 申請書を電算出力にするためのシステム改修を行い、事務の効率化と申請書類費を削減します。                          | H27  | 560                     | 精神保健福祉課<br>各区障害者支援課 |
| 3-8 | 「障がい者（児）福祉のしおり」音声媒体の統一         | 音声媒体として配布しているテープを廃止し、CDに統一することで、経費削減を図ります。                           | H27  | 86                      | 障害者福祉課              |
| 3-9 | 日の出センターの利活用向上等                 | 別館（浪漫館）共益費（管理費、修繕積立金）について、関係者と協議を行い、適正な資金計画のもと見直しを図ります。              | H27  | 7,095                   | 清水港振興課              |



| No   | 項目                       | 内容  | 実施年度 | 効果額(単位:千円)<br>(H27~H30) | 所管課            |
|------|--------------------------|---|------|-------------------------|----------------|
| 3-10 | 由比地区地すべり管理センター監視カメラの見直し  | 県から配信される監視カメラの映像を受信していましたが、異常時にはメールで配信される情報で十分対応可能であるため、映像受信を廃止し通信費を削減します。            | H27  | 320                     | 治山林道課          |
| 3-11 | 東静岡管理事務所等の維持管理費の削減       | 事務所等の維持管理に係る委託業務方法等を見直し、維持管理経費を削減します。<br>*「東静岡管理事務所」は平成29年4月に「新インターチェンジ周辺整備事務所」に名称が変更 | H27  | 1,400                   | 新インターチェンジ周辺整備課 |
| 3-12 | 大気汚染自動測定機器のデジタル化         | 測定機器の更新の際、デジタル化対応機器に変更することで、ペーパーレス化とコスト削減を図ります。                                       | H27  | 395                     | 環境保全課          |
| 3-13 | クールビズ・ウォームビズ事業の見直し       | クールビズなどが浸透したことから、啓発用ポスターを廃止します。   | H27  | 320                     | 環境創造課          |
| 3-14 | 防災行政無線の整理・再整備            | 無線局・無線機器を再配備することで、通信体制の強化と無線機を廃止し、コスト削減を図ります。   | H28  | 353                     | 危機管理課          |
| 3-15 | 入札による電力調達の見直し            | 駿河区役所・蒲原支所へ電力入札を導入するほか、他施設への導入について周知・指導します。<br>*平成29年10月から他の取組に統合                     | H27  | 1,000                   | 管財課            |
| 3-16 | 指導係の非常勤嘱託職員の業務見直しによる人員削減 | 青少年指導員の補導業務を充実させつつ、指導係の業務の効率化、簡素化を行い削減します。  | H28  | 9,000                   | 青少年育成課         |
| 3-17 | 奨学金貸付金元利収入の収納率の向上        | 平成23年度~25年度の奨学金貸付金現年度分の平均収納率93.4%、過年度分の平均収納率9.7%を毎年0.1ポイントずつ向上させていきます。                | H27  | 491                     | 児童生徒支援課        |
| 3-18 | 古紙売払いの活用                 | 発生した古紙等をお払いすることで、収入確保に努めます。   | H27  | 5,625                   | 管財課            |
| 3-19 | こころの教育推進事業の経費削減          | 共済費等を見直すことで、経費削減に努めます。  | H27  | 304                     | 教職員課           |
| 3-20 | ごみ等収集業務の経費削減             | ペットボトル回収に係る積算を見直し、経費の削減に努めます。   | H27  | 55,118                  | 収集業務課          |

事務事業の見直しによる投資的経費の縮減

| No   | 項目          | 内容  | 実施年度 | 効果額(単位:千円)<br>(H27~H30) | 所管課   |
|------|-------------|---|------|-------------------------|-------|
| 3-21 | 無償借地公園制度の実施 | 買収による公園整備を補完するため、企業や地元等から無償で公園用地を借地します。                       | H27  | 8,000<br>(投資的経費縮減)      | 緑地政策課 |
| 3-22 | 車両管理業務の見直し  | 軽自動車などの低燃費車をさらに導入し、コスト削減を図ります。また、事故防止の原因究明と研修を実施し、事故を未然に防ぎます。 | H27  | 3,944<br>(投資的経費縮減)      | 管財課   |
| 3-23 | 消防車両の小型化    | 消防車両を小型化し、狭隘道路対策及びコスト削減を図ります。                                 | H27  | 72,514<br>(投資的経費縮減)     | 財産管理課 |

事務事業の見直しによる市民サービスの向上など

| No   | 項目                        | 内容  | 実施年度               | 指標   | 所管課      |
|------|---------------------------|---|--------------------|--|----------|
| 3-24 | 静岡音楽館の指定管理料の検証・集客率向上・収入確保 | かがり500円コンサート等に加え、AOI（アール・オー・イー）等を実施します。また、指定管理更新時に収入等の見直しなど指定管理料を検証します。 | H27<br>(H28指定管理更新) | 利用率<br>H30 84.00%<br>(H25 79.88%)  | 文化振興課    |
| 3-25 | スポーツ施設の指定管理者制度の見直し        | 次期、指定管理更新時に、新規指定施設の選定、施設グループ化の見直し、利用料金制導入について検討します。                     | H28                | 導入施設数<br>H30 18施設<br>(H26 16施設)  | スポーツ振興課  |
| 3-26 | 保存樹木制度の見直し                | 新みどり条例を制定するほか、奨励金を廃止し、補助金に一本化します。対象区域を全市に拡大し、保存樹木数を増加します。               | H27                | 保存樹木数<br>H30 50本<br>(H26 38本)  | 緑地政策課    |
| 3-27 | 重度心身障害児扶養手当の見直し           | 他都市の市単手当の調査や実態調査を実施し、手当額や対象者等の見直しを検討します。                                | H29                | —  | 障害者福祉課   |
| 3-28 | 産後ケア事業の効率的な制度運用           | 妊娠・出産包括支援事業の1施策として、産後ケア事業を見直します。（デイケア型、訪問指導型の支援の実施、負担額の見直しなど）           | H28                | 事業利用者の満足度<br>H30 80%<br>(新規調査)<br>事業利用者数(延べ人数)<br>H30 2,690人<br>(H28 134人) | 子ども家庭課   |
| 3-29 | 再開発事業の推進                  | 再開発事業等審査委員会の活用等により、質の高い再開発事業を官民連携で進めます。                                 | H27                | 再開発事業立上数<br>H30まで 2事業  | 市街地整備課   |
| 3-30 | 待合室の有効活用                  | 展示品の入れ替え等により、待合スペースの有効活用を図ります。  | H27                | 展示入替回数<br>H30まで 全11回<br>(H26 0回)   | 秘書課      |
| 3-31 | 開発登録簿のデータ化                | 開発登録簿のデータ化を検討・実施し、事務の効率化と窓口サービスを向上させるため、手法の研究・検討を行います。                  | H29                | —  | 開発指導課    |
| 3-32 | 狂犬病予防注射の接種率向上             | 集合注射場の土日開催を増加、予防接種案内はがきによる飼い主への啓発により予防注射の接種率を向上させます。                    | H28                | 接種率<br>H30 86.125%<br>(H25 84.92%)   | 動物指導センター |
| 3-33 | 地籍整備事業の実施                 | 概ね1,000㎡以上の用地測量を実施する箇所に関し、国土調査法第19条5項の指定に取組み、測量成果図面を地籍調査と同等の成果とします。     | H28                | 19条5項指定面積<br>H30 13,300㎡<br>(H25 0㎡)                                       | 建設政策課    |
| 3-34 | 自然災害による農道被害の適正な把握         | 農道被害に迅速に対応するため、部農会と図面を共有し、現場確認を迅速に行います。                                 | H27                | —  | 経済事務所    |

**施策3「公共工事のコスト縮減」**

**取組内容**

公共事業における「将来の工事品質の低下」、「民間技術力の最大限の活用」、「インフラメンテナンスの体制確保」などの課題に対処するため、今まで定着してきた施策の取り組みを継続するとともに、新たな社会的要請に対応した新規施策を積極的に導入し、更なる公共事業の品質向上とコスト縮減に取り組みます。

**取組項目(1項目)**

1 公共事業の品質向上とコスト縮減の充実



**具体的な取組**

| 1 公共事業の品質向上とコスト縮減の充実 |   | 所管課   | 技術政策課 |       |       |
|----------------------|---|-------|-------|-------|-------|
| 現状                   | 公共事業のコスト縮減は、良質な社会資本を低廉な費用で整備する取組みとして、H10年度より継続して取組んでおり、近年の厳しい財政事情の下、限られた財源を有効に活用するため引き続き、その取組みを推進する必要があります。(H25年度「新行動計画(計画期間：H26年度～30年度(5年間))」策定) |       |       |       |       |
| 取組概要                 | ①新行動計画に基づく取組：道路工事や建築工事などの公共事業を計画してから完成するまでの間において、具体的施策を実施することで、新行動計画「公共事業の品質向上とコスト縮減の取り組み」に基づき実施します。  |       |       |       |       |
| 年度                   | 内容  | H27年度 | H28年度 | H29年度 | H30年度 |
| 工程                   | ①具体的施策の実施(設計VE活動等、建設発生土の有効利用、他25施策)   | ◎ 実施  | ⇒ 継続  | ⇒ 継続  | ⇒ 継続  |
| 指標                   | フォローアップの実施(作業部会の開催)   | 1回以上  | 1回以上  | 1回以上  | 1回以上  |
|                      | フォローアップの実施(検討委員会の開催)  | 1回以上  | 1回以上  | 1回以上  | 1回以上  |
| 効果額                  | 投資的経費の縮減額(単位：千円)  | 実績報告  | 実績報告  | 実績報告  | 実績報告  |

施策4「自主財源の確保」

取組内容

自主財源を確保し、安定した財政基盤を確立するため、市税等の収納率の向上、債権管理の強化、未利用地等の資産の売却、広告事業の推進などに取り組みます。

取組項目(15項目)

- 1 市税等の収納率の向上と適正な債権管理の推進
- 2 課税客体の的確な把握による税収確保
- 3 印刷・広報物等への広告事業の推進
- 4 ネーミングライツの推進
- 5 未利用地等の売却の推進
- 6 自動販売機の貸付制度の推進
- 7 公の施設使用料の見直し
- 8 ふるさと寄附金制度の推進
- 9 競輪事業による一般会計への安定的な繰出
- 10 庁舎の有効活用
- 11 公共施設の民間開放
- 12 登呂遺跡・登呂博物館事業の有料化
- 13 企業立地の推進
- 14 効率的な資金運用による財源確保
- 15 基金運用による利子負担の軽減

具体的な取組

|      |  |  |   |   |   |   |  |           |  |
|------|--|--|---|---|---|---|--|-----------|--|
| 1    | 市税等の収納率の向上と適正な債権管理の推進  |  |   |   | 所管課   | 滞納対策課・税制課<br>福祉債権収納対策課 ほか   |  |           |  |
| 現状   | これまでも市税等の収納率の向上、滞納整理の強化に取組み、H25年度実績では、市税等で目標値を上回るなど、年々向上しており、収入未済額も減少傾向にあります。このため、今後も、同取組みを継続的に実施することで、税等の負担の公平性と自主財源を確保する必要があります。（各年度末の収入未済額：H22年度：169億円、H23年度：159億円、H24年度：145億円、H25年度：130億円）                             |  |   |   |   |   |  |           |  |
| 取組概要 | ①～⑨徴収・滞納整理の強化：市税、介護保険料、国民健康保険料、保育料、市営住宅使用料などの収納率の目標値を設定し、安定的な財源と負担の公平性を確保します。また、債権管理委員会における総括管理のもと、債権管理に関する事務処理状況の進行管理や債権管理事務に従事する職員への研修の実施等により徴収体制を強化します。   |  |   |   |   |   |  |           |  |
| 年度   | 内容   | H27年度  |   | H28年度   |   | H29年度   |  | H30年度     |  |
| 工程   | ①～⑨<br>徴収・滞納整理の強化  | ⇒ 継続   |   | ⇒ 継続  |   | ⇒ 継続  |  | ⇒ 継続      |  |
| 指標   | H26当初予算時<br>収納率<br>(現年) (滞繰)<br>①市税 98.92% 26.44%<br>②国保 89.65% 18.22%<br>③介護 98.67% 17.41%<br>④保育 98.48% 12.00%<br>⑤住宅 95.50% 11.18%<br>⑥水道 98.56% 36.50%<br>⑦下水道 98.50% 39.50%<br>⑧静病院 99.01% 9.36%<br>⑨清病院 99.04% 9.16% | (現年) (滞繰)<br>99.00% 27.24%<br>90.67% 18.22%<br>98.68% 17.42%<br>98.90% 17.90%<br>95.63% 11.31%<br>98.65% 37.50%<br>98.57% 40.50%<br>99.01% 9.36%<br>99.04% 9.16% | (現年) (滞繰)<br>99.11% 28.73%<br>91.64% 18.69%<br>98.76% 17.43%<br>98.90% 17.91%<br>95.85% 11.45%<br>98.83% 38.50%<br>98.77% 41.50%<br>— —<br>99.04% 9.16% | (現年) (滞繰)<br>99.29% 37.94%<br>91.73% 20.22%<br>98.79% 17.44%<br>98.92% 17.92%<br>97.94% 15.67%<br>98.85% 39.50%<br>98.79% 42.50%<br>— —<br>99.04% 9.16% | (現年) (滞繰)<br>99.36% 41.96%<br>91.97% 21.25%<br>99.04% 18.24%<br>98.97% 17.93%<br>99.32% 18.35%<br>98.95% 40.50%<br>98.87% 43.50%<br>— —<br>99.04% 9.16% | (現年) (滞繰)<br>99.36% 41.96%<br>91.97% 21.25%<br>99.04% 18.24%<br>98.97% 17.93%<br>99.32% 18.35%<br>98.95% 40.50%<br>98.87% 43.50%<br>— —<br>99.04% 9.16% |  |           |  |
| 効果額  | 収入増額(単位：千円)<br>(⑥～⑨除く)   | 358,438  |   | 759,977   |   | 1,300,879   |  | 1,494,411 |  |

\* 公営企業の債権（市立病院診療収入等、水道料金、下水道使用料）についても、当該年度に発生した債権が翌年度の5月31日までに収入した場合でも、当該年度に収入があったものとして算出しています。  
\* 表中の「滞繰」とは、滞納繰越を示しています。また、静岡病院はH28年度に地方独立行政法人へ移行するため、H27年度までの計画となっています。



基本方針Ⅲ「持続可能な財政運営の確立」

改革の方向1「健全な財政運営の推進」

| 2 課税客体的確な把握による税収確保 |   | 所管課     | 市民税課<br>固定資産税課 ほか |         |         |
|--------------------|---|---------|-------------------|---------|---------|
| 現状                 | 固定資産税、個人・法人市民税等については、法定期限内に申告しない者に対し、申告指導、調査を行っています。更なる指導、調査により課税客体的確に把握し、公平性の確保及び税収増加を図る必要があります。   |         |                   |         |         |
| 取組概要               | ①個人市民税：未申告等調査（未申告者の呼び出し、給与支払報告書未提出事業所に対する催告、扶養調査、課税資料の活用等）を実施します。<br>②法人市民税：未申告法人に対する申告指導及び決定課税を実施します。<br>③事業所税：未申告調査を実施します。<br>④固定資産税：「未申告者に対する申告指導」、「税務署資料の調査による未申告償却資産の把握及び申告指導」、「各種資料の調査による新規事業者の把握及び申告指導」、「現地調査、帳簿調査による未申告償却資産の把握及び申告指導」、「申告指導に応じないものに対する申告によらない課税の実施」に取り組みます。 |         |                   |         |         |
| 年度                 | 内容  | H27年度   | H28年度             | H29年度   | H30年度   |
| 工程                 | ①～④申告指導、各種調査による課税   | ◎ 実施    | ⇒ 継続              | ⇒ 継続    | ⇒ 継続    |
| 指標                 | ①～③調査件数   | 23,000件 | 23,000件           | 23,000件 | 23,000件 |
|                    | ④調査件数   | 2,000件  | 2,000件            | 2,000件  | 2,000件  |
| 効果額                | 収入増額（単位：千円）   | 186,300 | 186,300           | 216,300 | 230,300 |

| 3 印刷・広報物等への広告事業の推進 |   | 所管課                  | 行政管理課<br>関係各課 |              |              |
|--------------------|---|----------------------|---------------|--------------|--------------|
| 現状                 | 本市では、H18年度から広告事業を導入し、年々実施件数を増やしてきましたが、景気低迷の影響から、広告料収入はH21年度以降減少を続けています。また、行財政改革推進審議会からも広告事業を拡大、推進する旨の答申を受けたことから、今後も広告事業を推進し、広告料収入の拡大やコスト縮減を図る必要があります。         |                      |               |              |              |
| 取組概要               | ①カタログによる広告事業：広告事業として可能性の高い媒体をカタログ化し、広告主へ周知し、新たな広告掲載媒体を確保します。<br>②バナー・パンフレット・封筒・雑誌カバー等への広告掲載：現在実施する広告事業（20媒体）を継続するとともに、新たに雑誌カバーやパンフレットへ広告を掲載し、収入確保やコスト削減に努めます。 |                      |               |              |              |
| 年度                 | 内容  | H27年度                | H28年度         | H29年度        | H30年度        |
| 工程                 | ①カタログ作成と募集<br>②広告事業の検討、募集   | △○ 作成・募集<br>△○ 検討・募集 | ⇒ 継続<br>⇒ 継続  | ⇒ 継続<br>⇒ 継続 | ⇒ 継続<br>⇒ 継続 |
| 指標                 | ①新規広告導入数  |                      | 5事業           | 5事業          | 5事業          |
|                    | ②広告掲載媒体数(累計)<br>(H26 20媒体)  | 25事業                 | 30事業          | 35事業         | 40事業         |
| 効果額                | 収入増額（単位：千円）   | 10,306               | 10,306        | 10,546       | 13,935       |
|                    | 削減額（単位：千円）  | 6,254                | 10,813        | 19,441       | 19,441       |



基本方針Ⅲ「持続可能な財政運営の確立」

改革の方向1「健全な財政運営の推進」

| 4 ネーミングライツの推進 |   | 所管課             | 行政管理課<br>関係各課        |                   |              |
|---------------|---|-----------------|----------------------|-------------------|--------------|
| 現状            | H21年3月から清水日本平運動公園球技場にネーミングライツを導入していますが、市の所有する公共施設については、未だに実績が1施設のみであるため、今後、可能性のある施設については、積極的にネーミングライツを導入していく必要があります。                    |                 |                      |                   |              |
| 取組概要          | ①日本平球技場ネーミングライツの継続：ネーミングライツ事業を継続し、財源確保、愛称の定着、スタジアムを活用した社会貢献事業を行います。<br>②ネーミングライツの新規導入：動物園、スポーツ施設、産業振興施設等について、調査・検討を進め、積極的に導入するよう取り組みます。 |                 |                      |                   |              |
| 年度            | 内容  | H27年度           | H28年度                | H29年度             | H30年度        |
| 工程            | ①ネーミングライツ（球技場）<br>②ネーミングライツ導入に係る調査、検討、募集等   | ⇒ 継続<br>△ 調査・検討 | ⇒ 継続<br>△○ 対象施設選定・公募 | ⇒ 継続（更新含）<br>◎ 導入 | ⇒ 継続<br>⇒ 継続 |
| 指標            | ①②<br>ネーミングライツ導入数（累計）   | 1施設             | 1施設                  | 5施設               | 5施設          |
| 効果額           | 収入増額（単位：千円）   | 15,428          | 15,428               | 15,428            | 15,428       |

| 5 未利用地等の売却の推進 |   | 所管課          | 管財課<br>関係各課  |              |              |
|---------------|---|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 現状            | 毎年10月と2月に一般競争入札により市有地を売却しているほか、法定外公共物等入札に付することが適当ではない普通財産については、随時売却していますが、今後、利用目的が明確でない、未利用地等（建物含む）が多数存在するため、更に積極的な売却を進める必要があります。 |              |              |              |              |
| 取組概要          | ①普通財産の調査・入札の実施：普通財産の現状調査を実施して売却可能な物件の掘り起しを行うことで、入札物件を増やすなど、未利用地等の積極的な売却を進めます。   |              |              |              |              |
| 年度            | 内容  | H27年度        | H28年度        | H29年度        | H30年度        |
| 工程            | ①普通財産現状調査<br>入札実施（2回/年）   | ◎ 調査<br>◎ 実施 | ⇒ 継続<br>⇒ 継続 | ⇒ 継続<br>⇒ 継続 | ⇒ 継続<br>⇒ 継続 |
| 指標            | 売却額<br>（H25 242,490千円）  | 326,654千円    | 350,000千円    | 350,000千円    | 350,000千円    |
| 効果額           | 収入増額（単位：千円）   | 326,654      | 350,000      | 350,000      | 350,000      |

| 6 自動販売機の貸付制度の推進 |  | 所管課                | 管財課<br>関係各課  |              |              |
|-----------------|--|--------------------|--------------|--------------|--------------|
| 現状              | 従来、市の施設に自動販売機を設置する場合は、行政財産の目的外使用許可により設置させていましたが、地方自治法の改正により、行政財産の余剰部分は賃貸借契約による貸付が可能となったため、順次、貸付へ変更しており、今後も継続して実施することで、より施設の有効活用を図る必要があります。 |                    |              |              |              |
| 取組概要            | ①貸付制度の推進：市の施設に自動販売機を設置する場合は、原則的に行政財産貸付（賃貸借契約）により設置することとし、現在、目的外使用許可としている指定管理施設においては、指定管理者との契約更新の時期などを考慮し、今後、順次行政財産貸付に切り替えていきます。            |                    |              |              |              |
| 年度              | 内容   | H27年度              | H28年度        | H29年度        | H30年度        |
| 工程              | ①入札の実施、導入<br>自販機設置場所調査、その他貸付物件の可否の検討   | ⇒ 実施・導入<br>△ 調査・検討 | ⇒ 継続<br>⇒ 継続 | ⇒ 継続<br>⇒ 継続 | ⇒ 継続<br>⇒ 継続 |
| 指標              | ①新規貸付制度導入台数<br>（H26 48台）   | 52台                | 142台         | 25台          | 24台          |
| 効果額             | 収入増額（単位：千円）  | 9,058              | 44,143       | 51,643       | 58,843       |

基本方針Ⅲ「持続可能な財政運営の確立」

改革の方向1「健全な財政運営の推進」

| 7 公の施設使用料の見直し |  | 所管課                            | 行政管理課<br>財政課・関係各課  |                   |                  |
|---------------|--|--------------------------------|--------------------|-------------------|------------------|
| 現状            | 公の施設使用料は、受益者負担の原則に基づき、行政サービスの「公平性・公正性」を確保するため、「公の施設に関する使用料の設定基準（H24年10月）」を策定し、H25年度から段階的に見直しを進め、これまでスポーツ施設、老人福祉施設など、50施設を改定してきましたが、今後も、当基準に基づき、継続的な見直しが必要となっています。                              |                                |                    |                   |                  |
| 取組概要          | ①使用料の見直し：施設使用料の定期的な見直し・検証を進め、行政サービスに対する「公平性・公正性」を確保します。<br>②使用料の改定：H27予定施設「井川・和田島自然の家、大平青少年の家、学生寮」<br>：H28予定施設「スポーツ施設、キャンプ場、登呂博物館、霊柩車、静岡音楽館ほか」<br>：H29予定施設「スポーツ施設」<br>：H30～「随時：見直しにより改訂が必要な施設」 |                                |                    |                   |                  |
| 年度            | 内容   | H27年度                          | H28年度              | H29年度             | H30年度            |
| 工程            | ①使用料見直し、改定予定施設準備<br>②使用料改定   | △○使用料見直し、改定予定施設準備<br>◎ 実施（4施設） | ⇒ 継続<br>⇒ 継続（23施設） | ⇒ 継続<br>⇒ 継続（1施設） | ⇒ 継続<br>⇒ 継続（随時） |
| 指標            | ②使用料改定新規施設数  | 4施設                            | 23施設               | 1施設               | —                |
| 効果額           | 収入増額（単位：千円）  | 1,475                          | 35,728             | 35,659            | 125,156          |

| 8 ふるさと寄附金制度の推進 |  | 所管課        | 財政課     |         |         |
|----------------|--|------------|---------|---------|---------|
| 現状             | 本市への寄附者数は、平均約12人であり、今後、新たな財源の確保の観点から寄附者を増加させる必要があります。また、他の政令市においては、寄附金額を確保するために御礼の品として記念品や地元特産品を贈呈している場合もあります。 |            |         |         |         |
| 取組概要           | ①寄附者増加策の検討・実施：寄附者数を増加させることにより、新たな財源の確保を図るため、寄附者に対する地元特産品等の御礼の品の導入等を含めた方策を検討した結果、前倒して御礼品の導入を実施します。              |            |         |         |         |
| 年度             | 内容   | H27年度      | H28年度   | H29年度   | H30年度   |
| 工程             | ①寄附者増加策の実施   | △ 検討・調査・準備 | ◎ 実施    | ⇒ 継続    | ⇒ 継続    |
| 指標             | ①寄附者数<br>（H20～25の平均12人）  | 10人        | 23,600人 | 23,600人 | 23,600人 |
| 効果額            | 収入増額（単位：千円）  | —          | 132,351 | 132,351 | 132,351 |

| 9 競輪事業による一般会計への安定的な繰出 |  | 所管課               | 公営競技事務所        |              |              |
|-----------------------|--|-------------------|----------------|--------------|--------------|
| 現状                    | これまで、競輪事業の収益を安定的に一般会計へ繰出すことで、市政への貢献を図ってきました。H20年度からは、競輪開催業務等を一括委託し、民間活力を活用した事務事業の効率化と売上の確保に取組んでいます。今後も、安定的な繰出しを行うため、効率的な事業運営が求められています。 |                   |                |              |              |
| 取組概要                  | ①競輪開催業務等の一括委託：仕様書等の検討、プロポーザル方式による業者選定・決定・契約更新を実施します。<br>②ファンサービスの充実：競輪事業会計の主要目的である一般会計への繰出金を継続するため、売上向上、ファンサービスの充実に関する各種事業を展開します。      |                   |                |              |              |
| 年度                    | 内容   | H27年度             | H28年度          | H29年度        | H30年度        |
| 工程                    | ①一括委託の仕様書等の検討、プロポーザル方式による業者選定・決定・契約更新<br>②売上向上、ファンサービスに関する各事業の実施   | △◎ 検討、業者選定<br>◎実施 | ◎ 契約更新<br>⇒ 継続 | ⇒ 継続<br>⇒ 継続 | ⇒ 継続<br>⇒ 継続 |
| 指標                    | 一般会計への繰出金<br>（H25 200,000千円）   | 300,000千円         | 400,000千円      | 300,000千円    | 400,000千円    |
| 効果額                   | 収入増額（単位：千円）  | 300,000           | 400,000        | 300,000      | 400,000      |

基本方針Ⅲ「持続可能な財政運営の確立」

改革の方向1「健全な財政運営の推進」

| 10 庁舎の有効活用 |   | 所管課              | 管財課<br>職員厚生課 ほか |        |             |
|------------|---|------------------|-----------------|--------|-------------|
| 現状         | 静岡庁舎の食堂、売店及び展望喫茶は、職員の福利厚生を主な理由として、互助会に対し行政財産の目的外使用許可（運営は業者）を行い、使用料を全額免除してきました。しかし、資産の有効活用の観点から、使用料の徴収を検討するとともに、来庁者駐車場や壁面広告のほか、閉庁日等の庁舎施設（会議室等）の有効活用について、方針決定する必要があります。 |                  |                 |        |             |
| 取組概要       | ①庁舎の有効活用：庁舎（静岡庁舎、清水庁舎、駿河区役所）の中に設置されている福利厚生施設や来庁者のための駐車場、その他閉庁日等の庁舎施設（会議室等）の民間開放について、これからの在り方を検討し、方針を示すなど、庁舎の有効活用を推進します。<br>②庁舎の有効活用を進め、賃貸借している事務スペースを減らします。           |                  |                 |        |             |
| 年度         | 内容  | H27年度            | H28年度           | H29年度  | H30年度       |
| 工程         | ①②空き入 <sup>レ</sup> の有効活用、方針決定<br>目的外使用料徴収   | △○ 検討・活用<br>△ 検討 | ⇒ 継続<br>○ 一部実施  | ◎ 方針決定 | ⇒ 方針に基づく見直し |
| 指標         | ①有効活用箇所数（H25 0箇所）   | 1箇所              | —               | —      | —           |
| 効果額        | 収入増額（単位：千円）   | 実績報告             | 実績報告            | 実績報告   | 実績報告        |
|            | 削減額（単位：千円）  | 実績報告             | 実績報告            | 実績報告   | 実績報告        |

| 11 公共施設の民間開放 |  | 所管課          | 関係各課   |        |       |
|--------------|--|--------------|--------|--------|-------|
| 現状           | これまで、公の施設は、設置条例上で定められた目的での使用を原則とし、目的外での使用は電柱・アンテナの設置、自動販売機の設置、市主催行事（公共目的）でのスペース使用などに限られてきましたが、公の施設は、次の観点から、民間利用のニーズがあると考えられています。<br>①公の施設の中には、中心市街地に位置するものもあり、交通が便利・通行者が多いといったことから、誘客効果が高いにもかかわらず、現状では設置条例上の目的のみに使用をほぼ限定しているため、効果を十分に活かしきれていない。<br>②施設の開館時間が平日・昼間のみといった場合もあり、イベント等に使えるスペースが土日・夜間に空いたままになっており、十分に活用されていない。<br>③文化財施設・動物園は、施設そのものが魅力・価値を有しており、そのような場所でパーティーなどのイベントを行いたい、などの声が寄せられている。  |              |        |        |       |
| 取組概要         | ①公共施設の民間開放の検討：公の施設のうち、現在、貸館（貸出）を目的としていない次の施設について、スペースをイベント等に使用したい民間事業者（施設によっては個人を含む。）に貸出することを検討します。この際、施設の場所・形態などを勘案するとともに、全庁的な貸出方針・基準の下に、施設ごとの課題を踏まえ検討することとします。<br>[施設名] 市有文化財施設、登呂博物館、登呂遺跡、中勘助文学記念館、静岡市美術館<br>静岡音楽館（ホール・会議室以外）、静岡科学館、芹沢銈介美術館<br>日本平動物園（展望広場など）、東海道広重美術館、由比本陣記念館、清水港船宿記念館 ほか<br>[利用形態] レセプション、結婚式、テレビ・映画撮影、演奏会など<br>[課題]<br>①実施（貸出）の是非・具体的なニーズ、②施設の本来目的（条例上の目的）との兼ね合い、③民業圧迫への配慮、④施設ごとの貸出基準・貸出量・利用調整方法、⑤使用料及び貸出のためのコスト<br>[工程]<br>・H27年度に試行実施の可能性を検討した上で、可能な施設はH28年度以降に試行実施を行い、効果や課題を検証します。また、H29年度に第7期行財政改革推進審議会の答申内容を踏まえ市の施策案を検討した上で、H30年度には可能性のある施設について事業を開始していきます。 |              |        |        |       |
| 年度           | 内容   | H27年度        | H28年度  | H29年度  | H30年度 |
| 工程           | ①実施施設等の検討・検証<br>①検証結果を踏まえた方針決定・対応  | △実施施設等の検討・準備 | ○試行・検証 | ○施策案検討 | ◎事業開始 |
| 指標           | ①実施施設数   | —            | 1施設    | 3施設    | 3施設   |

基本方針Ⅲ「持続可能な財政運営の確立」

改革の方向1「健全な財政運営の推進」

|           |   |         |         |        |        |                 |
|-----------|---|---------|---------|--------|--------|-----------------|
| <b>12</b> | 登呂遺跡・登呂博物館事業の有料化  |         |         |        | 所管課    | 文化財課<br>(登呂博物館) |
| 現状        | 登呂遺跡・登呂博物館で参加体験型の講座を無料で実施していますが、受益者負担の考え方から、有料化の検討が必要となっています。 |         |         |        |        |                 |
| 取組概要      | ①有料体験講座の拡充：体験事業を拡充し、有料体験講座における参加料徴収の機会を増やします。                 |         |         |        |        |                 |
| 年度        | 内容  | H27年度   | H28年度   | H29年度  | H30年度  |                 |
| 工程        | ①講座の有料化   | △ 試験・検証 | ○ 仕組み構築 | ◎ 実施   | ⇒ 継続   |                 |
| 指標        | 参加体験者数  | —       | —       | 7,908人 | 7,908人 |                 |
| 効果額       | 収入増額（単位：千円）   | —       | —       | 790    | 790    |                 |

|           |   |           |       |                |                |       |
|-----------|---|-----------|-------|----------------|----------------|-------|
| <b>13</b> | 企業立地の推進   |           |       |                | 所管課            | 産業振興課 |
| 現状        | H19年6月に「企業立地戦略推進本部」を設置し、全庁をあげて企業立地を推進する体制を構築し、「企業立地戦略指針」や、企業立地促進法に基づく「第1期・第2期 企業立地基本計画」を策定し、企業立地に取組んでいます。税収増加や雇用創出を図るため、より一層事業を推進する必要があります。（実績：H22年度：13件、H23年度：17件、H24年度：19件、H25年度：17件） |           |       |                |                |       |
| 取組概要      | ①企業立地の推進・計画作成：「企業立地戦略指針」及び「企業立地基本計画（計画期間：H25年度～H29年度）」に基づき、企業訪問等の誘致活動や立地費用に対する助成等により、市内への企業立地を推進するとともに、H30年度には新たな「企業立地基本計画」を策定します。また、産業クラスター等の事業における企業間ネットワークを活用して、市内への戦略産業の集積を図っていきます。 |           |       |                |                |       |
| 年度        | 内容  | H27年度     | H28年度 | H29年度          | H30年度          |       |
| 工程        | ①企業立地の推進、新基本計画の作成   | ⇒ 企業立地の推進 | ⇒ 継続  | ⇒ 継続<br>△ 計画作成 | ⇒ 継続<br>◎ 計画策定 |       |
| 指標        | 新規立地件数<br>(H25 17件)   | 17件       | 17件   | 17件            | 17件            |       |
|           | 雇用創出人数<br>(H25 126人)  | 139人      | 139人  | 139人           | 139人           |       |

|           |   |       |       |       |       |     |
|-----------|---|-------|-------|-------|-------|-----|
| <b>14</b> | 効率的な資金運用による財源確保   |       |       |       | 所管課   | 会計室 |
| 現状        | 各所管からの歳出及び歳入の予定をもとに資金計画を作成し、支払資金を確保しつつ、歳計現金等を運用しています。1週間以上1ヶ月未満の運用は指定金融機関へ預け、1ヶ月から3ヶ月程度の運用は引合いにより行っており、過去3年間の引合いによる運用は、年平均で95件実施していますが、より効率的な資金運用による財源確保が必要となっています。 |       |       |       |       |     |
| 取組概要      | ①引合い件数の増加：引合い件数を年95件から5件増やし、年100件とすることで、預金利子収入の増加を図ります。   |       |       |       |       |     |
| 年度        | 内容  | H27年度 | H28年度 | H29年度 | H30年度 |     |
| 工程        | ①引合い件数の増加   | ◎ 実施  | ⇒ 継続  | ⇒ 継続  | ⇒ 継続  |     |
| 指標        | ①年間引合い件数<br>(年平均 95件)   | 100件  | 100件  | 100件  | 100件  |     |
| 効果額       | 収入増額（単位：千円）   | 1,000 | 1,000 | 1,000 | 1,000 |     |

基本方針Ⅲ「持続可能な財政運営の確立」

改革の方向1「健全な財政運営の推進」

| 15 基金運用による利子負担の軽減 |   | 所管課    | 財政課    |        |        |
|-------------------|---|--------|--------|--------|--------|
| 現状                | 満期一括償還のため市債管理基金に積み立てた資金を、確実かつ有効な債券等により運用し、その運用収入を公債利子に充てることで、一般財源負担の抑制を図っていますが、今後、更なる効率的な運用を図ることで、利子負担の軽減に努める必要があります。 |        |        |        |        |
| 取組概要              | ①債券の運用：基金の積立金が増加していく中、より効率的に資金運用を行い、運用収入を確保することで、一般財源負担額の軽減を図ります。   |        |        |        |        |
| 年度                | 内容  | H27年度  | H28年度  | H29年度  | H30年度  |
| 工程                | ①積み立て資金の債券運用  | ◎ 運用   | ⇒ 継続   | ⇒ 継続   | ⇒ 継続   |
| 指標                | ①債券購入運用額  | 54.0億円 | 12.9億円 | 21.4億円 | 13.8億円 |
| 効果額               | 収入増額（単位：千円）   | 10,800 | 21,896 | 26,176 | 33,141 |



施策1「アセットマネジメント基本方針の推進」

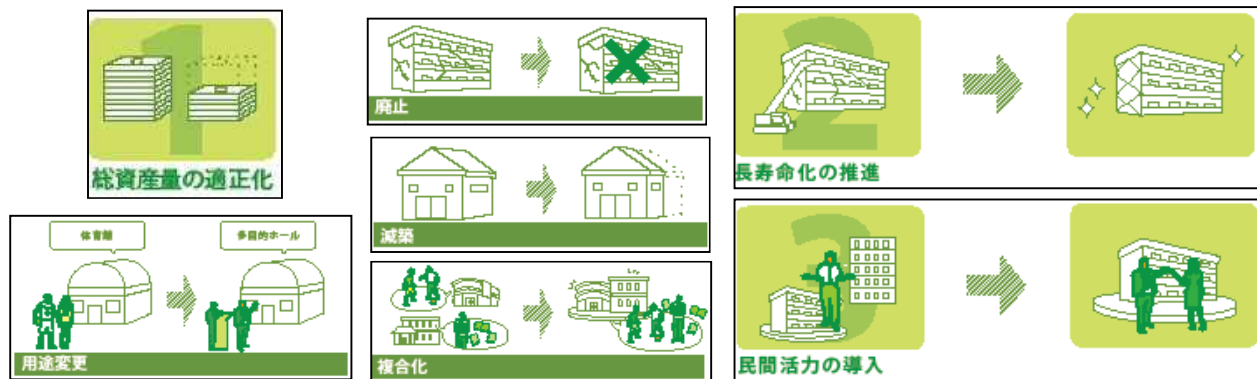
取組内容

公共施設のあり方や必要性を、市民ニーズや政策適合性、費用対効果などから総合的に評価し、適正な施設保有量を実現します。公共建築物は、人口減少や財政状況を踏まえ、必要なサービス水準を確保しつつ、施設総量を縮減します。また、インフラ資産は、市民生活における重要性や道路や河川、公園などの施設種別ごとの特性を考慮し、中長期的な視点により総量の適正化を図ります。さらに、施設の長寿命化を図り、安心・安全なサービス提供に努めるほか、民間活力を導入し、財政負担の軽減と平準化を図ります。

取組項目(2項目)

- 1 アセットマネジメント基本方針の推進（公共建築物）
- 2 アセットマネジメント基本方針の推進（インフラ資産）

静岡市のアセットマネジメント3つの方針



アセットマネジメント基本方針のイメージ図

具体的な取組

|      |   |                            |                      |                     |                     |
|------|---|----------------------------|----------------------|---------------------|---------------------|
| 1    | アセットマネジメント基本方針の推進（公共建築物）  | 所管課                        | アセットマネジメント推進課        |                     |                     |
| 現状   | 学校、市営住宅などの公共建築物について、建物の基本情報、コスト情報、利用状況の他、民間マーケットなどを分析した施設経営の視点での施設マネジメントに取組む必要があります。  |                            |                      |                     |                     |
| 取組概要 | ①個別施設評価・計画策定支援、進捗管理：概ね、100㎡以上の建物（約800施設）の施設カルテを作成し、施設の基本情報、利用状況、財務状況を明らかにした上で、施設の類型（施設群）ごとに今後のマネジメントの方向性を示し、建築物劣化調査を踏まえた個別の施設計画を作成し実行します。平成29年度からは個別施設計画（改訂版）の策定支援を実施しています。 |                            |                      |                     |                     |
| 年度   | 内容  | H27年度                      | H28年度                | H29年度               | H30年度               |
| 工程   | ①個別施設評価支援<br>①個別施設計画策定支援<br>①全体進捗管理   | ○ 一部実施<br>○ 一部実施<br>○ 一部実施 | ◎ 完了<br>◎ 完了<br>⇒ 継続 | ◎ 実施                | ⇒ 継続                |
| 指標   | 延床面積縮減率（累積）<br>（H23年度末：<br>2,301,025.9㎡）  | —                          | —                    | 71,663㎡減<br>（3.1%減） | 80,713㎡減<br>（3.5%減） |

基本方針Ⅲ「持続可能な財政運営の確立」

改革の方向2「効果的なアセットマネジメントの推進」

| 2 アセットマネジメント基本方針の推進（インフラ資産） |  | 所管課           | アセットマネジメント推進課 |       |       |
|-----------------------------|--|---------------|---------------|-------|-------|
| 現状                          | 道路舗装、橋梁、トンネル、河川など施設種別ごとに維持管理を実施していましたが、インフラ資産全般にわたる総資産量の把握や管理水準の作成、実行体制など俯瞰的にアセットマネジメントに取り組む必要があります。                       |               |               |       |       |
| 取組概要                        | ①アセットマネジメント手法の確立：先行実施している道路舗装、橋梁の他、トンネル、河川、農林道、漁港、公園、上下水道などインフラ資産全般にわたる総資産量を把握した上で、構造及び管理水準を見直すと共に長寿命化を図り、投資的経費の縮減に取り組みます。 |               |               |       |       |
| 年度                          | 内容   | H27年度         | H28年度         | H29年度 | H30年度 |
| 工程                          | ①インフラ資産を対象としたアセットマネジメント手法の確立・方針決定  | △ マネジメント手法の検討 | ○ 手法の確立・方針決定  | ◎ 実施  | ⇒ 継続  |

## 施策2「公共建築物のアセットマネジメント」

### 取組内容

アセットマネジメントの基本方針に基づき、学校施設整備計画実施計画の策定や市営住宅整備計画の見直しを行い、施設の長寿命化・統廃合・計画的修繕等のマネジメントに取り組めます。また、他の公共施設についても必要性等を考慮した上で、施設の統廃合を進めるとともに、照明器具をLED化するなど省エネ、長寿命化及びコスト削減を図ります。

### 取組項目(9項目)

- 1 学校施設整備計画実施計画の策定
- 2 市営住宅整備計画の見直し
- 3 公共施設の廃止
- 4 沼上清掃工場灰溶融炉の稼働停止
- 5 アセットマネジメントによる公共建築物の改築等
- 6 アセットマネジメントによる公共建築物の長寿命化
- 7 アセットマネジメントによる資産の有効活用
- 8 認定こども園の適正配置と民営化
- 9 省エネ・長寿命器具の推進



市営住宅の長寿命化（施工前）



市営住宅の長寿命化（施工後）

### 具体的な取組

|      |   |          |        |       |       |
|------|---|----------|--------|-------|-------|
| 1    | 学校施設整備計画実施計画の策定   | 所管課      | 教育施設課  |       |       |
| 現状   | 学校施設において、S30年代から50年代にかけて建てられた校舎等が老朽化しており、今後一斉に改築の時期を迎え、建替え費用の増加が予想されるため、計画的かつ効率的に対応していく必要があります。   |          |        |       |       |
| 取組概要 | ①学校施設整備計画実施計画の策定：H27年度末に、教育力向上プラン推進プロジェクトにおいて、静岡型小中一貫教育推進方針を決定することから、当方針を軸に、H28年度末までに、学校施設整備計画実施計画の策定を行います。<br>②施設の改修・統廃合：他施設との複合化に関しては他事業の動向の把握に努めながら随時検討していきます。 |          |        |       |       |
| 年度   | 内容  | H27年度    | H28年度  | H29年度 | H30年度 |
| 工程   | ①学校施設整備計画実施計画の策定<br>②統廃合を含む改築、長寿命化、大規模修繕等   | △ 検討・協議等 | ◎ 計画策定 | ○一部実施 | ○一部実施 |
| 指標   | 削減延べ床面積   | —        | —      | 674㎡  | 383㎡  |

基本方針Ⅲ「持続可能な財政運営の確立」

改革の方向2「効果的なアセットマネジメントの推進」

| 2 市営住宅整備計画の見直し |   | 所管課     | 住宅政策課        |       |       |
|----------------|---|---------|--------------|-------|-------|
| 現状             | 市営住宅7,527戸（79団地）のうち4,441戸（54団地）が法定耐用年限を経過（木造、簡易耐火造）又は法定耐用年限の2分の1を経過（耐火造）し、老朽化が進行しています。昨今の急激な少子高齢化、財源確保の困難化、住宅量の充足に伴い、フロー社会からストック活用社会への転換が住宅政策にも必要となっています。 |         |              |       |       |
| 取組概要           | ①市営住宅整備計画の見直し：地域性や建物の耐用年数等を考慮し、「アセットマネジメント基本方針」に基づき「市営住宅整備計画」を見直すとともに、住宅の長寿命化、統廃合、計画的修繕等のアセットマネジメントに取り組みます。また、「市営住宅アセットマネジメント基本計画」に基づき、管理戸数を縮減します。        |         |              |       |       |
| 年度             | 内容  | H27年度   | H28年度        | H29年度 | H30年度 |
| 工程             | ①市営住宅整備計画の見直し<br>②計画に基づく長寿命化、統廃合等の実施  | ◎ 計画見直し | ○ 計画に基づく一部実施 | ⇒ 継続  | ⇒ 継続  |
| 指標             | 管理戸数の減  | —       | 98戸          | 138戸  | 132戸  |

| 3 公共施設の廃止 |   | 所管課                         | アセットマネジメント推進課<br>関係各課                 |             |             |
|-----------|---|-----------------------------|---------------------------------------|-------------|-------------|
| 現状        | 農村環境改善センターは、S57年に農業経営及び農家生活の改善の合理化などを目的に設置しましたが、利用者はピーク時の4分の1程度となっています。また、井川支所別館は、S36年に建設され、H20年度まで追手町消防署井川出張所等の事務所として使用されていましたが、現在は老朽化も著しく、使用されていない状況です。清水三保海の家も同様に、老朽化が進んでおり、公の施設としての一定の役割りを果たしたと判断できます。さらに、自然の家、青少年の家等の学校教育施設は、目的や性質が類似しており、同様の施設が複数あります。このため、当該施設の継続性について検討する必要があります。 |                             |                                       |             |             |
| 取組概要      | ①農村環境改善センター：H28年度の廃止に向け、関係課及びJA清水等と施設の管理や利用等について調整するとともに、地域住民等に対して、廃止の必要性を周知します。<br>②井川支所別館：不要資産の整理及び地震等による倒壊被害の未然防止のため、土地所有者への別館取壊しに関する事前説明を行うとともに、同施設を廃止します。<br>③大平青少年の家：清水和田島自然の家等の類似施設と機能を整理した上で、H28年度に当施設を廃止します。<br>④清水三保海の家：老朽化に伴い、平成27年度に廃止決定し、平成28年度に解体します。                       |                             |                                       |             |             |
| 年度        | 内容  | H27年度                       | H28年度                                 | H29年度       | H30年度       |
| 工程        | ①農村環境改善センター廃止<br>②井川支所別館廃止<br>③大平青少年の家廃止<br>④清水三保海の家廃止  | △ 解体設計<br>◎ 廃止・解体<br>○ 廃止検討 | ◎ 廃止・解体<br>—<br>◎ 廃止決定・廃止（用途）<br>◎ 解体 | —<br>—<br>— | —<br>—<br>— |
| 指標        | ①②③④<br>削減延べ床面積   | 844.4㎡                      | 1565.7㎡                               | —           | —           |
| 効果額       | 削減額（単位：千円）  | 194                         | 186                                   | 5,723       | 5,731       |

基本方針Ⅲ「持続可能な財政運営の確立」

改革の方向2「効果的なアセットマネジメントの推進」

|                   |   |         |                             |         |         |
|-------------------|---|---------|-----------------------------|---------|---------|
| 4 沼上清掃工場灰溶融炉の稼働停止 |   | 所管課     | 廃棄物処理課                      |         |         |
| 現状                | 一般的に焼却施設の耐用年数は25年といわれる中、沼上清掃工場は稼働から20年が経過しており、更なる延命化を図るため、長寿命化計画に沿った大規模改修を行う必要があります。また、この計画の中で、H23年度から検討を進めてきた灰溶融炉（H25稼働率 約30%）の稼働停止と、それに伴う西ヶ谷清掃工場での焼却灰の処理の実現を進める必要があります。 |         |                             |         |         |
| 取組概要              | ①灰溶融炉の稼働停止：西ヶ谷清掃工場の設備強化改修を行った上で、沼上清掃工場再整備計画に合わせた灰溶融炉の稼働停止に向けて、積極的に取組みます。  |         |                             |         |         |
| 年度                | 内容  | H27年度   | H28年度                       | H29年度   | H30年度   |
| 工程                | ①西ヶ谷清掃工場の改修<br>沼上清掃工場の灰溶融炉稼働停止  | ○ 改修着手  | ◎ 改修完了<br>◎ 稼働停止<br>(H29.2) | ⇒ 継続    | ⇒ 継続    |
| 指標                | ①溶融施設の統合<br>(溶融炉の数)   | 4       | 2                           | 2       | 2       |
| 効果額               | 収入増額（単位：千円）   | —       | 0                           | 215,148 | 215,148 |
|                   | 削減額（単位：千円）  | —       | 30,122                      | 356,035 | 356,035 |
|                   | 投資的経費の縮減額<br>(単位：千円)  | 240,179 | 294,607                     | 452,882 | 271,595 |

|                          |   |        |                       |       |       |
|--------------------------|---|--------|-----------------------|-------|-------|
| 5 アセットマネジメントによる公共建築物の改築等 |   | 所管課    | アセットマネジメント推進課<br>関係各課 |       |       |
| 現状                       | 公共建築物の老朽化が顕在化しており、今後多くの施設が一斉に改修・更新時期を迎え、多額の維持更新費用が必要になると見込まれているため、アセットマネジメント基本方針に基づいた施設整備を行っていく必要があります。 |        |                       |       |       |
| 取組概要                     | ①公共建築物の改築等：基本方針に基づき、公共サービスのあり方や必要性について、市民ニーズや政策適合性、費用対効果などから総合的な評価を行い、計画的に施設整備を実施します。                   |        |                       |       |       |
| 年度                       | 内容  | H27年度  | H28年度                 | H29年度 | H30年度 |
| 工程                       | ①公共建築物の改築等  | ◎ 随時実施 | ⇒ 継続                  | ⇒ 継続  | ⇒ 継続  |
| 指標                       | ①削減延べ面積   | 実績報告   | 実績報告                  | 実績報告  | 実績報告  |

| No  | 項目             | 内容  | 供用開始年度 | 指標<br>(削減延べ床面積)                  | 所管課     |
|-----|----------------|---|--------|----------------------------------|---------|
| 5-1 | 両河内生涯学習交流館建設事業 | 老朽化に加え、耐震性能の劣る生涯学習交流館を移転建替えるにあたり、利用者へのサービス水準を維持し、安心安全な施設計画としつつ、基本方針に基づく減築を行います。 | H28    | 112㎡<br>(592㎡→480㎡)<br>(計画値)     | 生涯学習推進課 |
| 5-2 | 小島生涯学習交流館建設事業  | 老朽化に加え、耐震性能の劣る生涯学習交流館を移転建替えるにあたり、利用者へのサービス水準を維持し、安心安全な施設計画としつつ、基本方針に基づく減築を行います。 | H29    | 222㎡<br>(721㎡→499㎡)<br>(計画値)     | 生涯学習推進課 |
| 5-3 | 森下小学校改築事業      | 老朽化した小学校を建替えるにあたり、快適な教育環境を提供するとともに、地域防災拠点としての機能を保持しつつ、基本方針に基づく減築を行います。          | H29    | 674㎡<br>(5,204㎡→4,530㎡)<br>(計画値) | 教育施設課   |
| 5-4 | 梅ヶ島教職員住宅改築事業   | 老朽化に加え、耐震性能の劣る教職員住宅を建替えるにあたり、中山間地域の安定的な教育環境の維持、居住者の住環境向上を図りつつ、基本方針に基づく減築を行います。  | H28    | 125㎡<br>(625㎡→500㎡)<br>(計画値)     | 教育施設課   |



| No  | 項目            | 内容   | 供用開始<br>年度 | 指標<br>(削減延べ床面積)                     | 所管課         |
|-----|---------------|--|------------|-------------------------------------|-------------|
| 5-5 | 三保生涯学習交流館建設事業 | 老朽化に加え、耐震性能の劣る生涯学習交流館を移転建替えるにあたり、利用者へのサービス水準を維持し、安心安全な施設計画としつつ、基本方針に基づく減築を行います。        | H30        | 526㎡<br>(1,256㎡→730㎡)<br>(計画値)      | 生涯学習<br>推進課 |
| 5-6 | 清水斎場建設事業      | 老朽化に加え、耐震性能の劣る清水斎場を移転建替えるにあたり、利用者需要を加味した上、安心・安全な施設計画とします。                              | H29        | ▲2,980㎡<br>(1,220㎡→4,200㎡)<br>(計画値) | 戸籍管理<br>課   |
| 5-7 | 石田消防署移転改築事業   | 消防広域化を実現するにあたり、老朽化に加え、耐震性能の劣る石田消防庁舎を移転改築し、機能拡充を図り、消防防災力を強化します。                         | H28        | ▲6,349㎡<br>(1,434㎡→7,783㎡)          | 消防総務<br>課   |
| 5-8 | 三保児童館建設事業(新設) | 児童館配置構想に基づき、児童館空白地となっている清水区南部地域(三保地区)に児童館を建設します。建設にあたっては、三保生涯学習交流館と合築することで、必要最小面積とします。 | H30        | ▲300㎡<br>(0㎡→300㎡)<br>(計画値)         | 子ども未<br>来課  |

基本方針Ⅲ「持続可能な財政運営の確立」

改革の方向2「効果的なアセットマネジメントの推進」

|          |  |        |       |       |       |                       |
|----------|--|--------|-------|-------|-------|-----------------------|
| <b>6</b> | <b>アセットマネジメントによる公共建築物の長寿命化</b>   |        |       |       | 所管課   | アセットマネジメント推進課<br>関係各課 |
| 現状       | これまでの公共建築物は、不具合が発生した後に修繕を行う「事後保全」による対応が多く、施設運営に支障をきたす可能性がありましたが、今後は「予防保全」の観点から適切に改修を行い、安心・安全な施設管理をしていく必要があります。 |        |       |       |       |                       |
| 取組概要     | ①公共建築物の長寿命化：アセットマネジメント基本方針に基づき、個別施設の計画的な保全を実施し、長寿命化を図ります。  |        |       |       |       |                       |
| 年度       | 内容   | H27年度  | H28年度 | H29年度 | H30年度 |                       |
| 工程       | ①公共建築物の長寿命化、計画的な保全の実施  | ◎ 随時実施 | ⇒ 継続  | ⇒ 継続  | ⇒ 継続  |                       |

| No  | 項目                         | 内容   | 実施年度       | 指標 | 所管課         |
|-----|----------------------------|--|------------|----|-------------|
| 6-1 | 庁舎長寿命化事業                   | 部品供給期限を迎えた庁舎のエレベーターを予防保全の観点から改修し、利用者に対し安心・安全な機能を提供するとともに、設備の長寿命化を図ります。 | H27<br>H28 | —  | 管財課         |
| 6-2 | オクシズおもてなし環境整備事業（中山間地トイレ整備） | 中山間地に設置されている観光トイレを計画的に改修し、利用者に対し安心安全で快適な公共サービスを提供します。                  | H27～       | —  | 中山間地<br>振興課 |

|          |   |        |       |       |       |                       |
|----------|---|--------|-------|-------|-------|-----------------------|
| <b>7</b> | <b>アセットマネジメントによる資産の有効活用</b>   |        |       |       | 所管課   | アセットマネジメント推進課<br>関係各課 |
| 現状       | 新たな行政需要に対応するため、施設を設置する場合は、既存施設の有効活用を図ることで公共建築物を新設しない創意工夫が必要となっています。 |        |       |       |       |                       |
| 取組概要     | ①既存施設の有効活用：アセットマネジメントの観点から、既存市有施設の有効活用を図ります。                        |        |       |       |       |                       |
| 年度       | 内容  | H27年度  | H28年度 | H29年度 | H30年度 |                       |
| 工程       | ①資産の有効活用  | ◎ 随時実施 | ⇒ 継続  | ⇒ 継続  | ⇒ 継続  |                       |

| No  | 項目           | 内容   | 実施年度 | 指標 | 所管課    |
|-----|--------------|--|------|----|--------|
| 7-1 | 放課後児童クラブ整備事業 | 放課後児童クラブを設置するにあたり、アセットマネジメントの観点から、既存施設や学校等の市有建築物の一部を活用します。             | H27  | —  | 子ども未来課 |
| 7-2 | 小中一貫校整備事業    | 保護者や地域住民の理解を得た上で施設一体型の小中一貫校を設置する場合には、アセットマネジメントの考え方も踏まえ、施設の複合化等を検討します。 | H28  | —  | 教育総務課  |

基本方針Ⅲ「持続可能な財政運営の確立」

改革の方向2「効果的なアセットマネジメントの推進」

| 8 認定こども園の適正配置と民営化 |  | 所管課    | 子ども未来課        |          |                     |
|-------------------|--|--------|---------------|----------|---------------------|
| 現状                | 前実施計画に「公立保育園の民営化」を掲げ、これまで「清水有度東」「清水飯田東」を民営化してきました。H26年2月には、子ども・子育て支援新制度への移行を見据え「静岡市立幼稚園・保育所移行方針」を策定しました。同方針には、H27年度から、原則すべての市立幼稚園及び市立保育所を認定こども園に移行させ、移行後は市立園の適正配置・民営化等を進めていくことなどを盛り込んでいます。今後、同方針に基づき適正配置と民営化を検討する必要があります。              |        |               |          |                     |
| 取組概要              | ①適正配置方針の策定：市立園の民営化や統廃合により、官民併せた全体としての適正配置を進めます。対象とする具体的な園は、「静岡市子ども・子育て支援事業計画」（H26年度末策定。計画期間H27～H31年度）の見直しの際、同計画に盛り込みます。<br>②施設の民営化・統廃合の検討：待機児童の解消を最優先事項としつつ、市内14区域における保育の需給状況や近隣の配置状況、建物の老朽化具合や耐震性、私立園との調整などの視点に基づき、市立園の民営化や統廃合を検討します。 |        |               |          |                     |
| 年度                | 内容   | H27年度  | H28年度         | H29年度    | H30年度               |
| 工程                | ①適正配置方針の決定<br>②認定こども園の民営化等   | △ 方針決定 | △ 周知、事業者募集・決定 | △ 統廃合準備等 | ⇒ 継続<br>(後期計画で実施予定) |

| 9 省エネ・長寿命器具の推進 |   | 所管課         | 設備課   |                       |                      |
|----------------|---|-------------|-------|-----------------------|----------------------|
| 現状             | 現在、設計において、照明器具は一部を除きLED照明器具を採用していません。LED照明器具は消費電力が少なく、長寿命であり、近年、数多く商品化されており信頼性も高く、今後普及率は伸びていくと考えられるため、積極的に採用することが必要となっています。 |             |       |                       |                      |
| 取組概要           | ①省エネ・長寿命化器具の採用：従来の照明器具とLCC比較を行い、工事委嘱をした課と協議しながらLED照明器具等に適した部屋等を選定し採用することにより、照明器具の省エネと長寿命化を図ります。                             |             |       |                       |                      |
| 年度             | 内容  | H27年度       | H28年度 | H29年度                 | H30年度                |
| 工程             | ①LED照明器具の調査、設置場所の選定、設置基準の作成、実施<br>①新技術の調査・検討  | △ 調査・検討・作成等 | ◎ 実施  | ⇒ 継続<br><br>△新技術調査、検討 | ⇒ 継続<br><br>◎ 設置基準作成 |
| 指標             | ①LED照明器具採用基準による採用率  | —           | 100%  | 100%                  | 100%                 |
| 効果額            | 削減額（単位：千円）  | —           | 実績報告  | 実績報告                  | 実績報告                 |

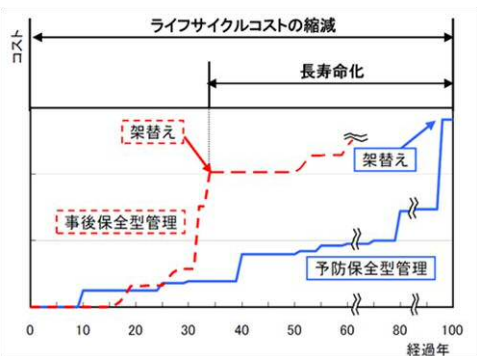
**施策3「インフラ資産のアセットマネジメント」**

**取組内容**

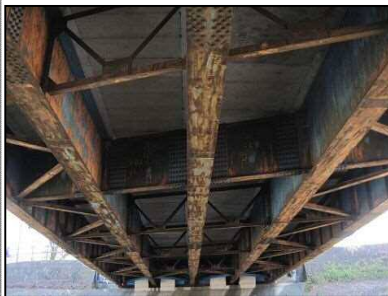
アセットマネジメントの基本方針に基づき、都市計画道路や都市計画公園の見直しを進め、必要性や優先度等を再検証し、実現性の高い道路ネットワークの構築と効果的な公園整備を進めます。また、道路については、橋りょうやトンネル、舗装などの適切な維持管理を進めることで、施設の長寿命化と投資的経費の縮減を図ります。

**取組項目(7項目)**

- 1 都市計画道路の見直し
- 2 都市計画公園の見直し
- 3 道路舗装の適切な維持管理
- 4 道路橋りょうの適切な維持管理
- 5 道路トンネルの適切な維持管理
- 6 道路附属物・法面構造物の適切な維持管理
- 7 浜川水門の適正な維持管理



予防保全の効果イメージ図



道路橋りょうの長寿命化(施工前)



道路橋りょうの長寿命化(施工)

**具体的な取組**

|      |   |          |            |               |                    |       |
|------|---|----------|------------|---------------|--------------------|-------|
| 1    | 都市計画道路の見直し  |          |            |               | 所管課                | 都市計画課 |
| 現状   | 本市の都市計画道路は、134路線、約373kmが計画されていますが、約3割が未整備(H25.3.31時点)です。H18年度より第1回都市計画道路の見直しを行い、H24年度末までに8路線、約7.6kmの廃止手続きを実施してきました。しかし、近年の更なる人口減少や少子高齢化、自動車交通量の減少予測等により、都市計画道路の必要性や役割・機能に変化が生じており、必要性等の評価を進め、将来道路網計画を策定する必要があります。 |          |            |               |                    |       |
| 取組概要 | ①都市計画道路の見直し：「第4回静岡中部都市圏PT調査」により、新たな将来交通量予測が出たことから、調査結果に基づき、改めて2回目の都市計画道路の見直し作業を行い、都市計画道路の必要性、優先度等を検討します。  |          |            |               |                    |       |
| 年度   | 内容  | H27年度    | H28年度      | H29年度         | H30年度              |       |
| 工程   | ①都市計画道路見直し指針策定作業、既決定路線の検証等<br>都市計画道路の廃止   | △指針(案)作成 | △評価・候補路線抽出 | △検証・将来道路網計画策定 | ◎都計道廃止<br>都決手続きの開始 |       |

改革の方向2「効果的なアセットマネジメントの推進」

| 2 都市計画公園の見直し |  | 所管課                            | 緑地政策課                    |                          |                          |
|--------------|--|--------------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|
| 現状           | 市では、大規模公園の整備とともに、良好な住環境の形成に資する街区公園を公平に市民に提供するため、通常手法による整備や無償借地公園制度の活用などによる都市公園の効果的・効率的配置を進めています。今後、これに加え、都市計画公園の見直しを行うことで、更なる都市公園の適正配置を促進し、都市公園条例で標準と定める市民一人当たり公園面積10㎡達成に向けた配置計画を策定する必要があります。  |                                |                          |                          |                          |
| 取組概要         | ①長期未整備公園の見直し：都市計画公園見直しガイドラインに基づき、都市公園の適正配置を目的に、長期未整備となっている都市計画公園について、整備事業の実現性等を踏まえ、代替地の検討や低未利用地の活用など地域の現状に適合する公園緑地のあり方を調査、検討します。<br>②都市計画区域の見直し：旧都市計画法の下、決定された区域を明確にし、都市計画法第53条の許可事務の効率化を図るとともに、開設済みの公園区域との整合を図るべく調査を実施するなど、計画変更に向けた整理を進めます。 |                                |                          |                          |                          |
| 年度           | 内容   | H27年度                          | H28年度                    | H29年度                    | H30年度                    |
| 工程           | ①長期未整備公園調査・検討・見直し（代替地検討、住民説明等）<br>②都市計画区域見直し調査<br>都市計画審議会への付議（合意形成が得られ次第）  | ○ 一部実施<br><br>○ 一部実施<br>○ 一部実施 | ⇒ 継続<br><br>⇒ 継続<br>⇒ 継続 | ⇒ 継続<br><br>⇒ 継続<br>⇒ 継続 | ⇒ 継続<br><br>⇒ 継続<br>⇒ 継続 |
| 指標           | ①代替地調査、住民説明会等実施公園数<br>①長期未整備都市計画公園の変更数   | —<br>2公園                       | 1公園<br>—                 | —<br>1公園                 | —<br>—                   |
|              | ②公園の区域調査数  | 22公園                           | 22公園                     | 42公園                     | 43公園                     |
| 効果額          | 投資的経費の縮減額<br>(単位：千円)   | 90,000                         | —                        | 45,000                   | —                        |

| 3 道路舗装の適切な維持管理 |   | 所管課     | 道路保全課<br>各道路整備課 |         |         |
|----------------|---|---------|-----------------|---------|---------|
| 現状             | 本市が管理する道路は、国・県・市道合わせて約3,200kmあり、そのほとんどが高度成長期やバブル経済期に建設され、時代経過とともに老朽化が進み、舗装修繕ストックが増大しています。このことから今後、膨大な舗装修繕予算や一時的な緊急補修経費が集中的に必要となります。また、劣化を起因とする道路管理瑕疵事故の頻発が想定されています。   |         |                 |         |         |
| 取組概要           | ①舗装補修の実施：老朽化による舗装補修ストックが増大する中、コストを抑制しながら、将来にわたり適切な維持管理を可能にするため、従来の事後的修繕対応から適切な時期に適切な工法で補修を実施する『予防保全型』に転換し、道路舗装の長寿命化を図ります。当計画では、主要幹線道路（タイプA路線L=121km）における今後8年間の補修ストック延長を現状水準（15%）で維持する取組み及び事業計画の補正を行います。<br>*維持管理に関する効果額（投資的経費の縮減額）については、各施設ごとに一定期間におけるシミュレーションにより想定される将来効果額を単年度に換算したもので、実際の予算の削減額とは異なります。 |         |                 |         |         |
| 年度             | 内容  | H27年度   | H28年度           | H29年度   | H30年度   |
| 工程             | ①舗装補修の実施、事業計画の補正  | ○ 一部実施  | ⇒ 継続            | ⇒ 継続    | ⇒ 継続    |
| 指標             | ①タイプA路線でのMCI<3.0の延長   | 15.0%未満 | 15.0%未満         | 15.0%未満 | 15.0%未満 |
| 効果額            | 投資的経費の縮減額<br>(単位：千円)  | 122,000 | 122,000         | 122,000 | 122,000 |



基本方針Ⅲ「持続可能な財政運営の確立」

改革の方向2「効果的なアセットマネジメントの推進」

| 4 道路橋りょうの適切な維持管理 |   | 所管課       | 道路保全課<br>各道路整備課 |           |           |
|------------------|---|-----------|-----------------|-----------|-----------|
| 現状               | 市で管理している道路橋は、高度経済成長期に大量に架設されており、今後一層、高齢化が進行する一方、道路利用者の安全・安心に対する要望が高まり、限られた予算で数多くの道路橋を良好に維持管理していくことが求められています。  |           |                 |           |           |
| 取組概要             | ①橋りょうの長寿命化：主に重要な橋については、損傷が進行して大規模な対策を行う事後保全型の管理ではなく、損傷が軽微なうちに損傷進行を防止するための小規模な対策を行う予防保全型の管理に変更するなど、橋の長寿命化を図り、維持管理費用を抑制します。<br>*維持管理に関する効果額（投資的経費の縮減額）については、各施設ごとに一定期間におけるシミュレーションにより想定される将来効果額を単年度に換算したもので、実際の予算の削減額とは異なります。 |           |                 |           |           |
| 年度               | 内容  | H27年度     | H28年度           | H29年度     | H30年度     |
| 工程               | ①橋りょうの補修工事、点検   | ◎ 実施      | ⇒ 継続            | ⇒ 継続      | ⇒ 継続      |
| 指標               | ①健全化対策としての補修工事完了率   | —         | —               | 60.4%     | 70.1%     |
|                  | ①対策完了橋りょう数  | 8橋        | 11橋             | —         | —         |
| 効果額              | 投資的経費の縮減額<br>(単位：千円)  | 1,150,000 | 1,150,000       | 1,150,000 | 1,150,000 |

| 5 道路トンネルの適切な維持管理 |  | 所管課   | 道路保全課<br>各道路整備課 |       |       |
|------------------|--|-------|-----------------|-------|-------|
| 現状               | 市が管理する道路トンネルは、国・県・市道合わせて35本、総延長12.5kmであり、このうち、25本が建設後30年以上経過し、今後老朽化によるコンクリート片の剥落や防災設備の停止などによる道路利用者への被害（瑕疵事故）の発生が懸念されます。また、H24年に発生したトンネル天井板崩落事故を契機として、道路法の一部が改正され、施設に異常が発生した場合、道路構造等に大きな支障を及ぼすものは、5年に1度の定期点検が義務付けられており、今後も適切な維持管理が求められています。 |       |                 |       |       |
| 取組概要             | ①定期点検・補修の実施：日常のパトロールに加え、全箇所5年に1度の定期点検を実施し、健全性を4つに区分し、その結果を基に補修、経過観察等を実施します。補修については、緊急輸送道路や、災害時に迂回路が無い路線などの路線の重要度を考慮し順次対策します。短期的には、これまでの点検で健全度が低いと判定された5トンネルを補修するほか、点検結果により新たな要補修トンネルが確認された場合は、補修計画を見直し実施します。                               |       |                 |       |       |
| 年度               | 内容   | H27年度 | H28年度           | H29年度 | H30年度 |
| 工程               | ①定期点検、補修工事の実施  | ◎ 実施  | ⇒ 継続            | ⇒ 継続  | ⇒ 継続  |

基本方針Ⅲ「持続可能な財政運営の確立」

改革の方向2「効果的なアセットマネジメントの推進」

| 6 道路附属物・法面構造物の適切な維持管理 |   | 所管課   | 道路保全課<br>各道路整備課 |       |       |
|-----------------------|---|-------|-----------------|-------|-------|
| 現状                    | 本市が管理する約3,200kmの道路には、横断歩道橋、道路照明灯、道路標識、ガードレールなど様々な道路附属物があり、それらを管理しています。また、市街地から山間部集落へのアクセス道路では、ロックシェッド、モルタル吹付け、落石防護網・柵をはじめ多種多様な法面構造物を管理しています。しかし、これらの道路施設の多くは、老朽化が進んでおり、腐食やコンクリートの剥離、崩壊などによる被害の発生が懸念されるため、適切な維持管理が求められています。  |       |                 |       |       |
| 取組概要                  | ①附属物・法面の点検・補修等：附属物の横断歩道橋（45橋）、門型標識（9基）、門型道路情報板（4基）及び法面構造物の内、ロックシェッド（5基）や大型カルバート（9基）は、5年に1度の定期点検を実施し、その他の構造物は、10年を目途に状態把握に努めます。また、点検結果を基に路線重要度と危険度を考慮し、部材の落下・倒壊が生じないように順次、補修・更新を実施します。このほか、国県道及び孤立が懸念される集落への市道の法面については、経年の状態や総量を把握するため道路防災点検を実施し、緊急・早期に対策が必要と判定された箇所の対策を順次実施します。 |       |                 |       |       |
| 年度                    | 内容  | H27年度 | H28年度           | H29年度 | H30年度 |
| 工程                    | ①点検、補修、法面対策の実施  | ⇒ 継続  | ⇒ 継続            | ⇒ 継続  | ⇒ 継続  |

| 7 浜川水門の適正な維持管理 |  | 所管課    | 河川課   |       |                 |
|----------------|--|--------|-------|-------|-----------------|
| 現状             | 浜川水門は設置後26年が経過しており、今後も市民の生命・財産を守るためには、老朽化した施設の更新や大規模な修繕を行い、施設の安全性・信頼性を確保していくことが必要不可欠となっています。 |        |       |       |                 |
| 取組概要           | ①浜川水門の長寿命化：浜川水門について、国が策定したマニュアルに基づいて長寿命化計画を策定し、施設の長寿命化を図ります。                                 |        |       |       |                 |
| 年度             | 内容   | H27年度  | H28年度 | H29年度 | H30年度           |
| 工程             | ①長寿命化計画に基づく施設の維持管理   | ○ 一部実施 | ⇒ 継続  | ⇒ 継続  | ⇒ 継続            |
| 指標             | ①浜川水門の点検・塗装・設備更新   | 点検 1回  | 点検 1回 | 点検 1回 | 点検 1回<br>電気設備更新 |

## 施策1「水道事業の経営改善」

### 取組内容

水道事業の健全経営を図り、安全・安心な水道水を安定供給するため、水道料金・簡易水道料金の収納率を向上させ、適正な債権管理に取り組めます。また、包括民間委託を採用することで、コスト削減と市民サービス向上に努めるとともに、委託化により削減した職員数を水道管路の耐震化事業に充て、水道管路のアセットマネジメントに取り組めます。さらに、ベテラン職員の技術や技能を継承するため、技術職員等の人材育成等を推進します。

### 取組項目(6項目)

- 1 収納率の向上と適正な債権管理の推進（水道料金・簡易水道料金）
- 2 効率的な資金運用
- 3 包括民間委託の採用
- 4 水道管路のアセットマネジメント
- 5 上下水道局庁舎建設による危機管理機能の強化
- 6 水道技術職員の人材育成

### 具体的な取組

| 1    | 収納率の向上と適正な債権管理の推進（水道料金・簡易水道料金）   |  | 所管課   | 営業課<br>水道施設課   |   |
|------|--|--|---|--|---|
| 現状   | <p>厳しい経営状況が続く中、確実に、かつ効率よく水道料金収入等を確保するためには、新たに発生する現年度分の未収金を極力圧縮しなければなりません。しかし、料金の累積滞納額が増加傾向にあることから、消滅時効2年経過後に債権放棄の手続きを適正に実施するなど、債権管理に一層努める必要があります。</p>  |  |   |  |   |
| 取組概要 | <p>①現年度分の収納率向上：未納料金等収納業務委託（検針・窓口業務含む）により、民間業者が有する専門性とノウハウを最大限に活用し未収金の圧縮に努めるとともに、口座振替の勧奨を積極的に進め、口座振替加入率の向上を図り、納期内納付率の向上を目指します。<br/>②滞納繰越分（過年度分）の収納率向上：給水停止措置の強化、高額・悪質滞納者に対する滞納整理強化、回収見込みのない債権の放棄及び支払督促などの法的措置等を実施します。</p>   |  |   |  |   |
| 年度   | 内容   | H27年度  | H28年度   | H29年度  | H30年度   |
| 工程   | <p>①②（共通の取組）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・未納料金収納業務委託</li> <li>・口座振替勧奨強化</li> </ul> <p>①（現年度のみ）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ルゾット等新たな納付方法の導入</li> </ul> <p>②（滞繰のみ）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・給水停止サイクル短縮化</li> <li>・滞納者の性質別類型化</li> <li>・法的措置の検討実施</li> <li>・回収不能債権の整理、処分促進</li> <li>・高額・悪質滞納者の滞納整理強化</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 実施</li> <li>◎ 実施</li> </ul> <p>△ 検討</p> | <p>⇒ 継続</p> <p>⇒ 継続</p>                             | <ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 包括民間委託</li> <li>⇒ 継続</li> </ul> | <p>⇒ 継続</p> <p>⇒ 継続</p>                             |
| 指標   | <p>H26当初予算時<br/>収納率<br/>①水道 98.56% 36.50%<br/>②簡水 99.42% 35.02%</p>  | <p>（現年）（滞繰）<br/>98.65% 37.50%<br/>99.44% 36.49%</p>                              | <p>（現年）（滞繰）<br/>98.83% 38.50%<br/>99.46% 37.41%</p> | <p>（現年）（滞繰）<br/>98.85% 39.50%<br/>99.55% 39.35%</p>                      | <p>（現年）（滞繰）<br/>98.95% 40.50%<br/>99.55% 40.13%</p> |
| 効果額  | 収入増額（単位：千円）  | 12,974   | 34,061  | 38,734   | 51,047  |

基本方針Ⅲ「持続可能な財政運営の確立」

改革の方向3「地方公営企業の経営改善」

| 2 効率的な資金運用 |  | 所管課    | 水道総務課 |       |       |
|------------|--|--------|-------|-------|-------|
| 現状         | これまで、毎年度、資金運用計画を定め支払準備金を除いた約120億円を定期預金により運用してきました。しかし、近年の預金金利の低迷により利息収入が年々減少しており、さらに、今後も水道料金収入の減少傾向が見込まれるため、より効率的な資金運用が求められています。 |        |       |       |       |
| 取組概要       | ①債券の運用：定期預金による運用に加え、債券での運用を導入し、H26年度から10年満期の債券を毎年2億円ずつ購入することで、効率的な資金運用を行います。   |        |       |       |       |
| 年度         | 内容   | H27年度  | H28年度 | H29年度 | H30年度 |
| 工程         | ①10年満期の債券を2億円購入  | ○ 一部実施 | ⇒ 継続  | ⇒ 継続  | ⇒ 継続  |
| 指標         | ①債券による資金運用額（累計）  | 4億円    | 6億円   | 8億円   | 10億円  |
| 効果額        | 収入増額（単位：千円）  | 666    | 1,332 | 1,998 | 2,664 |

| 3 包括民間委託の採用 |   | 所管課            | 営業課          |                                   |              |
|-------------|---|----------------|--------------|-----------------------------------|--------------|
| 現状          | 給水収益の減少等、水道事業の経営にとって厳しい情勢が続く中、近年委託料が増加傾向にあり、一層の経費削減や事務効率化を進める必要があります。 |                |              |                                   |              |
| 取組概要        | ①包括民間委託化の実施：事務系業務の包括民間委託（H29年10月より・期間未定）によりコストの縮減と市民サービスの向上を図ります。     |                |              |                                   |              |
| 年度          | 内容  | H27年度          | H28年度        | H29年度                             | H30年度        |
| 工程          | 長期継続契約<br>①包括民間委託<br>対象業務の拡大  | ◎ 実施<br>△ 検討   | ⇒ 継続<br>⇒ 継続 | ⇒ 継続（9月まで）<br>◎ 実施（10月から）<br>△ 検討 | ⇒ 継続<br>⇒ 継続 |
| 指標          | ①委託化事業数   | —              | —            | 3事業                               | 4事業          |
| 効果額         | 削減額（単位：千円）  | 45,745         | 45,745       | 45,745                            | 45,745       |
| 削減人員        | 正 規<br>非 常 勤<br>臨 時   | 3人<br>7人<br>4人 | —            | —                                 | 1人<br>1人     |

| 4 水道管路のアセットマネジメント |   | 所管課           | 水道企画課<br>水道管路課 |               |               |
|-------------------|---|---------------|----------------|---------------|---------------|
| 現状                | 本市水道事業は、給水開始から80年以上が経過し、さらに高度経済成長期に急速に拡張整備された水道管路・施設が老朽化している一方で、人口減少などに伴い料金収入が年々減少傾向にあるため、アセットマネジメント手法を採り入れた水道管路の更新が必要となっています。                                |               |                |               |               |
| 取組概要              | ①水道管路の更新：アセットマネジメント手法を採り入れた更新計画（H27～）に基づき、重要な水道管＊296.8kmのうち、耐震化済み管路延長が、H26年度末では103.0kmですが、これをH30年度末に112.7km（9.7km実施）とします。<br>＊重要な水道管：導水管、送水管、口径φ300mmを超える配水管等 |               |                |               |               |
| 年度                | 内容  | H27年度         | H28年度          | H29年度         | H30年度         |
| 工程                | ①計画的な管路更新（累計キロ数）（H26 103.0km）   | ◎ 実施（104.0km） | ⇒ 継続（104.7km）  | ⇒ 継続（109.1km） | ⇒ 継続（112.7km） |
| 指標                | 更新成果率（耐震化率）   | 35.0%         | 35.3%          | 36.8%         | 38.0%         |

基本方針Ⅲ「持続可能な財政運営の確立」

改革の方向3「地方公営企業の経営改善」

|                         |  |                    |       |       |       |
|-------------------------|--|--------------------|-------|-------|-------|
| 5 上下水道局庁舎建設による危機管理機能の強化 |  | 所管課                | 水道総務課 |       |       |
| 現状                      | 現在、清水庁舎の一部を賃借して上下水道事業を行っていますが、市民の安心・安全を確保するため、日常はもとより、災害時においても水の安定供給や迅速な復旧対応ができる、危機管理機能を備えた経営の拠点を整備する必要があります。  |                    |       |       |       |
| 取組概要                    | ①庁舎の建設：庁舎建設地の選定にあたっては、緊急輸送路に面していることなど防災上の観点を考慮しており、建物構造は、南海トラフ巨大地震に備え制振構造を採用し、災害対策本部、上下水道情報センターを配置するほか、他都市の応援隊の受け入れができる大会議室を設けます。<br>②耐震性貯水槽の設置等：庁舎前広場に10万ℓ貯水できる耐震性貯水槽や72時間対応の非常用自家発電装置を設置します。 |                    |       |       |       |
| 年度                      | 内容   | H27年度              | H28年度 | H29年度 | H30年度 |
| 工程                      | ①庁舎建設工事<br>②耐震性貯水槽設置工事   | ◎ 実施・完了<br>◎ 実施・完了 |       |       |       |

|               |   |                      |                              |                              |                              |
|---------------|---|----------------------|------------------------------|------------------------------|------------------------------|
| 6 水道技術職員の人材育成 |   | 所管課                  | 水道部各課                        |                              |                              |
| 現状            | 労務職員の退職者不補充という全庁的な職員採用方針のもと、水道部では応急修繕など現場で必要となる職員の技術力や知識をどう継承していくかが課題となっています。   |                      |                              |                              |                              |
| 取組概要          | ①バディ制度の実施：水道部の労務職員が持つ応急修繕などの現場において必要となる特殊な技術や知識を若手職員等に引き継ぐために、ペアで現場対応させるバディ制度（*1）を実施します。<br>②ナレッジバンクの実施：技術や知識を文書化し、誰でもアクセスできるよう共有フォルダに蓄積するナレッジバンクを実施します。<br>③e-ラーニングの実施：対象者全員に受講させることができるe-ラーニングを活用し、技術や知識の習得に取組みます。<br>*1 バディ制度（Buddy System）：バディとは、仲間・相棒という意味。OJT制度の一種。<br>④仕組みの検証・見直し：①から③までの取組みについて、実施後に事業の検証を行い見直しを行います。 |                      |                              |                              |                              |
| 年度            | 内容  | H27年度                | H28年度                        | H29年度                        | H30年度                        |
| 工程            | ①バディ制度の実施<br>②ナレッジバンクの実施<br>③e-ラーニングの実施<br>④仕組みの検証・見直し  | △ 検討<br>◎ 実施<br>◎ 実施 | ◎ 実施<br>⇒ 継続<br>⇒ 継続<br>◎ 実施 | ⇒ 継続<br>⇒ 継続<br>⇒ 継続<br>⇒ 継続 | ⇒ 継続<br>⇒ 継続<br>⇒ 継続<br>⇒ 継続 |
| 指標            | ②③技術職員の研修受講率  | 100.0%               | 100.0%                       | 100.0%                       | 100.0%                       |



**施策2「下水道事業の経営改善」**

**取組内容**

下水道事業の健全経営を維持し、公共下水道の整備による快適で衛生的な生活基盤を確保するため、収納率を向上させるとともに、公共下水道の接続を促進させ、収入の確保と水質保全を図ります。また、浄化センターの運転管理業務委託方法を見直すほか、包括民間委託への移行についても検討します。さらに、アセットマネジメントを採り入れた下水道管渠の更新に取り組みます。

**取組項目(7項目)**

- 1 収納率の向上と適正な債権管理の推進（下水道使用料）
- 2 公共下水道への接続促進
- 3 自動販売機の貸付制度の推進
- 4 運転管理業務の見直しと包括民間委託の推進
- 5 下水汚泥燃料化の推進
- 6 下水道管渠のアセットマネジメント
- 7 下水道技術職員の人材育成

**具体的な取組**

| 1    | 収納率の向上と適正な債権管理の推進（下水道使用料）  |                            | 所管課                           | 営業課                        |                            |
|------|--|----------------------------|-------------------------------|----------------------------|----------------------------|
| 現状   | <p>厳しい経営状況が続く中、確実に効率よく下水道使用料収入を確保するためには、新たに発生する現年度分の未収金を極力圧縮しなければなりません。使用料の累積滞納額は消滅時効5年経過後の不納欠損処理により漸減傾向ではありますが、一層債権管理に努める必要があります。</p>   |                            |                               |                            |                            |
| 取組概要 | <p>①現年度分の収納率向上：未納料金等収納業務委託(検針・窓口業務含む)により、民間業者が有する専門性とノウハウを最大限に活用し未収金の圧縮に努めるとともに、口座振替の勧奨を積極的に進め、口座振替加入率の向上を図り、納期内納付率の向上を目指します。<br/>                 ②滞納繰越分(過年度分)の収納率向上：調査権を活用した滞納者の性質別類型化(滞納者の所在の有無・財産状況・滞納理由等による分類)の推進及び差押などの法的措置等を含めた高額・悪質滞納者に対する滞納整理強化を検討、実施します。</p> |                            |                               |                            |                            |
| 年度   | 内容   | H27年度                      | H28年度                         | H29年度                      | H30年度                      |
| 工程   | ①②(共通の取組)<br>・未納料金収納業務委託<br>・口座振替勧奨強化<br>①(現年度のみ)<br>・カット等新たな納付方法の導入<br>②(滞繰のみ)<br>・滞納者の性質別類型化<br>・法的措置の検討実施<br>・回収不能債権の整理、処分促進<br>・高額・悪質滞納者の滞納整理強化  | ◎ 実施<br>◎ 実施<br>△ 検討       | ⇒ 継続<br>⇒ 継続<br>△採用できる納付方法の決定 | ◎ 包括民間委託<br>⇒ 継続<br>⇒ 継続   | ⇒ 継続<br>⇒ 継続<br>⇒ 継続       |
| 指標   | H26当初予算時<br>収納率 (現年) (滞繰)<br>①下水 98.50% 39.50%   | (現年) (滞繰)<br>98.57% 40.50% | (現年) (滞繰)<br>98.77% 41.50%    | (現年) (滞繰)<br>98.79% 42.50% | (現年) (滞繰)<br>98.87% 43.50% |
| 効果額  | 収入増額(単位:千円)  | 10,879                     | 35,138                        | 39,816                     | 50,891                     |

基本方針Ⅲ「持続可能な財政運営の確立」

改革の方向3「地方公営企業の経営改善」

| 2 公共下水道への接続促進 |  | 所管課                  | 下水道総務課               |                      |                      |
|---------------|--|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| 現状            | 公共下水道の水洗化戸数の増加は、公衆衛生の向上、公共用水域の水質保全に資するほか、下水道使用料の収入増が見込まれ、事業経営の健全化につながります。しかし、H25年度末水洗化戸数は、目標値235,500戸に対し、232,213戸（水洗化率87.7%）であり、経済の低迷や世帯の高齢化の進行等が影響していると推測できます。このため、公共下水道への接続を促進するため、水洗化普及員による臨戸訪問等に加え、効果的な対策が必要となっています。 |                      |                      |                      |                      |
| 取組概要          | ①水洗化普及の実施・強化：新規供用開始区域等水洗化を重点的に促進する区域を定め、普及員による臨戸訪問等を早期に実施します。<br>②助成制度等の周知：水洗化に係る助成制度等について、対象となる市民のほか、指定工事店等への周知を図り、水洗化を推進します。   |                      |                      |                      |                      |
| 年度            | 内容   | H27年度                | H28年度                | H29年度                | H30年度                |
| 工程            | ①水洗化普及員による早期臨戸訪問の実施<br>水洗化強化期間の設定、実施<br>②助成制度等の周知  | ◎ 実施<br>◎ 実施<br>◎ 実施 | ⇒ 継続<br>⇒ 継続<br>⇒ 継続 | ⇒ 継続<br>⇒ 継続<br>⇒ 継続 | ⇒ 継続<br>⇒ 継続<br>⇒ 継続 |
| 指標            | 水洗化率<br>(H25 87.7%)  | 89.1%                | 89.3%                | 89.4%                | 90.0%                |
| 効果額           | 収入増額（単位：千円）  | 61,600               | 44,000               | 22,000               | 88,000               |

| 3 自動販売機の貸付制度の推進 |   | 所管課     | 下水道施設課 |       |       |
|-----------------|---|---------|--------|-------|-------|
| 現状              | 従来、市の施設に自動販売機を設置する場合は、行政財産の目的外使用許可としていましたが、地方自治法の改正により、行政財産の余剰部分は賃貸借契約による貸付が可能となったため、浄化センターに設置する自動販売機を貸付制度に変更することで、より施設の有効活用を図る必要があります。 |         |        |       |       |
| 取組概要            | ①入札制度の導入：浄化センター内の自動販売機については、目的外使用許可から貸付制度へ切り替えます。   |         |        |       |       |
| 年度              | 内容  | H27年度   | H28年度  | H29年度 | H30年度 |
| 工程              | ①入札の実施、導入、再契約   | ◎ 実施・導入 | ⇒ 継続   | ⇒ 継続  | ◎再契約  |
| 指標              | ①新規貸付制度導入台数   | 7台      | —      | —     | —     |
| 効果額             | 収入増額（単位：千円）   | 391     | 391    | 924   | 924   |

基本方針Ⅲ「持続可能な財政運営の確立」

改革の方向3「地方公営企業の経営改善」

| 4 運転管理業務の見直しと包括民間委託の推進 |  | 所管課                           | 下水道施設課                  |                            |                                |
|------------------------|--|-------------------------------|-------------------------|----------------------------|--------------------------------|
| 現状                     | 7浄化センター（運転管理業務委託）のうち3浄化センター（長田、城北、静清）は包括民間委託していますが、包括民間委託は、民間技術力の活用による効率的な維持管理が可能となる反面、運転管理から修繕の適否まで委託業者が判断するため、職員の技術力低下が課題となるほか、包括民間委託でも、地元対応や災害等緊急時では、市職員の対応も必要となる場合があります。このため、さらなる包括民間委託化については、実施効果等を検証し、財政的・人的側面などから、総合的に検討する必要があります。一方、運転管理業務委託は、同一施設内の業務を一括発注することで、業務の統一とコスト削減が期待できるため、発注方法の見直しが必要となっています。 |                               |                         |                            |                                |
| 取組概要                   | ①運転管理業務の統一：同一浄化センター内の業務は、同一の運転管理業者に委託し、業務の統一化とコスト削減を図ります。<br>②包括民間委託の検討：包括民間委託未実施の浄化センターについては、民間活力を導入した包括民間委託への移行の可否を検討します。  |                               |                         |                            |                                |
| 年度                     | 内容   | H27年度                         | H28年度                   | H29年度                      | H30年度                          |
| 工程                     | ①中島浄化センター-水処理と汚泥処理の契約統合<br>長田浄化センターと丸子芹が谷ポンプ所の契約統合<br>清水南部浄化センター-改築更新計画等の精査、委託内容の調査・検討等<br>②包括民間委託の検証、検討   | △ 検討 ○方針決定<br>◎ 実施<br>△ 委託の検証 | ⇒ 継続<br>△ 精査<br>△ 委託の検証 | ⇒ 継続<br>△ 調査・検討<br>△ 委託の検証 | ⇒ 継続<br>○ 一部実施<br>△ 対象施設の調査・検討 |
| 指標                     | ①②契約統合及び包括民間委託化検討施設数   | 3施設                           | 3施設                     | 1施設                        | 4施設                            |
| 効果額                    | 削減額（単位：千円）   | 実績報告                          | —                       | —                          | —                              |

| 5 下水汚泥燃料化の推進 |   | 所管課   | 下水道施設課                     |                            |                            |
|--------------|---|-------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|
| 現状           | 現在、3浄化センターで発生した下水汚泥は、中島浄化センターに集約され、2基の焼却炉で、年間約31,400tを焼却処理しています。焼却処理により発生する焼却灰、約1,100t/年は、民間業者に処分の委託をしており（約25,000千円/年）、セメント原料などに有効利用されていますが、焼却処理により、約17,700t-CO <sub>2</sub> /年の温室効果ガスが発生しています。このため、処理方法の見直しによる環境保全とコスト削減が求められています。 |       |                            |                            |                            |
| 取組概要         | ①焼却施設の更新：中島浄化センター焼却炉の老朽化に伴い、1基の焼却炉を下水汚泥から燃料化物を生成する炭化炉に更新し、焼却灰処分費及び温室効果ガス排出量の削減を図ります。  |       |                            |                            |                            |
| 年度           | 内容  | H27年度 | H28年度                      | H29年度                      | H30年度                      |
| 工程           | ①施設建設工事、運転開始<br>燃料化物の生成（約1,200t/年）  | ○ 実施  | ◎ 完了・運転開始<br>○ 実施（約600t/年） | ◎ 実施（約1,200t/年）            | ⇒ 継続                       |
| 指標           | 温室効果ガス排出削減量   | —     | 5,550t-CO <sub>2</sub> /年  | 11,100t-CO <sub>2</sub> /年 | 11,100t-CO <sub>2</sub> /年 |
| 効果額          | 収入増額（単位：千円）   | —     | 60                         | 165                        | 165                        |
|              | 削減額（単位：千円）  | —     | 9,550                      | 19,100                     | 19,100                     |

基本方針Ⅲ「持続可能な財政運営の確立」

改革の方向3「地方公営企業の経営改善」

| 6 下水道管渠のアセットマネジメント |   | 所管課               | 下水道計画課<br>下水道維持課  |                   |                   |
|--------------------|---|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 現状                 | 本市下水道事業は事業着手から約90年が経過し、S50年代以降に布設した下水道管が法定耐用年数を迎えていく中、耐震化も図りながら下水道管の更新等を行っていく必要があります。   |                   |                   |                   |                   |
| 取組概要               | ①下水道管渠の更新：アセットマネジメントの考え方を採り入れた「静岡市公共下水道再構築基本計画」（H27～）の中では、下水道事業全体を考慮し、事業量及び事業費の平準化を図っています。特に耐震化を行うことにより管渠の更新等が図れることから、耐震上重要な下水道管渠474.2kmのうち、耐震化済み管渠延長が、H26年度末は217.7kmですが、これをH30年度末に246.3kmとします。 |                   |                   |                   |                   |
| 年度                 | 内容  | H27年度             | H28年度             | H29年度             | H30年度             |
| 工程                 | ①計画的な管渠更新<br>(累計キロ数)<br>(H26 217.7km)   | ◎ 実施<br>(228.9km) | ⇒ 継続<br>(233.9km) | ⇒ 継続<br>(238.9km) | ⇒ 継続<br>(246.3km) |
| 指標                 | 更新成果率（耐震化率）   | 48.3%             | 49.3%             | 50.4%             | 51.9%             |

| 7 下水道技術職員の人材育成 |   | 所管課          | 下水道部各課                       |                              |                              |
|----------------|---|--------------|------------------------------|------------------------------|------------------------------|
| 現状             | 下水道部においては業務の委託化が進み、運転管理、維持管理等に直接携わる機会が減少しており、職員の技術力や知識をどう継承していくかが課題となっています。   |              |                              |                              |                              |
| 取組概要           | ①ナレッジバンクの実施：技術や知識を文書化し、誰でもアクセスできるよう共有フォルダに蓄積するナレッジバンクを実施します。<br>②e-ラーニングの実施：対象者全員に受講させることができるe-ラーニングを活用し、技術や知識の習得に取り組みます。<br>③技術士や下水道技術検定等の受験に要する経費の一部助成制度の導入を検討します。<br>④仕組みの検証・見直し：①と②の取組みについて、実施後に事業の検証を行い見直しを行います。 |              |                              |                              |                              |
| 年度             | 内容  | H27年度        | H28年度                        | H29年度                        | H30年度                        |
| 工程             | ①ナレッジバンクの実施<br>②e-ラーニングの実施<br>③資格試験の受験料助成制度導入検討<br>④仕組みの検証・見直し  | ◎ 実施<br>◎ 実施 | ⇒ 継続<br>⇒ 継続<br>◎ 実施<br>◎ 実施 | ⇒ 継続<br>⇒ 継続<br>⇒ 継続<br>⇒ 継続 | ⇒ 継続<br>⇒ 継続<br>⇒ 継続<br>⇒ 継続 |
| 指標             | ①②技術職員の研修受講率  | 100.0%       | 100.0%                       | 100.0%                       | 100.0%                       |

### 施策3「市立病院の経営改善」

#### 取組内容

病院事業の健全経営を図り、質の高い安定した医療サービスを提供するため、市立病院の地方独立行政法人化に向け、取り組んでいきます。

また、清水病院については、経営計画（実施期間：H27年度～H30年度）に基づき、医療スタッフの安定的な確保に努めるなど、将来的な実質黒字化を目指して経営改善を図っていきます。

#### 取組項目(7項目)

- 1 経営形態の見直し
- 2 収納率の維持（静岡病院：H28から独法化）
- 3 病棟薬剤師の増員配置（静岡病院：H28から独法化）
- 4 収納率の維持（清水病院）
- 5 病床機能の再編（清水病院）
- 6 医療スタッフの確保（清水病院）
- 7 材料費の削減（清水病院）



入院患者への看護



回復期リハビリテーション

#### 具体的な取組

| 1 経営形態の見直し |   | 所管課                                       | 保健医療課                            |                       |                  |
|------------|---|---|----------------------------------|-----------------------|------------------|
| 現状         | 現在は地方公営企業法の一部適用により経営を行っていますが、地方独立行政法人へ移行することにより、公共性を確保しつつ経営の自由度を拡大させることができ、よって、環境の変化や患者のニーズに即して、医療資源を迅速、柔軟に整備することが可能となり、これまで以上に医療サービスの向上を図ることができます。このため、地方独立行政法人への移行に向けた取組を着実に進める必要があります。 |   |                                  |                       |                  |
| 取組概要       | ①地方独立行政法人への移行：静岡病院については、H28年度に地方独立行政法人化するよう、準備を進めます。また、清水病院は、経営改善策を実施した上で、H30年代半ばに移行できるよう取り組んでいきます。   |   |                                  |                       |                  |
| 年度         | 内容  | H27年度                                     | H28年度                            | H29年度                 | H30年度            |
| 工程         | ①静岡病院の地方独立行政法人移行準備（中期目標・中期計画案策定、総務省への設立認可申請等）、地方独立行政法人化<br>②評価委員会による評価  | ◎静岡病院の地方独立行政法人移行準備<br><br>◎中期目標・中期計画案への意見 | ◎静岡病院の地方独立行政法人化<br><br>◎評価委員会の開催 | ⇒ 継続<br><br>◎前年度実績の評価 | ⇒ 継続<br><br>⇒ 継続 |
| 指標         | ①地方独立行政法人化へ移行した病院数  | —   | 1病院                              | —                     | —                |
| 削減人員       | 正規<br>非常勤   | —   | 約600人<br>約100人                   | —                     | —                |

\* 地方独立行政法人化へ移行する際の削減人員のうち、病院事務局を除く医療職職員等は職員適正配置計画上の計画値に含まれていません。



基本方針Ⅲ「持続可能な財政運営の確立」

改革の方向3「地方公営企業の経営改善」

|                       |   |                          |       |                       |       |
|-----------------------|---|--------------------------|-------|-----------------------|-------|
| <b>2</b> 収納率の維持（静岡病院） |   | 所管課                      |       | 静岡病院事務局<br>(H28から独法化) |       |
| 現状                    | 職員による督促や徴収委託会社による滞納抑制により高い収納率を確保していますが、今後もそれらの取組を継続・強化し、収納率の維持を図る必要があります。 |                          |       |                       |       |
| 取組概要                  | ①収納対策の強化：未収金対策を強化し、収納率の維持に取り組みます。   |                          |       |                       |       |
| 年度                    | 内容  | H27年度                    | H28年度 | H29年度                 | H30年度 |
| 工程                    | ①収納対策の強化  | ◎ 実施                     | —     | —                     | —     |
| 指標                    | H26当初予算時<br>①収納率（現年）（滞繰）<br>99.01% 9.36%                                  | （現年）（滞繰）<br>99.01% 9.36% | —     | —                     | —     |

\*滞繰とは滞納繰越分（過年分）を示しています。

|                           |  |       |       |                       |       |
|---------------------------|--|-------|-------|-----------------------|-------|
| <b>3</b> 病棟薬剤師の増員配置（静岡病院） |  | 所管課   |       | 静岡病院事務局<br>(H28から独法化) |       |
| 現状                        | 現在2病棟に薬剤師を配置していますが、今後、増員を図り、より医療体制を充実させる必要があります。                           |       |       |                       |       |
| 取組概要                      | ①薬剤師の増員：採用試験、合同説明会、インターンシップ、院内見学会、業界誌HP掲載などにより、8人を増員し各病棟に配置できるよう人材確保に努めます。 |       |       |                       |       |
| 年度                        | 内容   | H27年度 | H28年度 | H29年度                 | H30年度 |
| 工程                        | ①病棟薬剤師の完全配置  | ◎ 実施  | —     | —                     | —     |
| 指標                        | ①薬剤師増員数  | 8人    | —     | —                     | —     |
| 効果額                       | 収入増額（単位：千円）  | 4,000 | —     | —                     | —     |

|                       |   |                          |                          |                          |                          |
|-----------------------|---|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|
| <b>4</b> 収納率の維持（清水病院） |   | 所管課                      |                          | 清水病院事務局                  |                          |
| 現状                    | 職員による督促や徴収委託会社による滞納抑制により高い収納率を確保していますが、今後もそれらの取組を継続・強化し、収納率の維持を図る必要があります。 |                          |                          |                          |                          |
| 取組概要                  | ①収納対策の強化：未収金対策を強化し、収納率の維持に取り組みます。   |                          |                          |                          |                          |
| 年度                    | 内容  | H27年度                    | H28年度                    | H29年度                    | H30年度                    |
| 工程                    | ①収納対策の強化  | ◎ 実施                     | ⇒ 継続                     | ⇒ 継続                     | ⇒ 継続                     |
| 指標                    | H26当初予算時<br>①収納率（現年）（滞繰）<br>99.04% 9.16%                                  | （現年）（滞繰）<br>99.04% 9.16% | （現年）（滞繰）<br>99.04% 9.16% | （現年）（滞繰）<br>99.04% 9.16% | （現年）（滞繰）<br>99.04% 9.16% |

\*滞繰とは滞納繰越分（過年分）を示しています。

基本方針Ⅲ「持続可能な財政運営の確立」

改革の方向3「地方公営企業の経営改善」

| 5 病床機能の再編（清水病院） |  | 所管課     | 清水病院事務局 |         |         |
|-----------------|--|---------|---------|---------|---------|
| 現状              | 今後の人口構成や、超高齢社会に向けた医療制度の方向性を勘案しつつ、地域の医療ニーズに即した病床機能の再編を図る必要があります。  |         |         |         |         |
| 取組概要            | ①病床機能の再編：急性期患者の受入や急性期後の患者受入、在宅復帰の支援に対応できる医療体制を確保するために、集中治療病床や地域包括ケア病床を新設するなど、地域の医療ニーズに即した病床機能の再編を図ります。 |         |         |         |         |
| 年度              | 内容   | H27年度   | H28年度   | H29年度   | H30年度   |
| 工程              | ①病床機能の再編   | ◎ 実施    | ⇒ 継続    | ⇒ 継続    | ⇒ 継続    |
| 指標              | ①集中治療病床利用率   | 70.0%   | 70.0%   | 70.0%   | 70.0%   |
|                 | ①地域包括ケア病床利用率   | 55.0%   | 70.0%   | 82.0%   | 82.0%   |
| 効果額             | 収入増額（単位：千円）  | 301,686 | 356,026 | 481,894 | 481,894 |

| 6 医療スタッフの確保（清水病院） |  | 所管課                 | 清水病院事務局 |       |       |
|-------------------|--|---------------------|---------|-------|-------|
| 現状                | 全国的に医師・看護師が不足しており、当院でも医師・看護師の確保が困難な状況になっています。また、近年の診療報酬改定（2年に1度）は、医療費抑制や医療提供体制の再構築を目的として、医療機関に対し厳しい内容となっています。このため、薬剤師等の医療スタッフを確保し、医師・看護師の負担軽減や診療報酬加算の獲得など、経営改善策に取り組む必要があります。 |                     |         |       |       |
| 取組概要              | ①薬剤師の増員：病棟薬剤師を配置するために薬剤師を確保します。<br>②リハビリテーションスタッフの増員：リハビリテーション機能の強化・充実のためにリハビリテーションスタッフを増員します。   |                     |         |       |       |
| 年度                | 内容   | H27年度               | H28年度   | H29年度 | H30年度 |
| 工程                | ①医療スタッフの確保   | ◎ 実施                | ⇒ 継続    | ⇒ 継続  | ⇒ 継続  |
| 指標                | 薬剤師、リハビリテーションスタッフの増員数  | 薬剤師 5人<br>リハスタッフ 6人 | —       | —     | —     |

| 7 材料費の削減（清水病院） |   | 所管課    | 清水病院事務局 |        |        |
|----------------|---|--------|---------|--------|--------|
| 現状             | 後発医薬品の採用推進等により材料費の節減に努めていますが、費用削減や患者負担額の低減のため、今後も継続して取り組む必要があります。 |        |         |        |        |
| 取組概要           | ①材料費の削減：後発医薬品の採用を推進し、材料費の削減に取り組みます。                               |        |         |        |        |
| 年度             | 内容  | H27年度  | H28年度   | H29年度  | H30年度  |
| 工程             | ①材料費の削減   | ◎ 実施   | ⇒ 継続    | ⇒ 継続   | ⇒ 継続   |
| 指標             | 後発医薬品採用率（H25 13.2%）   | 15%    | 16%     | 17%    | 18%    |
| 効果額            | 削減額（単位：千円）  | 10,000 | 20,000  | 30,000 | 40,000 |



第3次静岡市行財政改革前期実施計画  
(平成27年度～平成30年度)

平成27年3月  
(平成28年3月改訂)  
(平成29年3月改訂)  
(平成30年3月改訂)  
静 岡 市

〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号  
静岡市総務局行政管理課